

令和 7 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 7 (2025) 年 6 月
岐阜保健大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的	5
基準 2. 内部質保証	11
基準 3. 学生	26
基準 4. 教育課程	44
基準 5. 教員・職員	66
基準 6. 経営・管理と財務	77
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A. 地域貢献	89
V. 特記事項	93
VI. 法令等の遵守状況一覧	94
VII. エビデンス集一覧	111
エビデンス集（データ編）一覧	111
エビデンス集（資料編）一覧	111

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

学校法人豊田学園岐阜保健大学は昭和 53(1978)年の中央調理師学校の設立に始まり、昭和 59(1979)年学校法人の認可を受けた。その後、昭和 61(1960)年に岐阜県医師会医療秘書学院の移管を受け、日本医師会認定・豊田学園岐阜医療秘書学校として医療関連職者の養成を開始した。平成 2(1990)年豊田学園医療専門学校と名称変更すると同時に、看護学科(看護師 2 年課程)を開設し、平成 18(2006)年 3 月までに 700 名余の卒業生を輩出した。また、高齢化社会の重要課題である老人介護及び障害を持つ人の自立支援を担う人材育成を目的として、平成 6 年に介護福祉学科を開設、平成 8(1996)年には豊田学園医療福祉専門学校と名称変更して、平成 9(1997)年にリハビリテーション学科(理学療法士科、作業療法士科)、さらに平成 15(2003)年に東洋医療学科(はり・きゅう科)、平成 16(2004)年には東洋医療学科(柔道整復科)を増設した。これらの経験と教育実績をもとに、平成 19(2007)年 4 月「岐阜保健短期大学」(看護学科)を開設し、「岐阜保健短期大学医療専門学校」(はり・きゅう科、柔道整復科)を併設する短期大学となった。

その後、平成 21(2009)年に「岐阜保健短期大学」にリハビリテーション学科、理学療法学専攻を、続く平成 22(2010)年には同リハビリテーション学科に作業療法学専攻並びに言語聴覚学専攻(平成 26(2014)年 3 月廃止)を開設した。

さらに、時代の要請により、地域特性に応じた看護師及び療法士の教育・研究活動を積極的に推進し医療の様々な分野での社会要請に十分に応えられる質の高い医療人を育成し、医療人教育・研究の中核機関としての役割を果たす目的で平成 31(2019)年 4 月に岐阜保健大学看護学部・看護学科(以下、看護学部)を設立し、続いて令和 3(2021)年にリハビリテーション学部を開設した。さらに、看護職者の養成や再教育を担う人材及び卓越した看護実践能力を有する人材の育成のため、令和 3(2021)年に大学院看護学研究科(修士課程)を設置した。あわせて、令和 3(2021)年 4 月 1 日より、従来の短期大学は岐阜保健大学短期大学部と名称変更した。

本学は「命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献できる医療人の養成」を建学の精神として掲げ、社会の進展と人類の福祉に貢献すべく教育実践を通してこの具現化に努めてきた。

学校法人としての開設時、本学の建学の精神は当時の学則第 1 条第 1 項にある「保健医療に関する理論及び技術を教授研究し、並びに豊かな人間性および高潔な人格を備えた資質の高い人材を育成することにより、保健医療の向上と福祉の増進に寄与する」とした。

しかし、建学の精神としては少し長文であり、教員から端的な表現に変更したいとの意見が出され検討した。その結果、平成 22(2010)年に新しい建学の精神を策定した。原案を学長が発案し、その後、自己点検・評価委員会で数回議論を重ね、さらに数回にわたる全学的な議論を経て、平成 23(2011)年 3 月、地域医療の保健従事者の確保の一翼を担う本学の役目を認識して「命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献できる医療人の養成」を新しい建学の精神として理事会に提案した。理事会ではこれを受けて、慎重に審議され、承認され、それ以降、上記の建学の精神が受け継がれている。

こうした建学の精神に則り、本学では地域医療に貢献できる人材の育成に努め、学問の教授を通して実践力を有する人材育成を行っている。この建学の精神は、地域に根差

す大学として看護学及びリハビリテーション学の実践に必要な知識、技能、態度を備えた医療人を養成する意図であり、それぞれの学部、学科の教育理念・教育目標にその趣旨を反映させた。

また、本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法の精神に則るとともに、大学の建学の精神および基本理念に基づき定められており、大学学則の第1条において、「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、保健医療に関する専門の理論及び技術を深く教授研究し、並びに豊かな人間性、高潔な人格と専門的能力をかね備えた資質の高い人材を育成することにより、地域の保健医療の向上と福祉の増進に寄与し、その教育研究の成果により、広く地域と社会の発展に貢献することを目的とする。」と明記している

また本学は医療系の2学部を持つ大学であり、以下の3点を特記すべき特徴としている。

第一の特徴は「社会人としての基礎力をアップするための教育」である。本学では、ヒトと環境にやさしい SDGs 社会実現のための社会人、特に医療人としての基礎的な学力と応用能力、およびチームワーク医療に欠かせないコミュニケーション能力、さらに一人の人間として社会と関わるために必要な自己管理能力の養成を目指している。これらの能力を発揮して SDGs 社会に即して、地域とそこに生活する人々と連携・共生することができる人材の養成教育を展開している。

第二の特徴は医療連携力のアップである。本学は地域医療に貢献できる人材の育成を目的としており、地域に開かれた大学を目指し、地域の行政機関、医療界、大学および市民レベルでの貢献を行い、医療連携力を充実させた教育を行っている。また、本学では地域社会との連携を図るため、4つの研究センター（①ネウボラの継続母子支援センター、②高齢者認知症予防センター、③多文化共生・多様性健康推進センターおよび④多職種連携実践センター）を設置し、地域への貢献と同時に、医療人同士の関係も学べるよう工夫をしている。

第三の特徴は実践力のアップである。本学は実践力のアップを目指す教育・研究施設としてサイエンスラボ（フィジカルサイエンスラボとADLサイエンスラボの2部門）と東海エリアで初となる最先端のシュミレーションセンターを設置している。シュミレーションセンターおよびサイエンスラボでは臨床現場を可能な限り再現して、実践力を強化する教育を進めている。

このように、建学の精神、大学の使命、教育目的を達成するために、大学の持つ個性や特色を反映させ、学生が獲得できる能力を具体的に実感できるよう、大学ホームページや入試ガイド等で明示し、実践している。

Ⅱ. 沿革

表 I-①. 本学の沿革

昭和 46 (1971) 年	・ 各種学校認可
昭和 53 (1978) 年	・ 専門学校認可
昭和 59 (1984) 年	・ 学校法人豊田学園 (専修学校) 設立認可 ・ 学校法人豊田学園 設立 (成立)
昭和 61 (1986) 年	・ 岐阜医療秘書学校 (各種学校) 認可
平成 10 (1988) 年	・ 岐阜医療秘書学校 (専修学校) 認可
平成 12 (1989) 年	・ 豊田学園医療専門学校 (専修学校) 認可 ・ 豊田学園医療専門学校 看護学科 設置認可
平成 2 (1990) 年	・ 豊田学園医療専門学校 開学 ・ 豊田学園医療専門学校 看護学科 開設 ・ 豊田学園中央調理専門学校を豊田学園調理専門学校に名称変更
平成 6 (1994) 年	・ 豊田学園医療専門学校 介護福祉学科 設置認可 ・ 豊田学園医療専門学校 介護福祉学科 開設
平成 8 (1996) 年	・ 豊田学園医療専門学校を豊田学園医療福祉専門学校に名称変更
平成 9 (1997) 年	・ 豊田学園医療福祉専門学校 リハビリテーション学科 設置認可 ・ 豊田学園医療福祉専門学校 リハビリテーション学科 開設
平成 15 (2003) 年	・ 豊田学園医療福祉専門学校 東洋医療学科 はり・きゅう科 設置認可 ・ 豊田学園医療福祉専門学校 東洋医療学科 はり・きゅう科 開設
平成 16 (2004) 年	・ 豊田学園医療福祉専門学校 東洋医療学科 柔道整復科 設置認可 ・ 豊田学園医療福祉専門学校 東洋医療学科 柔道整復科 開設
平成 18 (2006) 年	・ 岐阜保健短期大学 看護学科 設置認可
平成 19 (2007) 年	・ 岐阜保健短期大学 開学 ・ 岐阜保健短期大学 看護学科開設 ・ 校舎落成式、開学式 举行 ・ 豊田学園調理専門学校を岐阜保健短期大学調理専門学校に名称変更 ・ 豊田学園医療福祉専門学校を岐阜保健短期大学医療専門学校に名称変更
平成 20 (2008) 年	・ 岐阜保健短期大学調理専門学校 廃止
平成 21 (2009) 年	・ 岐阜保健短期大学医療専門学校 看護学科 廃止 ・ 岐阜保健短期大学医療専門学校 介護福祉学科 廃止 ・ 岐阜保健短期大学 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 開設
平成 22 (2010) 年	・ 岐阜保健短期大学 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 開設 ・ 岐阜保健短期大学 リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻 開設

岐阜保健大学

	・バスケットコート竣工
平成 23（2011）年	・岐阜保健短期大学医療専門学校 リハビリテーション学科（理学療法士科） 廃止 ・7号館北側テニスコート、7号館西側キャンパス、学生駐車場 竣工
平成 24（2012）年	・岐阜保健短期大学医療専門学校 リハビリテーション学科（作業療法士科） 廃止 ・第1・第2・第3 学生駐車場 竣工
平成 25（2013）年	・多目的運動場 竣工
平成 26（2014）年	・新図書館棟竣工 ・岐阜保健短期大学 リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻 廃止
平成 30（2018）年	・岐阜保健大学 看護学部 看護学科 設置許可
平成 31（2019）年 令和元（2019）年	・岐阜保健大学 開学 ・岐阜保健大学 看護学部 看護学科 開設 ・岐阜保健短期大学を岐阜保健大学短期大学部に名称変更 ・岐阜保健短期大学医療専門学校を岐阜保健大学医療専門学校に名称変更
令和 2（2020）年	・岐阜保健大学大学院 看護学研究科 看護学専攻（修士課程）設置許可 ・岐阜保健大学 リハビリテーション学部 理学療法学科 設置許可 ・岐阜保健大学 リハビリテーション学部 作業療法学科 設置許可 ・岐阜保健大学医療専門学校の東洋医療学科をスポーツ健康学科に名称変更
令和 3（2021）年	・岐阜保健大学短期大学部 看護学科 廃止 ・岐阜保健大学大学院 看護学研究科 看護学専攻（修士課程）開設 ・岐阜保健大学大学院開設 ・岐阜保健大学 リハビリテーション学部 理学療法学科 開設 ・岐阜保健大学 リハビリテーション学部 作業療法学科 開設
令和 4（2022）年	・プロムナード、屋外看護、リハビリ実習場 整備
令和 5（2023）年	・岐阜保健大学短期大学部 閉学
令和 6（2024）年	・法人設立 40 周年 ・私立学校法の一部改正に伴う学校法人豊田学園寄附行為の全面 改正

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに、大学の基本理念に基づき定められており、「岐阜保健大学学則（以下「学則」という。）」第1条において、「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、保健医療に関する専門の理論及び技術を深く教授研究し、並びに豊かな人間性、高潔な人格と専門的能力をかね備えた資質の高い人材を育成することにより、地域の保健医療の向上と福祉の増進に寄与し、その教育研究の成果により、広く地域と社会の発展に貢献することを目的とする。」と明記している。

また、大学院研究科については、研究科の目的を大学院学則第1条に「人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもって、人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。」と明記した【F-3】、【資料 1-1-1】。

各学科・学部、研究科の特色に応じた教育・研究を通して使命や目的を実現するためにそれぞれの目的は以下のとおりである。

■看護学部の目的

看護の深い専門的な知識と技術を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけた、常に自己研鑽を継続できる高い資質と看護実践能力を持った看護職者を養成すること、またその養成を通じて広く地域と社会の保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。

■リハビリテーション学部の目的

理学療法、作業療法の専門的知識と技術、態度を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけ、地域の保健・医療・福祉の向上に貢献することのできる高い資質と実践能力を持ったリハビリテーション専門職を養成することを目的とする。

各学科については、以下の通りとする。

(1) 理学療法学科の目的は、理学療法士として対象者の心身の健康支援ならびに日常生活動作の改善を図る能力と QOL（生活の質）の向上に寄与するための専門的知識、技術、態

度を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけることとする。

(2) 作業療法学科の目的は、「対象者となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為の向上を図り、全人的支援を通じて健康と幸福度を促進する能力と人生の満足度を高めることに寄与するための専門的知識、技術、態度を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけることとする」とした。

■大学院研究科の目的

大学院研究科については、研究科の目的を前述のように大学院学則第1条に「人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもって、人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。」と明記した。また、研究科の教育理念・目的については教科案内・学生便覧に「生命の尊厳と人権の尊重を基盤に看護職としての深い学識及び卓越した能力を養い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を学修し、その深奥を深め健康課題への取り組みを通して社会貢献と地域の発展に寄与することを教育理念とする」と明示し、加えて、「看護学研究科における三つのコースの趣旨と目的」はそれぞれについて、教科案内・学生便覧に明示した。

1) 看護学研究コースの目的・研究内容

看護学研究コースは、加速する少子高齢化や自然災害、新種の感染症等により高度化・複雑化・多様化する役割に対応できる高度な知識や実践能力を有した看護管理職、現場のリーダー、看護教育者の養成を通して地域・社会に貢献していくことがその趣旨・目的である。看護の高度な専門的知識と高い技術を基盤とし、エビデンスに基づいた看護の研究能力に重点を置き、多様かつ幅広い視点から看護の課題解決や改善に取り組める科学的思考力と実践能力の向上を目指すことができる研究を中心に行い、質的・量的探索方法を用いて看護実践のリーダー、看護管理者、看護教育者、及び看護専門職として機能発揮力を専門性とする。

2) 保健師コースの目的・研究内容

保健師コースは、今後高齢社会がもたらす医療体制の変化や多様化・複雑化する住民ニーズに対応できる高度な知識や実践能力を有した保健師の養成を通して地域・社会に貢献していくことがその趣旨・目的である。健康問題や危機管理に重点を置き、予防的視点から地域の保健医療や健康増進に貢献できる研究を中心に行い、量的探索方法を用いての問題探索能力と分析力、問題把握力、質的探索方法を用いての解決能力、地域アセスメント力、災害や健康危機の予防や防止策の展開力、社会資源を活用できる力を専門性とする。保健師コースの研究内容は、公衆衛生看護学の領域における課題や問題に対し、学生が自ら研究テーマを設定し、その最新の研究動向を参照するとともに、課題解決の方法を探究するものとする。

3) 助産師コースの目的・研究内容

助産師コースは、高齢出産の増加や不妊治療や体外受精・人工授精等の高度化・複雑化など、周産期医療と母子健康に関連する社会状況の変化に対応できる高度な知識や実践能力を有した助産師の養成を通して地域・社会に貢献していくことがその趣旨・目的である。主に妊娠・出産・育児期にある女性が元来持つ力を最大限に引き出し、安全で安心できる環境の中で、女性と家族との協働し支援できる助産学と母子保健を多角的に捉えることが

できる量的探索方法を用いての問題探索能力と分析力、問題把握力、質的探索方法を用いる研究を中心に行い、助産を通じた女性の健康と安全を保証する科学的かつ倫理的なエビデンスと技能とともに、社会が直面する健康問題に対処できる高度な助産看護実践を専門性とする。助産師コースの研究内容は、助産学や母子保健の領域における課題や問題に対し、学生が自ら研究テーマを設定し、その最新の研究動向を参照するとともに、課題解決の方法を探究するものとする。

以上が本学の使命・目的及び教育目的であるが、これらは、学生便覧、入試ガイド大学ホームページ等に提示し、学内外へ周知している。また、オープンキャンパスや大学の行事を開催する都度、学長や教職員より学生、保護者などのステークホルダーやオープンキャンパスの参加者である高校生やその保護者へ説明している。以上より内外に周知できていると判断した【資料 1-1-a】【資料 1-1-b】。

② 中期的な計画への反映

本学の中期計画は、令和 5（2023）年度よりスタートした。建学の精神及び教育理念を計画の最終目的となる使命（基本的、普遍的価値観の表明）とし、その具現化のために様々な施策を講じている。中期計画は大学ホームページにて公表している。骨子は以下の通りであり、大学の使命、目的、教育目標を反映させたものとなっている。

まず、趣旨として「「建学の精神」にあるように「地域医療を担う人材育成」という設置の原点を踏まえ、更なる教育・研究・医療等の発展、意欲ある医療人の育成、社会貢献等を果たしていくため、以下のような中長期の基本的な目標を定める。」とした。

具体的目標として、これまでの自己点検・評価の結果に基づき、「1) 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置、2) 管理運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置、3) 財務内容の改善移管する目標を達成するための措置、4) 内部質保証、自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置」の 4 項目について計画を立てた。

その中で、第 1 の「大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」として、本学の教育目標である地域医療に貢献できる人材育成および本学の教育の特色である、①SDGs 社会を実現するための社会人としての基礎力アップ、②地域医療に根ざした医療連携力のアップ、③実践力アップのための教育の充実を第一に挙げた。さらに、疾病構造や社会構造の変化に対応し、身体的のみならず精神的・社会的な意味を含めた健康の保持に資する科学的な思考や、医療人として必要な倫理観や対人関係についての能力を育成するための教育を実施する。さらに Information and Communication Technology（ICT）やデータを活用した医療・予防の取組みや保健医療の国際展開など、新しい政策課題に対応できる人材の必要性を見据え、情報科学と語学、特に臨床分野におけるグローバルコミュニケーション教育や情報系科目を充実させる。加えて、地域包括ケアシステムにおいて多職種連携の中核的な役割を担う人材を育成するため、医療・福祉関係者の協力のもと、地域包括ケアシステムを体系的に学ぶカリキュラムを編成する計画である。

また、大学院教育では研究コース・保健師コース・助産師コースの 3 コースの特徴を生かした教育の充実を図るとともに、総合的な能力を養成する共通カリキュラムの編成を行い、アドバンスした教育を三つのポリシーに沿って進めていく計画である。また、本学の大学

院教育課程が社会の要請に応じたものになっているか検証・見直しを行い、地域の保健課題の解決や政策提案など、より高度な実践・研究能力を持つ人材の育成を充実することを計画している。

さらに、優秀な学生の確保や全学的な学修支援体制の整備、特別な配慮を要する学生への学修支援の強化、就職・キャリア支援など学生に対してこれまで以上に学生ファーストの教育の実施を計画している

「研究に関する目標を達成するための措置」については(1)研究の水準の向上(2)臨床研究体制の充実、(3)他の研究施設との共同研究の充実、(4)研究費獲得の支援、(5)研究成果の発信を積極的に行う予定である。

また、「地域貢献に関する目標を達成するための措置」として本学の4つの地域密着型研究センターの充実を図ることを核として計画を進めていく。

次いで、「運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」として、業務体制の改善に関して理事会を中心に業務運営体制を強化していく。

このほか、人事の適正管理、事務の効率化・合理化を日常的に行うように計画し、財務内容の改善に関して財務基盤強化、経費等の効率的執行、資産の適正管理及び有効活用など、日常的な経営管理を今一度見直し、強化を図る計画である。

さらに、「内部質保証・自己点検・評価及び情報提供に関する処置」については、これまでは、自己点検・評価委員会が中心となって行ってきた内部質保証をより強力にするため、内部質保証評価会議を設置して、組織体制の見直しや業務執行方法の改善に取り組む。特に教学監査については新しく専門性を持った人材による監査を行う態勢を整えた。また、自己点検及び評価の実施を積極的に進め、2025年には外部機関による認証評価を受審する。【F-9】

以上、中期計画では大学の使命、目的、教育目標を反映させたものとなっているので、評価できると判断した。

③ 三つのポリシーへの反映

本学は、建学の精神のもと、三つの教育理念を掲げ、本学の使命・目的及び教育目的を反映させた三つのポリシーを学部・学科、大学院の専攻ごとに策定している。

本学の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー;DP)、[教育課程編成・実施の方針](カリキュラム・ポリシー;CP)、[入学者受入れの方針](アドミッション・ポリシー;AP)の三つのポリシーは、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」(答申)(平成20(2008)年12月24日)に基づき、それぞれの学部・学科において策定し、内部質保障会議において見直しを行っている。三つのポリシー見直しの過程においては、本学の基本理念や教育方針との整合性を前提に検討しており、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映したものとなっている。

各学部及び大学院の三つのポリシーはそれぞれ、本報告書の中、「3-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシー(AP)の策定と周知」のところ(p30)でAPについて、「4-1-① ディプロマ・ポリシー(DP)の策定と周知」の項(P50)でDPについて、「4-2-① カリキュラム・ポリシー(CP)の策定と周知」のところ(P56)でCPについて述べているが、これらは大学ホームページおよび各学部、研究科の学生便覧および入試ガイドにて学内外に公表している。以上

のことより、本学は、建学の精神のもと、教育理念を掲げ、本学の使命・目的及び教育目的を反映させた三つのポリシーを学部・学科、大学院の専攻ごとに策定し、公表しているので、評価できると判断した。【F-14】

④ 教育研究組織の構成との整合性

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在、教育・研究組織として、学部は看護学部 1 学科及びリハビリテーション学部 2 学科、大学院は 1 研究科を設置しており、看護学、リハビリテーション学の人材養成及び研究を通して地域社会に貢献することを使命とする大学の理念・目的に適合した構成となっている。学生の実践力学習支援を目的として「シミュレーションセンター」および「サイエンスラボ」を設置し、サポート体制を整えている。また、研究を通じての地域社会への貢献を目的として 4 部門からなる「研究センター」を設置している。

さらに学生は地域の医療機関への実務実習に出かけ、地域医療の現状や問題点を直接体感できるシステムとなっている。

大学の運営については、教授会組織の中の各種委員会に、各学部・学科、教育研究センターの教員を委員として配置し、全学横断的に協議している。また、教授会に上程され、議論された内容および報告された事項は各学部教授会等において伝達され周知されることとなっている。各教員が教育研究組織の中で果たす役割を認識できる仕組みとなっており、教育目的を達成するために、教育研究組織と運営組織が連携していると判断している。また、大学の責務としては、上記のような教育と研究の二本柱に加えて、三本目の柱として社会貢献があるので、本学では、研究センターを中心に自治体や地域住民と様々な形の連携を図っている。図 1-1 に現在の岐阜保健大学の研究教育の組織を示す【資料 1-1-c】。以上、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために本学では看護学部看護学科及びリハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科）、大学院は 1 研究科を設置しており、必要な学部・学科等の研究教育組織を整備しているので、評価できると判断した。

⑤ 変化への対応

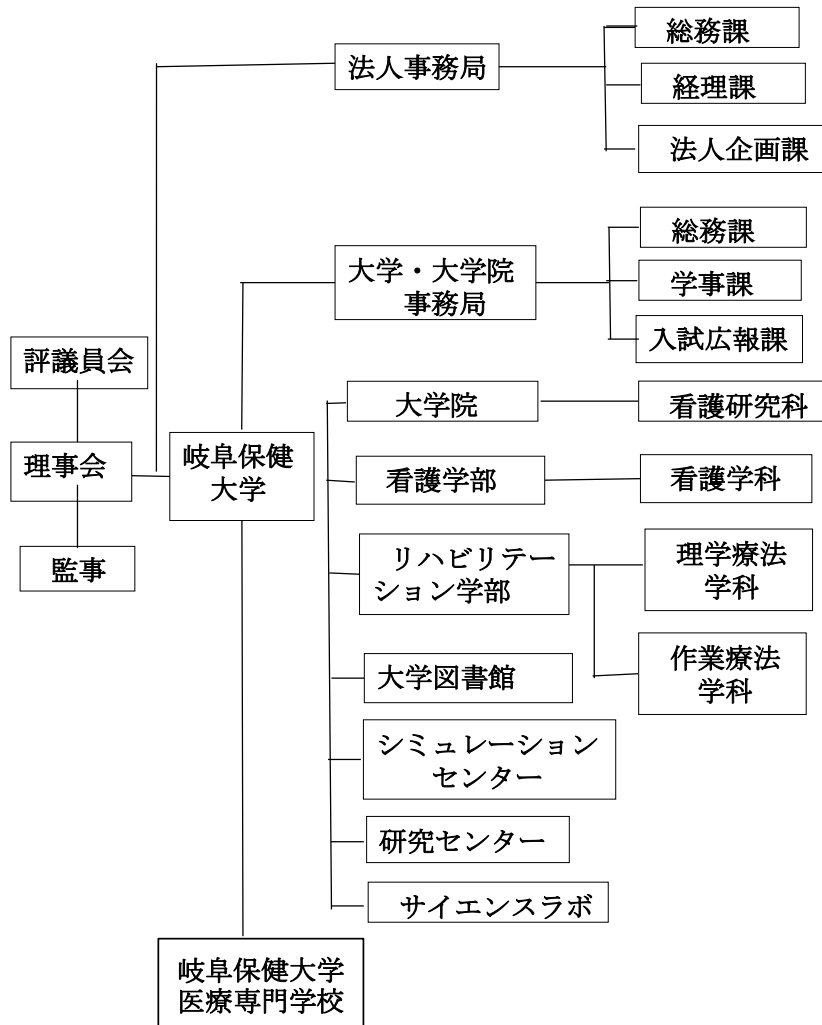
本学の教育目的における使命や目的は開学当初から一貫しており、大きな変更点はない。それらの根幹は教育基本法及び学校教育法に適合するとともに、主として三つのポリシーに簡潔明瞭に説明されている。今後も、機関別、学部別、学科別に、plan, do, check, action のサイクルを機能させながら、学修成果及び研究成果の検証や発表を通して、学内だけでなく、地域社会に密着した活動を益々活性化させることで変化への対応を行っていく予定である。さらに、近年の医療をとりまく環境の変化に基づいて、地域と密着した実践力を重視した教育を充実させて行くことを目標にしている。今後とも教育研究のブラッシュアップを積み上げ、学部及び大学院の使命・目的、教育目的を見直すとともに、大学を取り巻くさまざまな社会情勢の変化に対応し、新しいカリキュラムに対応した教育の見直しを積極的に進めていく【資料 1-1-d】。

以上のことより、大学開設以来、建学の精神は一貫して引き継がれていることから、大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は建学の精神に基づき現在まで変更していない。ただし、社会情勢の変化に応じて学部、学科、大学院ごとに策定された三つのポリシーは

教育環境の変化に対応して、教授会、研究科会議、学部教授会、内部質保証評価会議・運営会議において議論していくので、変化に対応する体制は整っているので、評価できると判断した【資料 1-1-2】。

図 1-1 岐阜保健大学の研究教育の組織図

研究教育組織図



参考資料

【資料 1-1-1】 大学ホームページ

【資料1-1-2】 岐阜保健大学学部教授会規程、岐阜保健大学内部質保証評価会議規程

【資料 1-1-a】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院 看護学研究科」

【資料 1-1-b】 入試ガイド

【資料 1-1-○】 岐阜保健大学研究教育の組織図（図 1-1）

【資料 1-1-d】 岐阜保健大学内部質保証ポリシー

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学の建学の精神は不変的なものであり、本質であると言える。本学の建学の精神は教職員のみならず、学生や保護者にとっても分かりやすく簡潔に表現されており、今後もこの精神に則った使命を貫いていく。

また、本学の使命・目的は開学時から一貫しており、その使命・目的に沿った教育研究上の目的を掲げ実施してきている。これらは、学生便覧、入試ガイド大学ホームページ等に提示し、学内外へ周知している。また、オープンキャンパスや大学の行事を開催する都度、学長や教職員より学生、保護者などのステークホルダーやオープンキャンパスの参加者である高校生やその保護者へ説明している。さらに、中期計画では大学の使命、目的、教育目標を反映させて公表している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

中期計画の進捗状況を自己点検評価委員会が中心となり、検証している。さらに、看護学及びリハビリテーション学の進展とともに、教育カリキュラムが変更になる可能性もあるので両学部とも教育モデル・コアカリキュラムの改訂に注意を払い、それに伴い三つのポリシーおよびカリキュラムについて検討を行っていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後の三つのポリシーの改定や中期計画の見直しについては、本学の教育理念と目的に則って適切に機能しているかを教授会・自己点検・評価委員会が検証しながら、後述の内部質保証評価会議が必要な見直しを図っていく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 内部質保証の方針の明示

内部質保証の組織として開学時には、自己点検・評価委員会を設置した。すなわち「岐阜保健大学学則」第 2 条第 1 項に「本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定め、これに基づき「自己点検・評価委員会」を設置した。

開学時に、本学では大学の前身となる短期大学部に自己点検・評価委員会が設置されてお

り、短期大学部が令和2年(2020年)に機関別評価を受審する予定であったので、大学の自己点検・評価委員会は短期大学部の委員会と併設する形で業務を行った。受審の結果、短期大学部は機関別評価に合格の判定を受けたので、その後は、大学の自己点検・評価委員会が学園全体の点検評価機関として活動を開始した。

しかし、自己点検・評価委員会の活動のみでは大学の内部質保証が十分ではなく、問題点の解決策を検討するために2022年から、内部質保証に関する組織の検討を企図した。その結果、全学的な内部質保証に関する方針に関して、令和4(2022)年度に「岐阜保健大学内部質保証ポリシー」を策定し、公表すると同時に内部質保証評価会議を設置した【資料2-1-1】。

以下に「岐阜保健大学内部質保証ポリシー」の骨子を示す。

「岐阜保健大学内部質保証ポリシー」

『岐阜保健大学（以下「本学」という。）では、本来の趣旨にのっとり、高等教育機関としての人材養成機能が求められる。このような観点から、教育の内部質保証は大学にとって、根幹になるものと考えている。また、内部質保証は、大学経営陣や一部組織の活動によって実現するものではなく、大学運営にかかわるすべての教職員全体の目的意識と行動があってはじめて有効なものとなるので全学一致の体制を整備する。』

内部質保証における全学の方針として、建学の精神に則り、豊かな人間性、高潔な人格と専門的能力を兼ね備えた人材養成を図り、広く地域の保健医療に貢献人材養成を目的としている。

そのために、本学では大学の理念・教育目標の実現に向けて、三つのポリシーに従い、Plan, Do, Check, Action (PDCA) サイクルに基づいた自己点検・評価を行い、その結果に基づいて恒常的・継続的に教育研究活動の充実及び向上を図り、その質を保証していく学内システムを構築し、内部質保証評価会議を設置して自己点検・評価委員会を中心に教授会と協働して大学の内部質保証を推進する。』

以上の様に全学的な方針として「岐阜保健大学内部質保証ポリシー」を策定し公表した。

(2) 内部質保証の組織の整備および責任体制の確立

内部質保証の組織として「岐阜保健大学内部質保証ポリシー」においても述べたように岐阜保健大学内部質保証評価会議（以下「評価会議」という。）を推進する統括的な組織として設置した。

評価会議は、「岐阜保健大学内部質保証評価会議規程」に示すように岐阜保健大学学則第2条の2および岐阜保健大学大学院学則第2条の3の規定に基づき、岐阜保健大学の建学の精神の実現に向けて、教育研究および管理運営等に関する自己点検・評価を総括し、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを教授会との協働のもと、継続的に行うことにより、教育・研究の水準の向上を図り、自らの責任でその質を保証するための組織と位置付けた【資料2-1-2】。

評価会議は学長を議長として、副学長、学園長、学部長、研究科長、大学事務局長がその任を担い、自己点検・評価の結果や諸種委員会の提案及び教学監査を含む監事会からの意見等に基づき教育・研究の施策及び課題を審議している、さらに、それらの結果を運営会議に提示し、法人事務局長を加えた運営会議が全学的な立場から方針を決定して、理事会および教授会に提示し、効果的に本学の教育・研究活動・地域貢献を充実させるよう機

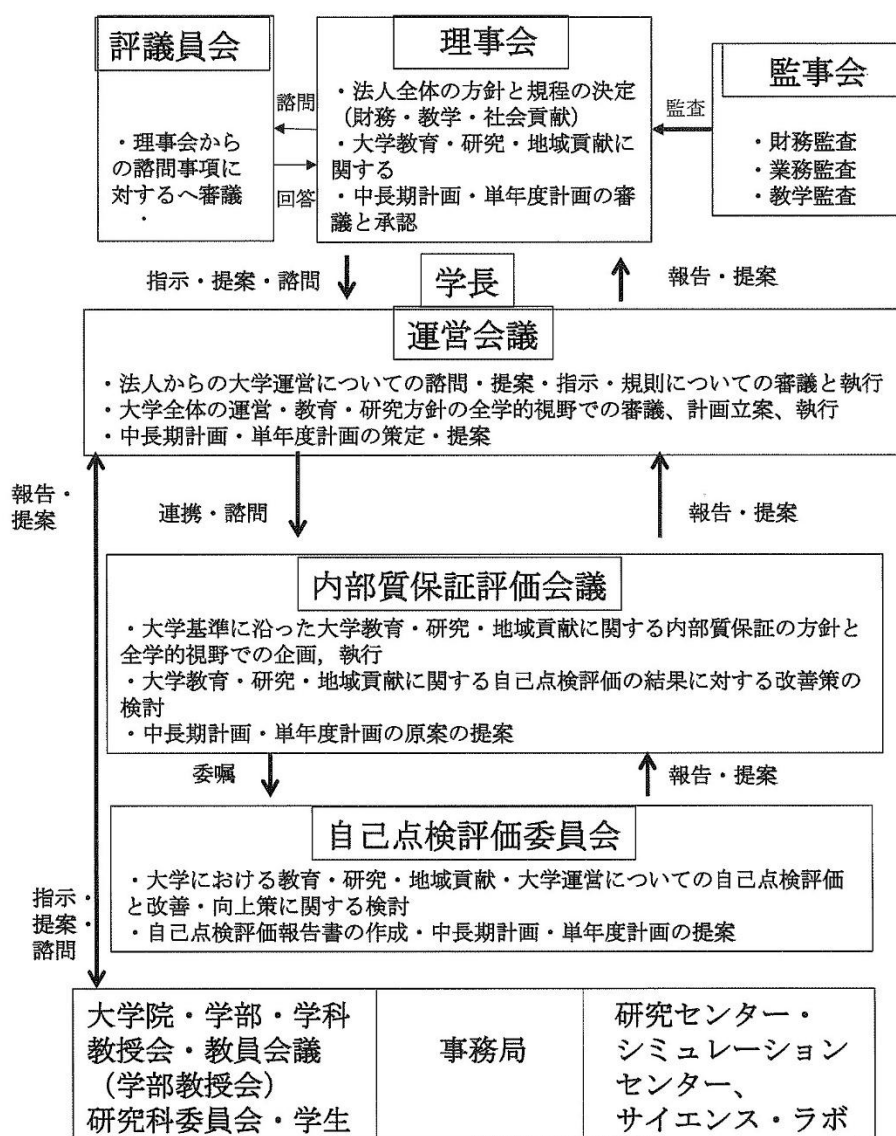
能している。

また、自己点検・評価委員会は毎年、自己点検・評価報告書を作成し、その報告書に基づき大学の教育研究活動等を外部の教学担当監事によって監査を受け、内部質評価会議に報告する仕組みとした。加えて、自己点検・評価の客観性・妥当性および内部質保証の有効性を高めるための活動結果を理事会に報告することとした。このほか、内部質保証評価会議には「専門事項を調査研究するために、専門の委員会を置くことができる」として、変化する教育・研究・社会環境に迅速に対応できるようにした。

さらに、大学運営、財務に関する改革・改善は、法人運営全体の方針と密接に関係していることから、法人の内部質保証活動の一環としても推進することを法人に求め、大学がこれに積極的に関与していくこととした。

以上のように内部質保証評価会議が中心となり、「自己点検・評価委員会」および「教授会」との協働および監事からの監査を受け、大学及び理事会への指示・依頼ができる体制として、それぞれの役割分担および責任を明確にした。内部質保証のための組織図を図 2-1 に示す【資料 2-1-3】。

図 2-1 内部質保証のための組織図



(3) 内部質保証の手続き

1) 評価会議は自己点検・評価委員会に、看護学部およびリハビリテーション学部並びに大学院看護学研究科で実施されている教育、研究活動及びそれらに伴う評価・改善の取組みが、それぞれの DP, CP, AP に基づくものであるかどうか、さらにそれらの実施に必要な制度設計、人的資源、物的資源さらには財務状況等を全学的な立場から点検評価し、まとめて年度ごとに自己点検・評価報告書として報告するよう求める。

また、その活動について教学監事に監査を依頼し、その結果を報告するよう求めることとする。

2) 評価会議は、機関別認証評価や分野別認証評価のプロセスで示された全学的な教育・研究・地域貢献に関する課題について検証し、問題があれば対応する責任組織を速やかに決定して改善を指示する。その後、改善状況の報告を求め、評価する。また、認証評価機関より示された大学財務、運営に関して課題については、必要に応じて法人に対して、改善の検討・実施及びその報告を依頼する。

3) 評価会議は、(1)、(2)の内容を評価するとともに、問題があれば対応する責任組織を速やかに決定し、各責任組織に指示する。

4) 評価会議は、自己点検・評価委員会からの評価報告書による評価を精査し、次年度の各部門の方針に反映させるものとする。

5) 評価会議はこれらの内部質保証の活動について理事会に報告し、全監事の監査を受けるものとする。

以上、本学における内部質保証については、「自己点検・評価委員会」、「教授会の各種委員会」及び監事会からの助言等を参考に「評価会議」が主体となって質の保証に努め、責任を取る体制として整備している。

このように、本学の内部質保証に対する姿勢は内部質保証に関するポリシーとしてホームページに公表し、「評価会議」がその中心となり、「自己点検・評価委員会」および「教授会」と協働体制で内部質保証を行っている。さらに、学長の責任のもと、「評価会議」を内部質保証の統括組織と位置付け、責任体制を整備している。今後、実質的な運用を行いながら内部質保証のための組織の整備、責任体制について評価し、改善点を見つけていく。

参考資料

- 【資料 2-1-1】 岐阜保健大学内部質保証ポリシー
- 【資料 2-1-2】 岐阜保健大学内部質保証評価会議規程
- 【資料 2-1-3】 岐阜保健大学内部質保証システム図 (図 2-1)

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は2019年に大学を開設し、大学としての歴史は浅いが、これまでに短期大学を持つ法人として、平成25(2013)年および令和2(2020)年に短期大学基準協会による機関別の第三者による認証評価を受け、適格の判定を受けている。この時、評価の報告書の作成、学内の環境整備をおこない内部質保証の中心となったのは自己点検・評価委員会である。

認証評価に際しては委員のみならず、全学的な教職員の第三者評価に対して参加を促し、全学的な関心も高くなった。その後、短期大学から4年制大学への移行に伴い教職員参加のFD研修会及びSD活動が実施され、全学一致体制での点検・評価と改善へのアクションプランが各種実施されている。

自己点検・評価に関する全学的な方針は前述のように、学則程第2条(前述)に明示し、また組織としての位置づけは「岐阜保健大学教授会規程」第8条の規定に基づき「自己点検・評価委員会」を組織し、「本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」こととしている【資料2-2-1】。

また、自己点検・自己評価委員会の役割は、「自己点検・自己評価の基本方針の策定に関すること」及び「自己点検・自己評価の項目、実施、報告書、公表、その他自己点検・自己評価委員会が必要と認める事項を審議すること」と定めた。

情報の共有及び本学の自己点検・評価の進め方については自己点検・評価委員会にて協議し、①自己点検・評価は毎年度行うこと、②取り扱う内容は、公的認証評価機関が示す認証評価の基準項目に沿うこと、③自己点検・評価報告書は内部質保証評価会議にて審議され、運営会議に報告される。その後、ホームページにて公表することの具体的方針を決定した【資料2-2-2】、【資料2-2-3】。

さらに、学長は評価会議にて内容を検討したのち、大学運営上で改善が必要と判断した場合は、運営会議に諮り、計画を立案して、各事業実施部門(学科、学部、研究科および委員会、研究センター等)に事業の改善を指示することが出来る仕組みとしている。さらに、学長が大学法人全体の教育研究に関する重要な事項の審議が必要と判断した場合は、理事会に提案し、事業の改善内容を検討した上で、理事長が各事業実施部門に改善を指示することとした。

これらの公表については、学長から学内にメールにて全学に周知した【資料2-2-4】。

しかし、近年は評価活動の重要性を認識するあまり、評価にかかる時間と労力が過重となり、日常業務の負担になっていることも否めない事実である。本学のように実務実習が教育時間の中で大きな割合を占める大学では、自己点検・評価活動等の実施体制が確立していても、運用には工夫を要した。本学では近年、学内LANを活用し、メール会議やメール報告を日常的に行うようにしている。さらに、自己点検・評価の問題提起はFD研修会やSD活動で解決することも多いため、学内において開催される教員FD研修会と連携して、自己点検・評価の具体化や問題の解決の道筋の具現化を目指している。

今後は評価会議の推進により全学的な教育・研究・地域貢献・施設・設備面、経営面、大学運営面からの問題点の洗い出しと改善策の提言がPDCAサイクルの運用に効率よく反映されるよう、試行錯誤を繰り返している。

また、自主・自律的な自己点検・評価のために、本学では教員の総合的業績調査書を3～4年に一度、提出することとしている。すなわち、これまでに令和3(2021)年および令和6(2024)年には各教員が各自の自己点検・評価のために、「教員の総合的業績調査書」を自

己点検・評価委員会に自己申請の形で提出し、自己点検・評価委員会および学長により評価を行っている。「教員の総合的業績調査書」の概要は以下のとおりである【資料 2-2-a】。なお、令和 2 年は短期大学部と合同で調査を行ったので、大学単独での調査は令和 6 年度のみである。

「教員の総合的業績調査書」の概要（自己申告）

岐阜保健大学大学部における在職中の教員の業績調査を行う。

評価は自己点検・評価委員会が扱う

＊対象となる教員

令和 6(2024)年 5 月 1 日に在職する教員（教授、准教授、講師、助教、助手）を対象とし、過去 3 年間の業績を調査する。

＊対象となる業績

1. 教育、2. 研究、3. 管理・運営、4. 社会活動・社会貢献、に関する業績を対象とする。詳細は以下の通りである。

1. 教育業績

1) 教育①担当した講義、実習、②学生からの講義の評価に対する対応 2) 国家試験対策教育具体的実施例と成果 3) その他特筆すべきこと（成績不振・退学・生活に関する相談と指導などを含む）

2. 研究業績

1) 研究歴等①学会活動等、②受賞歴

2) 研究活動①学会発表、②論文発表、③特許・報道機関等による研究紹介、

④その他

3) 競争的研究費受領

3. 管理・運営業績

1) 学内委員会委員の経歴と実績 2) その他

4. 社会活動・社会貢献業績

1) 兼職 2) 他の教育機関での講義、実習 3) 一般を対象とする依頼・自主講演

5. 今後の抱負

このような各教員の個人的な自己点検に加え、自己点検・評価委員会で全学的な視点から、大学の現状を分析して、改善を図っている。

さらに、自己点検・評価の公表については、自己点検・評価報告書を毎年作成し、ホームページに公表している。また、公表に当たって、教学監査担当監事に提出し、教学の問題点について抽出を行っている。

すなわち教学監査はオンラインまたは理事会開催時に自己点検・評価委員会と教務課職員との立会いのもと、問題点についての話し合いを行い、その内容を報告書として教学監事から内部質評価会議を通じて理事会へ提出した。

会議では 1) 教育研究組織の構成と整合性「教授会に上程され、決定・報告された事項は各学部、学科等において伝達され周知される」について。2) 「入学前の準備（入学前教育）について」。3) 「入学定員充足率」について。4) 「卒業生の就職先の解析と卒業後の卒業生の活躍状況の調査」について。5) 「学修支援」について。6) 「新規赴任教員に対するオリエンテーション」について。7) 「学生サービス（食堂、厚生など）」について。8) 「3

つのポリシーの再チェック」について。9)「アカハラ・セクハラ・モラハラ等のハラスメント対策」について。10)「FDおよびSD活動の充実」について、の以上10項目について指摘を受け、それぞれの対応について話説明した。

同様に毎年、教学監査担当監事に自己点検・評価報告書に基づく教学監査を実施している【資料2-2-b】。

② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

大学の教育・研究活動、学生の学修活動、入試、地域との連携活動等に係る根拠データを組織的に収集・分析・可視化して計画立案や意思決定に資するデータとして活用することにIR委員会の目的はある。本学ではこの目的のために入試広報課がIR活動の中心となって、活動している【資料2-2-5】。

しかし、入試広報課のみでは、全てを把握することが難しく、他の部局との協働体制をとり、資料の収集保持を行っている。将来的には、入試広報課に、専任のIR室を設置してデータの取集を他部署へ依頼し、状況に応じて、分析を実施していくが、現在、データの紙媒体から電子媒体への移行等、問題を一つずつ解決している。

このように、IR委員会は現在、学内の情報管理の整備、LANの有効活用を進めている。また、外部の意見も取り入れることができる仕組みを今後、進展させていく。

参考資料

【資料2-2-1】岐阜保健大学自己点検・評価委員会規程

【資料2-2-2】自己点検・評価委員会議事録

【資料2-2-3】自己点検・評価報告書2024

【資料2-2-4】自己点検・評価書についての全学へのメール

【資料2-2-5】岐阜保健大学IR委員会規程

【資料2-2-a】令和6年度教員の総合的業績調査報告書（令和6年5月）

【資料2-2-b】令和3, 4, 5年度教学監査報告書

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の様々な意見・要望を把握するための一つの取り組みとして、本館1階と学生ホールに「ご意見箱」を設置している。また、学生委員会は、施設設備（図書館、コンピューター室、自習環境などの学修場所、学生ホール、売店、くつろぐための場所などの生活環境）の使用状況や学生生活（健康管理、精神的悩み、ハラスメントなどの相談体制、バス、

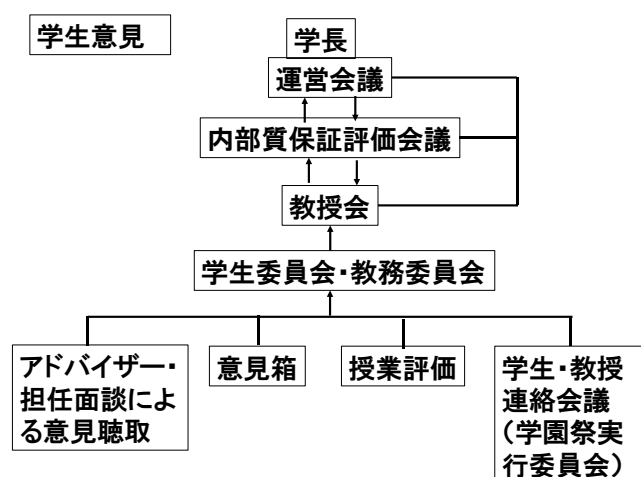
駐車場、駐輪場などの通学手段等)、教職員や事務職員並びに大学に対する満足度や意見を聴取し、現状を把握している【資料 2-3-1】。さらに、看護学部看護学科では学生アンケートを実施し、大学全般にわたる様々な支援制度等について、学年末に、自由記載の形で学生の意見・要望を収集している。

また、リハビリテーション学部（理学療法学科・作業療法学科）では学生の意見を把握するための学生アンケートを年 1 回実施している。大学生生活全般にわたる情報を収集し、学生から得られた意見・要望に対して、関係する部局・部署で検討を行い、その結果を各制度等へ反映できるようにしている。

加えて、学生各人についてはアドバイザーと担任の教員により、学生への面談を適時実施して、学修支援に対する学生の意見をくみ上げており、学修支援に反映している。問題があった場合など保護者への連絡も適時実施し、大学と家庭との情報共有にも努めている。

こうした学生からの意見の把握のシステムの図を図 2-2 に示す【資料 2-3-2】。

図 2-2 学生等のからの意見の把握

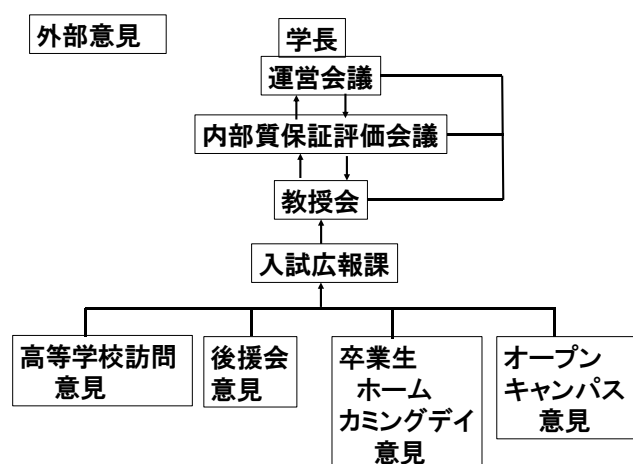


以上、学内に「ご意見箱」を設置し、アンケート調査などによる、施設・設備に対する学生の意見等を学生委員会に集約し、くみ上げるシステムが適切に整備されており、改善等に反映させるよう努力していると評価した【資料 2-3-c】。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

また学外者の意見は入試広報活動時に高等学校教員からの意見聴取、後援会開催時に、学生の家族等からの意見聴取、さらにホームカミングデイにおいて、卒業生からの母校への要望の聴取およびオープンキャンパス開催時に参加者からの忌憚のない意見を聴取して、入試広報課が一括し、教授会へ報告し、内部質保証評価会議・運営会議にて対応している【資料 2-3-3】。そのプロセスを図 2-3 に図示する【資料 2-3-4】。

図 2-3 学外者等からの意見の聴取



③内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした教育を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか、については以下のプロセスで進めている。

すなわち、各学部・学科、教授会、研究科委員会および事務局からの自己点検・評価の結果を大学全体の自己点検・評価委員会に報告してもらい、自己点検・評価報告書としてまとめ、さらに、教学に関する項目は教学監事による監査を受けた後、内部質保証評価会議に報告することとした。同時に、自己点検・評価委員会が独自の観点から、問題点があれば問題提起をする形で評価会議に提案し、評価会議はそれらについての対応を開始する。

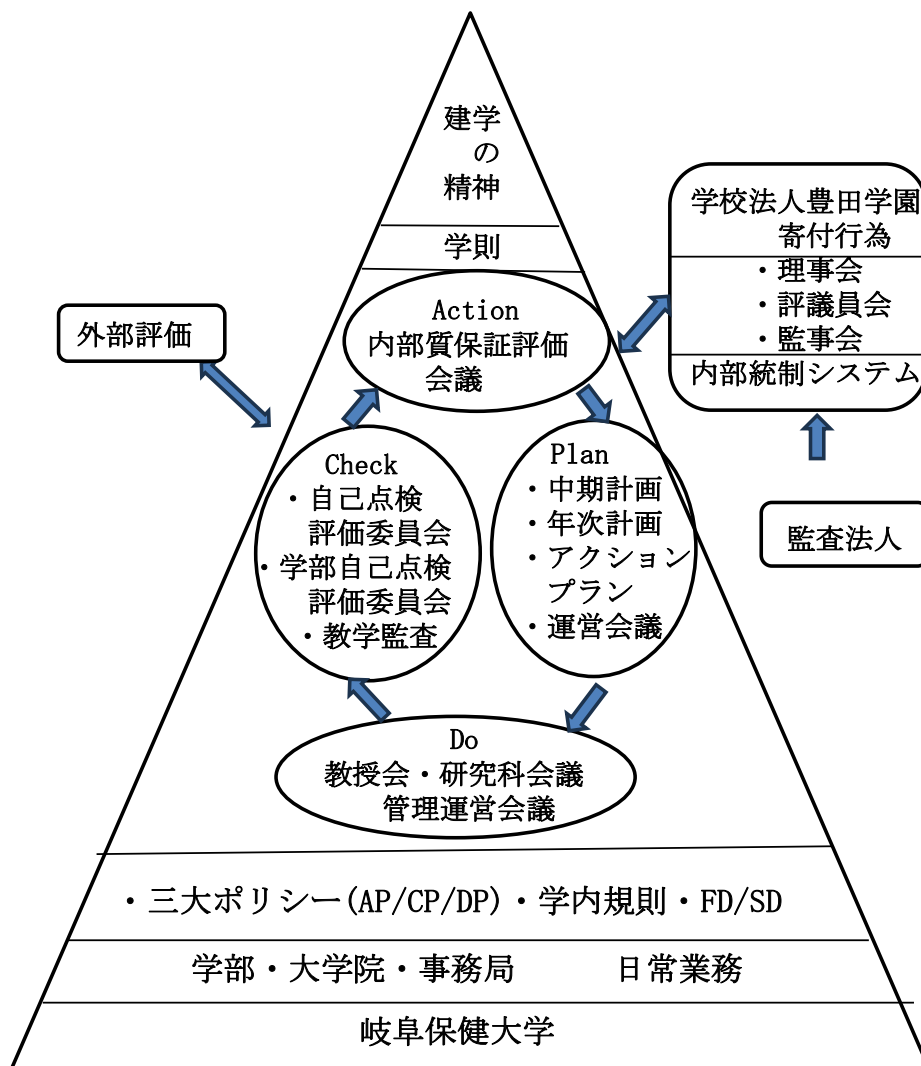
その時、評価会議は以下の「1」～「10」のポイントを中心に改善点を検討する。

視点となるポイントは

「1」教育の成果（3 大ポリシーの点検を含む）、「2」求める教員像、「3」教員組織編成、「4」FD・SD 実施、「5」入学者選抜方法、「6」学生支援実施、「7」教育研究環境整備、「8」社会連携・社会貢献針、「9」大学の管理運営の改善及び効率化、「10」財務内容の改善。以上 10 項目にわたって、それぞれの PDCA について検討することとしている【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】。

これら一連の、内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルを図示した（図 2-4 参照）【資料 2-3-a】。

図 2-4 内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルの仕組み



以上のように、内部質評価会議は進めていくが、その検討事項は重要なので、以下にその詳細を示す。

「1」教育の成果の評価の方針

評価会議は、教育の成果を機関レベル、プログラムレベル、及び科目別レベルで評価・検証し改善点について検討する。

1). 機関レベル

学習成果については、学生の①専門知識の獲得と理解、②汎用的技能の習得、③態度・志向性④統合的な学習経験と創造的思考力を総合的に評価する。それらのプランの立案は教務委員会、入試運営委員会、教授会が運営会議に諮って行い、各学部における学部会議が運用方針を決め、その成果を自己点検・評価委員会が、卒業者数、卒業率、GPA、就

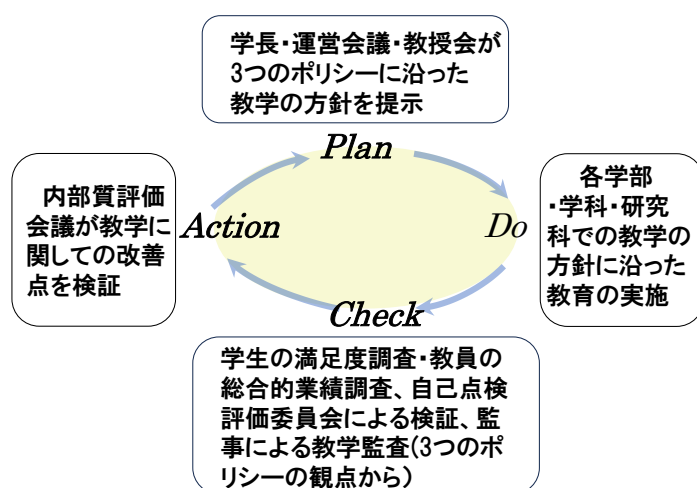
職状況、国家試験合格実績や卒業生の意見などを取りまとめて報告し、加えて外部からの教学に対する監査を教学担当監事によって行い、評価会議が今後の学修成果の向上に向けて行動計画を作成する。

2) 学科・学部、研究科別のプログラムレベル

プログラムとして三つのポリシー及び学修成果の把握のために以下のことを行う。
看護学部、リハビリテーション学部、大学院看護学研究科において、それぞれの「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、[教育課程編成・実施の方針](CP)、[入学受入れの方針](アドミッション・ポリシー;AP)（以下、「三つのポリシー」という。）を建学の精神に則り、策定し、教育、研究活動を行っているが、これらの内容及び実効性について自己点検・評価委員会の報告に基づいて検討する。

さらにこれらの方針に従って、教育がなされているかを、PDCA の観点から実情を検証する。特に、DP について大学全体で考え、それを元に学部・学科の三ポリシーを作成しているか、検証・評価する。

図 2-5 学科・学部、研究科別のプログラムレベルの PDCA サイクル【資料 2-3-b】



3) 科目別レベル

科目別（授業）レベルでは、何を教えるかではなく何ができるようになるかを授業目標（達成目標）として設定するよう教務委員会に指示し、カリキュラムマップで DP と関係するところに丸をつけるなどして検証する。DP に掲げる学習成果に対応する科目があれば、

それらを考慮してカリキュラムマップを作り全体像を把握する。これで DP と CP の整合性についても判定する

知識・技能以外の部分は、卒業研究・ゼミナールでカバーすることができるので、この点について各学部・学科に指示する。法改正や認証評価への対応は学事課が中心となっていくが、それらの事例は学科・学部および研究科に伝達され、確認をすることとしている。

「2」 求める教員像を評価する方針

求める教員および教員組織は以下の要件を満たす者を評価すると考えている。

1. 優れた人格と豊かな人間性を備え、医療人の養成者に必要な知識および技術を持ち、医療人の精神を理解している者。
2. 専攻分野について、優れた教育研究指導上の能力と実績および経験を有し、教育及び研究に対して明確な考えを持つ者。
3. 各学部及び各研究科の三つのポリシーの重要性を理解し、教育研究活動を推進できる者。
4. 高い倫理観に基づき、公正・公平な教育研究活動と真摯な学生支援および他者との協働ができる者。
5. 社会貢献の意識が高く、教育研究成果を社会に積極的に還元できる者。
6. 大学をめぐる社会的動向への関心を有し、大学の発展のために協調性をもって自律的、主体的に大学運営に参画できる者

「3」教員組織編成の評価の方針

1. 関連法令により定められた方針に基づき、各学部及び各研究科の教育課程、学生収容定員等連携教育プログラムにも応じた教育研究上に必要な教員数を適切に配置する。
2. 三つのポリシーに基づく教育研究活動を適切に実施するための教員組織の編成及び人事の立案は学長が統括する。
3. 教育研究上の必要性を踏まえた上で、教員の男女比、年齢構成等多様性のある教員組織を編成する。
4. 教員の募集、採用、昇格等は、規程に基づき、公正かつ適切に実施する。なお、教員の募集については、広く人材を求めることを原則とし、人事の活性化を図る。
5. 組織的かつ多面的にFD・SD活動を推進し、教員の資質向上を図り、教育内容・方法等の改善に継続的に取り組む。
6. 教員の教育研究活動、社会貢献等の社会活動の業績を評価し、それらの活動の活性化を図る。

「4」FD・SD実施の評価の方針

学則に定める大学の理念および建学の精神に基づき、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成すること、教育および研究の質向上を最大限に高め、授業やカリキュラムの改善・質向上につなげることを目的としてファカルティ・ディベロップメント (FD) とスタッフ・ディベロップメント (SD) を実施するよう検討する。

「5」入学者選抜方法の評価の方針

APに従い各学部の定員充足を目指す。また多様な人材を集めるために種々の入学試験の形を検討する。毎年の入学試験受験者の動向及び社会の変化に対応するために入学試験運営委員会からの報告を聞き評価する。また、定員充足率に問題がある場合や入試制度の変更を行う場合には、委員会からの意見を聴取し、対応を指示する。

「6」学生支援実施の評価の方針

1). 修学支援

学生が学業に専念できるよう、修学の相談に応じるとともに、障害のある学生など多様な学生に対する修学支援や、学習の継続に困難を抱える学生に対して奨学金制度等を通じた経済的支援の充実を図り、安定した学生生活の実現に努める。

本学では、学生への対応として、少人数制のアドバイザー制を設けており、各学年の学

修時期に応じた学生への個別支援を行うことによって修学環境の改善および充実を図っている。

2). 生活支援

学生が安心して学生生活を送れるよう、学生の人権を保障し、ハラスメントを防止する。

また、学生生活上の相談に対応するとともに、心身の健康、保健衛生に係る問題への支援、ならびに、学生の自治活動を含め課外活動の充実を目的とした支援を行う。本学では、学生への対応として、少人数制のアドバイザー制を設けており、学修支援同様、学生のキャンパスライフの充実を図っている。また、経済的な支援として、一人暮らしの学生に対して生活費の一部を支給するといった支援体制を整えている。

3). 進路支援

卒業後の人生をより充実したものにするため、学生が主体的に進路を選択し、満足できる就職を実現できるよう支援する。本学では、各学部学科において、就職委員会を設けており、常に、採用試験に関する情報の伝達を行っている。また、学内にはキャリアセンターを開設している。ここでは、単に就職を支援するだけでなく、学生が自己の能力や適性、志望に応じて、卒業後の進路を主体的に選択し、社会的、職業的な自立を図るために必要な相談を受けるなどの支援を行っている。

「7」教育研究環境整備に関する評価の方針

1. (キャンパス整備) 教育と研究の成果を医療の実践に活かす人材を育成するため、学生が自主的に学習に取り組み、教員が十分に教育研究活動を展開できるよう、安心・安全なキャンパス整備を推進する。
2. (学生の学習支援) 学生の自主的な学習を促進するため、先進的な看護学・リハビリテーション学の研究を推進できる環境や設備の充実を図る。
3. (図書・情報環境の整備) 図書施設及び ICT 機器の充実と活用の促進を図るとともに、IT リテラシーの向上を図り、教育研究活動を推進する。
4. (研究支援) 特色ある研究活動を担保しつつ、学際的研究の発展と活性化及び社会への実装を図るため、外部資金獲得のための支援を強化するため学内助成金等の制度を充実させ、また、教育研究活動を促進する支援体制の充実を図る。
5. 研究倫理を遵守するための支援体制を充実する。

「8」社会連携・社会貢献に関する事項の評価の方針

人類の健康と福祉の維持向上に役立ち、柔軟で多様な知見を持つ最良の教育者、研究者あるいは医療専門職者として活躍する人材を育成し、社会に輩出する。初等教育及び中等教育機関との連携を促進し、人的・知的交流を通じて相互の教育・研究の一層の充実と地域社会における教育環境の充実に貢献する。

本学における研究シーズを地域社会及び産業界のニーズに結び付け、新たな研究成果の創出を図り社会全体に還元することにより、地域社会の発展に貢献する。

国連で定められた「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向け、本法人のミッションである教育・研究・地域貢献を中心に活動すると共に、教職員や学生にとって日々の活動に密接なテーマに積極的に取り組み、社会貢献活動を行う。

「9」大学の管理運営の改善及び効率化に関する事項の評価の基準

1. 理事会を中心とした業務運営体制のもと、大学管理運営の強化を図る。

2. 教員及び事務局職員が、それぞれの専門性を生かしつつ一体となって効率的な大学運営に取り組むことができるよう、必要に応じ、学内委員会や事務局の役割分担を見直す。
3. 職員が倫理観や使命感を持って業務運営できるよう、意識啓発等の取組によりコンプライアンスを徹底する。
4. その他、人事の適正管理および事務の効率化・合理化の実施状況の評価を行う。

「10」財務内容の改善に関する事項の評価の方針

1. 授業料等の学生納付金については、本学の経営状況や他大学の状況、社会情勢等を総合的に検討し、適切な金額を設定する。
2. 学生納付金の滞納防止に取り組む。
3. 科学研究費助成事業等の外部資金の獲得を目指す。
4. 経費等の効率的執行及び資産の適正管理及び有効活用の実施状況の評価

以上が内部質保証評価会議での手順となるが、これらの項目はいずれも、自己点検・評価の評価項目とリンクし、さらに中期計画に反映させるように考えている。

すなわち、本学の中期計画は内部質保証評価会議によってその骨子を検討し、学長によって示される。

中期計画ではまず、計画の趣旨として「本学は、平成 31(2019) 年 4 月に大学を開学して、5 年目を迎え、教育研究の質の向上及び充実・発展を図るとともに、社会への説明責任を果たすため、5 年ごとの中期目標・計画を策定し教育研究活動を実施して参ります。

「第 1 期中期目標・計画」は、令和 2(2020)年 4 月 1 日に施行された「改正私立学校法」において、「文部科学省が所轄庁である学校法人は、事業に関する 5 年以上の中期的な計画を策定すること」が義務付けられており、この「改正私立学校法」に対応したものである。

これまでに、本学は学校教育法の定めるところにより、平成 25(2013)年度と令和 2(2020)年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会の機関別評価（認証評価）を受審し、評価の結果、同協会の基準に適合していると認定された。その中で大学と学園の中期計画を述べ、学園としての計画を公表して参りましたが、大学設置の認可を受け、今回、大学の中期計画を策定したものです。」とし以下に示すような 4 項目（第 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置、第 2 管理運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置、第 3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置、第 4 内部質保証、自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置）について詳述した。

これらのうち、第 1 から第 3 については、別の項で述べたので ここでは、ここでは中期計画「4 内部質保証、自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置」について述べる。

「1」内部質保証に関する目標を達成するための措置

内部質保証評価会議を設置して、組織体制の見直しや業務執行方法の改善に取りくむ
特に教学監査については新しく専門性を持った監査を行うよう態勢を整える。

「2」自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の結果に基づき、組織体制の見直しや業務執行方法の改善に取り組む。
そのために毎年自己点検・評価報告書を作成し、客観的な評価を行う。また、2025 年には外部機関による認証評価を受ける。さらに各学部ではそれぞれの所属する機関による

専門別評価を、期間ごとに受審するものとする。

「3」 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

法人の経営状況等、法令に基づき公表する情報に加え、本学の教育研究活動等の情報や成果、地域貢献の取組等をホームページで積極的に公表する。発信する情報の内容や対象に応じ、有効な広報媒体を活用して、効率的かつ効果的な広報活動を行う。

以上が現在、中期計画の中で第4措置として「内部質保証、自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置」についての骨子である。

以上のように、内部質保証評価会議では種々の事項を検討し、運営会議でのプランの創出に寄与する。

以上、「内部質保証評価会議（評価会議）」をスタートさせ、「自己点検・評価委員会」および教授会の各種委員会との共同さらには監事会からの提案等の助言として、内部質保証を推進しているので、評価できると判断した。

参考資料

- 【資料 2-3-1】 岐阜保健大学学生委員会規程
- 【資料 2-3-2】 学生の意見・要望 図 2-2
- 【資料 2-3-3】 岐阜保健大学運営会議規程、岐阜保健大学内部質保証評価会議規程
- 【資料 2-3-4】 学外者の意見・要望 図 2-3
- 【資料 2-3-5】 岐阜保健大学内部質保証評価会議 議事録
- 【資料 2-3-6】 岐阜保健大学内部質保証評価会議 議事録
- 【資料 2-3-7】 メール
- 【資料 2-3-a】 内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルの仕組み 図 2-4
- 【資料 2-3-b】 学科・学部・研究科別のプログラムのための PDCA サイクル 図 2-5

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の内部質保証に対する姿勢は内部質保証に関するポリシーとしてホームページに公表している。また実施には「評価会議」がその中心となり、「自己点検・評価委員会」および「教授会」と協働体制で内部質保証を行っている。さらに、外部及び内部の監事による業務および財務監査及び教学監査を参考にして、質保証に係る問題発見を行うこととしている。さらに学長のもとに内部質保証評価会議（「評価会議」）を質保証の統括組織と位置付け、責任体制を整備した。このように内部質保証の体勢は整い、責任体制は明確になったと考えている。

また、内部の質保証の根底となるの自己点検評価は原則として毎年行い、令和 3(2021)年度、令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度および令和 6(2024)年度にこれまでの大学としての活動を教職員の協力のもと自己点検・評価委員会がまとめ、報告書としてホームページに公表し、掲載した。

加えて、自己点検評価の、自主・自律的な活動として、本学では教員が自分自身の教育・研究・大学運営・社会貢献について点検・評価を行い、総合的業績調査書として 3～4 年に一度、自己点検・評価委員会に提出することとしている。すなわち、これまでに令和 3(2021)年に短期大学部が行った調査に、大学教員（一部）も参加し、自己点検・評価を行った。

さらに令和6(2024)年にはその時の経験を活かし、ほぼ全員の大学教員により、各自の「教員の総合的業績調査書」を委員会に自己申請の形で提出している。こうした自主的な自分自身の点検評価は日常の自分の業務を見直す良い機会となり、今後も継続してやっていくこととしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

内部質保証評価会議の活動が始まってまだ、歴史が浅く、実質的な運用を行いながら内部質保証のための組織の整備、責任体制について学内委員会等の評価をいただきながら、意見を集約して改善点を見つけていく。

さらに、学内外からの意見の収集、教育現場での問題点の洗い出しなど、客観的データを蓄積しながら、中期計画への提案などを行う必要性を感じている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後も、内部質保証のための課題について自己点検・自己評価委員会、学内外の意見、教授会、大学院研究科会議からの提案を受け、アクションプランを検討していく。

また、内部質保証のための組織体制やその仕組みを外部的に向けてさらに理解しやすく公表することに努める。さらに、IR委員会は現在、学内の情報管理の整備、LANの有効活用に意識を集中させているが、今後、データの蓄積のために電子媒体を有効に活用して、大学運営に資することができるように進展させていきたいと考えている。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

「入学者受け入れの方針（以下、AP）」は建学の精神に基づいて看護学部看護学科、リハビリテーション学部理学療法学科及び作業療法学科、大学院看護学研究科でそれぞれ策定し、大学案内、学生募集要項、大学Webサイト、学生便覧、リーフレット等に明示している【資料3-1-1】【資料3-1-a】。それぞれのAPは以下の通り定めた。

■看護学部看護学科

自主自学の精神に基づき、次のような自立して学ぶ意欲のある学生を積極的に受け入れることを希望している。

1. 十分な基礎学力を有し、主体的に学ぶ姿勢を持ち積極的に課題解決しようとする人
2. 看護への強い関心を有し、看護学を学ぶ意欲の高い人
3. 豊かな感性を備え、コミュニケーションを通じて他者との関係を育むことをいとわない

人

4. 看護を通じて地域社会に貢献していく志のある人
5. 異なる文化や価値観を理解し、国際社会の発展に保健医療を通じて貢献する意欲がある人

また、看護学を学ぶために必要となる大学入学までに身につけておくべき教科・科目等は次の通りとする

1. (国語) 日本語の読解力と適切に表現する能力
2. (英語) 国際的なコミュニケーションの手段としての英語能力
3. (生物・化学・数学) 生命現象を理解する上で必要となる生物や化学等の自然科学の基礎的知識

■リハビリテーション学部（理学療法学科・作業療法学科）

1. 心身ともに自らの健康管理ができる人
2. 人の健康を支援することへの関心をもつ人
3. 必要な知識・技術の修得に努力し、自己研鑽を継続できる人
4. 仲間との協調性をもてる人
5. 地域における人々と暮らしに関心を持てる人

また、リハビリテーション学部に入学するまでに学んできてほしいことを付帯事項として、追記した。

1. 入学を希望する人は、高等学校卒業までに国語・英語、生物等の自然科学を中心とした基礎学力を身につけておくこと
2. 国語・英語の基礎学力は、講義や研究で文献検索、レポート作成など、自分の意見を伝える手段として必要不可欠であること
3. 自然科学の学力は、人間の行動、活動に対する分析、推理的な思考を養うために重要であること

■大学院看護学研究科

看護学研究科修了課程は、令和3(2021)年4月に開設された。看護学研究コース、保健師コース、助産師コースを設置し、個別ニーズにきめ細やかに対応する実践能力をもった医療を担える看護職リーダーを育成することを目的としている。教育目的を理解し、本研究化への入学を希望する次のような学生を求めている【資料3-1-b】。

1. 看護実践力を高め社会貢献したいと考えている者
2. 看護実践を研究につなげる志を持っている者
3. 看護実践の質を高めたいと志向している者
4. 看護研究コースは、医療チームの中で、多職種と連携し高度な専門的知識を発揮して、リーダーシップをとりたいと考えている者
5. 保健師コースは、地域のマネジメント力を高め、地域住民の健康増進に寄与したいと考えている者
6. 助産師コースは、母子の健康問題を診断し、地域の周産期医療チームのマネジメントを担いたいと考えている者

以上の AP は本学の教育目標に即して定めており、入学前の準備についても具体的に記載している。またこれらは本学ホームページ、学生募集要項に明記し、受験者に周知している。また、オープンキャンパスや個別に申し出のあった大学見学説明においても説明し、多数の受験希望者・保護者に周知を行っている。

以上の様に、入学目的を踏まえ、AP は明確に定められ、それらの周知についても広く適切に行われていると判断した。

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部や大学院への入学者受入れの方針に沿って、学業に真摯に取り組み、看護師、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師をめざす動機を明確に持ち、地域医療に貢献でき、人の健康を支持することへ関心をもつ学生を受け入れるべく、多様な入試制度を設けている。こうした様々な入試制度により、現在、本学の理念を理解し、看護学、理学療法学、作業療法学、助産学、公衆衛生学への向学心をもち、惜しみなく努力する決意をもった学生が入学している。

また、学部および大学院の入学試験（入試）問題の作成は、入試運営委員会が中心となっており、校内委員により作問および相互点検・校正等の作業を実施している【資料 3-1-2】。学部の入試問題（英語・国語・数学・生物）および小論文型の入試問題（小論文）の作成は、本学の教育目標及び AP を踏まえた上で、校内教員により内容の検証・校正を行っている。入学試験においては、入学願書と高校の調査書、筆記試験（学科試験、小論文）及び面接試験の成績を統合して、入試判定委員会において総合的な観点から、AP に沿った入学者受入れの判断を行っている【資料 3-1-3】。

各入学者選抜の試験区分については、看護学部とリハビリテーション学部は共通して、以下の区分により実施している【資料 3-1-c】。

（総合型入試）

本学の建学の精神、教育方針、AP に基づいて、専門分野への関心度や目的意識の高さ、学習意欲と社会的協調性など、専門職として生涯成長できる潜在的能力の評価に重点をおき、それぞれの領域で活躍・貢献することのできる熱意ある人材を選抜することを目的とする試験である。それらのことを確認するため、本試験では個別面接を実施し、出願時に入学志望理由書と活動報告書の提出を求めている。筆記試験としてはテーマ作文を課し、受験生の知識・思考力・表現力等を評価している。

（公募推薦入試・指定校推薦入試）

本学の建学の精神、教育方針、AP に基づき、まず第 1 に高等学校在学中における「学習成績の状況及び課外活動等の取り組み内容や成果」を多様な観点から評価し、入学後もその成果をもとに本学で発展的、継続的に学び続けることのできる人材を確保するために行う試験である。公募推薦入試は、個別面接のほかに筆記試験として国語基礎学力テストの学科試験を行う場合と小論文を課し知識・思考力・表現力を重視する小論文を課す場合の 2 方式を実施して、国語を基礎とした学力を担保した人材の確保を目指している。また、指定校推薦入試では、高校生活時より看護師もしくは理学療法士、作業療法士を強く志望し、高等学校でもその意志が認められ、本学での学習意欲が高いことが高等学校で確認された学生を対象としている。この目的に沿っているか否かを小論文および個別面接により

確認している。

（一般入試（前期日程・後期日程））

高等学校の段階での基礎的な学習の達成度を教科学力テスト得点により把握し、調査書による「主体性・多様性・協働性」を評価に加えることで、専門職教育を理解する基礎学力を持ち、主体的、協調的に他者とともに学ぶ資質を持つ人材を選抜することを目的とする試験である。一般入試は、筆記試験として英語・国語の2科目を選択する学力重視の学科試験型と調査書の評価に基づく書類審査の結果から、総合的に判断して、多様な資質を持つ人材の確保に努めている。

（特別奨学生入試）

本学の入試試験の科目得点を重視しつつ、調査書による「主体性・多様性・協働性」を評価に加えることで、専門的教育を理解する基礎学力を基盤として主体的、協調的に人々とともに学ぶ高い資質を持つ人材を受け入れることを目的に行う試験である。特別奨学生入試は、筆記試験として英語のほかに国語、数学、生物の中から2科目選択する学科試験型に加えてグループ面接により受験生の思考力・表現力を確認し、多様な資質を持つ人材を受け入れることを目的として行う試験である。

（大学入学共通テスト利用入試（前期日程・後期日程））

本学が指定する大学入学共通テストの科目得点を重視しつつ、調査書による「主体性・多様性・協働性」を評価に加えることで、専門的教育を理解する基礎学力を基盤として主体的、協調的に人々とともに学ぶ高い資質を持つ人材を受け入れることを目的として行う試験である。

（社会人入試）

これまでの社会人としての多様な人生経験を背景として、人の健康を支持することに関わる専門職を目指す熱意ある人材を受け入れるため、学力の3要素を基本として多面的な能力を総合的に評価することを目的として行う試験である。

令和6(2024)年度の大学入試については、入試の種類ごとに看護学部看護学科とリハビリテーション学部理学療法学科・作業療法学科は同じ日時で実施した。

両学部の入学者選抜実施後の検証については、全ての入学者選抜が終了後、各学科から次年度へ向けての課題等の意見を入試委員会が集約し、検討を行っている。これまでの入学生分析から、学習能力に問題を抱えている学生や医療分野の仕事について理解が不十分な学生が散見され、結果として入学後に問題が露呈することがしばしば見受けられた。これらの問題点を打開するため、とりわけ入試結果が早期に出る総合型入試、推薦入試の合格者を対象に、学習の継続と学力維持を目的に入学前教育を行っている。この入学前教育では、主要な科目について高等学校で学習すべき基礎的な内容を修得できる教材を用いて、入学後の学習内容に結びつく教育を実施している。

■大学院看護学研究科

大学院看護学研究科の入試にあたっては、出願前に志望分野の担当教員との事前相談を求めることとし、入試前に個別相談を数回行っている。入試内容については、英文読解含む小論文、専門科目〔志望領域に関わるテーマ〕、口述試験をふまえて総合的に可否を判定し選抜している。

大学院看護学研究科の検証については、全ての入学試験終了後、研究科委員会が入学者選抜の実施後の検証を行っている。

以上のように、本学ではAPに沿った学生を受入れるための入試が「知識・思考力・判断力・表現力・主体性・協働性」等について、学力試験・面接試験・調査書等により多面的に行われている。さらに、総合型入試・学校推薦型入試・一般入試・特別奨学生入試・大学入学共通テスト利用入試・社会人入試や大学院看護研究科・保健師専攻コース・助産師専攻コースの各選抜方法の多様化や試験日を複数に設定するなど、入学希望者の選択肢を広げることで、多様な学生を受入れに努めている。さらにこれらの入試方法の検証は入試運営委員会で議論して自己点検・評価委員会で報告している。以上のことより評価できると判断した。

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

看護学部看護学科は、学則第7条に、入学定員を80名と定めている。令和7(2025)年度の入試では、受験者数が120名、合格者数が112名、入学者数が60名（定員の75%）であり、令和6(2024)年度の入試では、受験者数が100名、合格者数が94名、入学者数が36名（定員の45%）であったので、定員充足率は若干回復したが、令和5(2023)年度の入学者数78名（定員の98%）には及ばなかった。

リハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科）についても学則第7条により、理学療法学科の入学定員は60名および作業療法学科の入学定員は30名と定めている。令和7(2025)年度の入試では、理学療法学科は受験者数114名、合格者数が84名、入学者数が60名（定員の100%）であり、令和6(2024)年度入試における、理学療法学科の受験者数109名、合格者数98名、入学者数52名（定員の86%）、令和5(2023)年度の入学者数54名（定員の90%）と比較して定員充足率は上昇した。

また、令和7(2025)年度の作業療法学科における入試においては、受験者数38名、合格者数が18名、入学者数が11名（定員の36.7%）であり、令和6(2024)年度入試における受験者25名、合格者数が23名、入学者数が16名（定員の53%）、令和5(2023)年度の入学者数15名（定員の50%）と比較すると定員充足率が低下した。

大学院看護学研究科の入学定員は看護学研究コース4名、保健師コース5名、助産師コース4名としている。令和7(2025)年度の入試については、看護学研究コースで受験者数が4名、合格者数4名、入学者数4名（定員の100%）であった。保健師コースでは受験者数が3名、合格者数3名、入学者数3名（定員の60%）であった。助産師コースでは受験者数が6名、合格者数が6名、入学者数5名（定員の125%）であった。前年度、令和6(2024)年の入試については、看護学研究コースで受験者数が2名、合格者数2名、入学者数2名（定員の50%）、保健師コースでは受験者数が7名、合格者数6名、入学者数6名（定員の120%）であり、助産師コースでは受験者数が4名、合格者数が4名、入学者数4名（定員の100%）であった。令和7年度入学については、理学療法学科と大学院看護研究科の助産師コースと研究コースは定員充足率に達することができたが、看護学科と作業療法学科、大学院看護研究科保健師研究コースは定員充足率の低下が課題となった。特に作業療法学科の定員充足率が低く、全学挙げて定員確保に尽力することとした【資料3-1-d】。

以上、教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保するよう努力している。リハビリテーション学部理学療法学科に関しては、入学者数をみると妥当な定員確保ができたと判断した。しかし看護学部看護学科とリハビリテーション学部作業療法学科に関しては定員を充足できていない状況であるため、さらなる入学者の増加につなげるための取り組みが必要である。

なお、入学者の定員十足のための方策は大学にとっての最重要課題であるので現在、(1)入学者に対する奨学金制度による学費支援制度の充実【資料 3-1-e】、(2)高校訪問や大学紹介説明会などを利用した広報戦略に基づく学生募集活動の強化【資料 3-1-f】、(3)地域貢献や地域との連携等による地域からの学生確保を目指して活動を強化していく予定であり、その詳細については本基準の自己評価のところで詳述する。

また、転入学および編入学については制度上可能ではあるが、これまでに実績はない。

参考資料

【資料 3-1-1】 岐阜保健大学大学ホームページ

【資料 3-1-2】 岐阜保健大学入試運営委員会規程

【資料 3-1-3】 岐阜保健大学入試運営委員会規程

自己点検・評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-1-a】「学生募集要項」

【資料 3-1-b】教科案内学生便覧「大学院」

【資料 3-1-c】入試ガイド

【資料 3-1-d】岐阜保健大学ホームページ

【資料 3-1-e】入試ガイド「充実した本学独自の奨学金制度」

【資料 3-1-f】岐阜保健大学ホームページ

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

（事実の説明）学部における学修支援のための体制は、各学部学科において、アドバイザー（担任）制を導入し、入学時から日常的に学生への学修支援を行っている。この指導形態は、看護学部及びリハビリテーション学部で共通している【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】。

また事務体制として、大学事務局には、総務課、学事課、入試広報課および図書館に専任の事務職員を配置している。さらに、教育・研究及び学生支援に関する事項を主として審議する委員会、すなわち教務委員会、学生委員会、就職委員会、衛生委員会、入試委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD(Faculty Development/Staff Development)委員会等に、事務局長や事務局次長、担当職員が委員として出席しており、教学に関して検討、審議する段階から教員との連携を図っている。また、毎週 1 回、各部門の責任者が

出席する管理運営会議を水曜日の午後に開催し、教学、経営を問わず、情報の共有や課題の発見・解決を図っている。

教員独自の修学支援体制としては、前述のように両学部では、入学時からアドバイザーと担任による指導体制を設けており、学生の学生生活について近距離で指導している。本学では、科目担当教員が学生の出欠状況などを参考に学習に問題を有する傾向のある学生を見出して、アドバイザーと担任や学事課の職員と共に、学生の個別指導を行い、問題の早期発見・解決を図っている。

さらに、教員は職員との協働のもと就学前の学習指導、入学後の成績・出席管理及び国家試験対策さらには日常生活での学修上の問題、父母会との連絡、オフィスアワーなどにより修学支援を行っている。こうした教員と事務職員との協働は入学式や卒業式などの式典やオープンキャンパス、あるいは学園祭などの大学行事で協働が活発に行われ、その体制整備は充実していると判断している。

個々の事例については以下に示す。

まず、アドバイザーは各学部の1～4年の各学年の学生、それぞれ約3～5名、合計約15～20名を教員1名が指導する。アドバイザーの役割は1) 履修登録に関わる相談、2) 学習の進め方に関する相談、3) 進路・就職等に関する相談、4) 成績不振学生への助言や指導、5) 大学生活についての相談などが中心となるがこの他、学生生活全般にわたって相談対応にあたっている。

さらに、学生は各学年を担当する学年担任の教員から学年全体にかかわることについての指導を受けることができる。

また、教職員協働による学修支援体制の整備について以下のようなことが挙げられる。入学前には、教員が具体的な学習及び授業支援の第一歩として、入学前に学習しておく事項を教育している。国語や生物学等入学後に必要な科目の基礎を再学習する機会や入学後に学ぶ専門基礎科目の導入学習の機会を設けている。これらの学生との連絡はすべて、学事課職員が行っている。

入学後の学修支援体制は前述のようなアドバイザーと担任制により、修学科目や単位数の相談、国家試験対策については、アドバイザーの他に学部教員による国家試験対策委員会を設け、学生の習熟度に合わせて模擬試験や小テストを実施している。学修支援は、理解度の向上を促すだけでなく、学習意欲の継続性や精神的な支援などを含む生活の基盤を整えることでもあり、それらについて実施している。

また ICT を活用した教育支援サポート e ラーニングシステム「グレクサ」を令和2年度に設置し、学部において各授業の予習復習、課題レポートの提出、メールのやり取り等、教員と学生との双方向コミュニケーションを実践している。

オフィスアワーについては各教員がオフィスアワーを設け、学生にはシラバスなどに明記して周知している。授業時間帯だけでなく、学生が教員を訪問しやすい昼休みや授業終了後にも設定し活用を促している。さらに、教員の所在を学事課に連絡し、学生と教員との連絡の仲介を行っている【資料 3-2-3】。

さらに、障害や修学上問題を抱えている学生に対しては学事課あるいはアドバイザーが窓口になって相談を受け、合理的配慮の範囲内での対応を行っている。さらに中途退学、休学、留年などの意思を持つ学生についてはアドバイザーが中心となって事前の発見に努

めるとともに意思表示があった場合には家族も含めた話し合いのもと、学生にとっての良い方向性について相談を重ねている【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】。

出席管理については、科目担当教員が毎授業時に出席表等で出欠状況を確認し、15 回授業の場合、4 回の欠席が確認された時点で該当学生およびその保護者には担任またはアドバイザー教員からの注意喚起を行うシステムを運用している。こうすることで、定期試験の受験資格、つまり履修の評価を受ける資格は、講義・演習については実授業の 3 分の 2 以上、臨床実習については実習日数の 5 分の 4 以上の出席を義務としてそれらを果たすよう指導している。これらを行うには本学の授業科目履修認定方法及び学習の評価・単位認定・進級・卒業に関する規程を確認し、それらに照らし合わせて、学生指導を実行することとなる。また、これらを年度初めの学生ガイダンス（オリエンテーション）でも説明し、学生便覧に掲載して学生に周知している【資料 3-2-1】。

学修支援は学内の対策のみにとどまらず、保護者との連携強化を図っている。保護者との連携強化の一環として保護者会（後援会）を実施している。具体的には、コロナ禍での紙面評決の形ではあるが、保護者に教育目標・教育内容等についての理解を得る機会を設け、懇談あるいは個別面談の機会に学習進行状況を個別に説明している。保護者との面談は保護者会開催時のみではなく、希望や必要に応じて臨機応変に対応している。特に個別性の強い問題で、個別面談が必要と判断されたときには、教員のみならず職員も相談に加わる体制を整えている。学習評価は年 2 回保護者へ書面を郵送することで報告している。学修支援体制が充実するためには、学生、保護者と教職員の高質な連携が重要であると考えている。

これまでコロナ禍で中断していた海外研修については 2023 年度から国際交流委員会が旅行会社と提携した短期海外研修を実施している。2024 年度は看護学部学生 6 名がアメリカまたはオーストラリアに渡航し、語学や文化、保健医療について学ぶ機会を得た。短期海外研修に参加した学生は選択科目の英語Ⅲおよび英語Ⅳの単位を付与していく【資料 3-2-c】。

以上の様に、学習支援の体制として教員はアドバイザー（担任）制にて、学生の個別指導を行うとともに、職員とも協働のもと就学前の学習指導、入学後の成績管理及び国家試験対策さらには日常生活での学修上の問題、父母会との連絡などを行なっている。こうした学修支援は教員と事務職員との協働が入学式や卒業式などの式典やオープンキャンパス、あるいは学園祭などの大学行事において行われるほかに上述のような事項について活発に行われ、その体制整備は充実していると判断している。

② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

現在、看護学部では大学院の学生を TA として、主に看護学臨地実習指導・校内演習指導等で協力を得ている。また看護学部、リハビリテーション学部においても高学年の学生による低学年の学生に課題レポートや看護記録のまとめ方等、経験や工夫を伝授する機会を講義中や交流会などで設定している。臨地実習・校内演習において、年齢の近い(学生が学修している内容に近い教育を受けている)TA が、学生指導することで、「質問しやすい」「相談できる」等の高評価を得ているので、今後の展開が期待でき、評価できると判断した【資料 3-2-6】。また、リハビリテーション学部では同一アドバイザーによって指導を受けてい

る1年から4年生の学生が一つのグループとなり実践力演習やOSCE(客観的臨床能力試験)にあたり、高学年の学生が、低学年の学生を指導するシステムを実践している。将来的には予算的な裏付けをとり、SAとしての位置づけにしたいと考えている。

個別の学修支援が必要な学生への対応については、平成28(2016)年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が法的に義務ないし努力義務とされ、大学においても一定の取り組みが求められることになった。これを受けて本学でもFD・SDを通して、障がいのある学生への学修支援について検討し、令和3年度に「岐阜保健大学における障がい学生支援に関する指針」をまとめ、基準とした。平成31(2019)年度から令和5(2023)年度まで合理的配慮を申し入れた学生はいないが、個別の対応が必要な状況は生じたため、科目担当教員やアドバイザー、教務委員会、カウンセラー、保護者が連携してその都度、対応した。具体的な例としては、骨折をした学生、捻挫等で杖歩行の学生、腰痛が一時的に悪化した学生のエレベーターの使用を許可し、円滑な学修環境の整備に努めた【資料3-2-7】【資料3-2-a】【資料3-2-b】。

こうした学修支援体制については、先進的な大学から学ぶところは多くあり、その取り組みについて情報収集を行い教務委員会および学生委員会において検討している。今後も継続して協議し、学修支援体制の向上に努めていく。

また、学生が希望する国家試験をはじめとする各種試験の合格率の向上には、個々の学生に適した学習指導や学性の特性に合わせた、きめ細かい学習指導を実践する。さらに、TA・SA制度に関しては今後積極的に導入し、卒業生や学内の先輩学生に協力してもらい学習効果の向上に努めたい。

参考資料

【資料3-2-1】学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」

【資料3-2-2】岐阜保健大学内部質保証評価会議運用方針

【資料3-2-3】シラバス「看護学部/リハビリテーション学部」

【資料3-2-4】岐阜保健大学教授会規程

【資料3-2-5】岐阜保健大学教務委員会規程

【資料3-2-6】岐阜保健大学TA、SAに関する規程

【資料3-2-7】岐阜保健大学における障がい学生支援に関する指針

【資料3-2-a】衛生委員会議事録

【資料3-2-b】学生面談記録

【資料3-2-c】国際交流委員会議事録

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では学生の社会的ならびに職業的自立に関する支援体制整備を以下のように行っている。

(ア) 教育課程内でのキャリア教育支援

本学は、保健・医療・福祉の専門職業人を育成する大学であり、2 学部 3 学科において各種国家試験の受験資格（看護学部看護学科：看護師国家試験受験資格、リハビリテーション学部理学療法学科：理学療法士国家試験受験資格、作業療法学科：作業療法士国家試験受験資格）を取得することができる。これらの資格を取得するためのカリキュラムには全て実習が含まれており、その内容はキャリア教育であり、社会的・職業的自立支援の役割を果たしているといえる。

また、各学科では国家資格（看護師、理学療法士、作業療法士）の取得を支援するために、学部ごとに国家試験対策委員会等を設け、各種国家試験対策講座を開講している。また、早い段階から学生自身の課題を発見させ、その対策を行うことを目的として、低学年からの国家試験模擬試験やセミナー等を行い、国家試験対策を実施している【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】。

② キャリア支援体制の整備

(1) キャリア支援プログラム

就職委員会では、早い段階からキャリア支援を行う必要があると考え、1 年生からプログラムをスタートし、4 年生まで学年ごとにキャリア形成の目標を設定している。学年の諸段階に応じたプログラムを配した「キャリア支援プログラム」を構築し、学生が希望する進路決定の実現を支援している。

a) キャリアガイダンス

日々の学修と大学生活の過ごし方が進路選択に大きく影響することを知ること、それぞれの過ごし方の意識を高めることや、進路選択のための活動について具体的なイメージを持つことで、自ら将来のための学びを深め、情報収集を行う意欲を高めることを目標として、1 年生から学年に応じてキャリアガイダンスを実施している。

b) 就職ガイダンス

学生がキャリアガイダンスなどから得た経験から具体的な進路選択ができるようになると共に、自ら就職活動に向かう準備を行うため、3 年生を対象とした就職ガイダンスを実施している。就職ガイダンスでは、最新の就職状況の情報提供、具体的な就職活動の方法、就職に対する心構え、採用スケジュール及び就職活動手帳の有効な活用方法などについて理解を深めるための解説を行っている。

c) 就職活動サポート講座

就職活動をスムーズに進めていくための一助となるように小論文対策講座、履歴書対策講座、面接対策講座及び身だしなみ講座などを複数回開催している。

各学科の取り組みとして、就職委員会や学事課、国家試験対策委員会主導の全学的な取り組みに加えて短期大学時の卒業生からの情報収集、セミナーや、職能関連団体と連携した就職説明会等、学科独自の取り組みを実施している。

(2) 就職委員会

就職委員会は、在学生の就職を円滑に進めるために設置されている。委員会組織は、各学科から選出された教員4名の委員で構成されている。就職委員会は、毎月1回定例で開催され、学生の就職指導に関すること、学生の就職先開拓に関すること、学生の就職斡旋等に関すること、その他就職委員会が必要と認めることについて審議している。就職委員は、全学年に対する定期的なオリエンテーションをはじめ、具体的な就職の情報提供、相談、指導、就職先の開拓等に関わっている【資料3-3-3】【資料3-3-4】。

(3) 就職支援体制

学生に対する個別の就職支援体制については、就職支援も教育の一環として捉え、就職委員会が主体となって各学科の教育職員が協力して、学生自身の自発的活動で進路選択が可能となるような支援を実施している。就職委員会が、就職活動に関するアドバイスや就職情報の提供、履歴書添削支援、模擬面接支援など、学生個々の就職に対するニーズを把握して、きめ細かなアドバイスを行っている【資料3-3-4】。

就職に関する個別のニーズに対応する為に、キャリアセンターを活用して個別の相談に応じている。就職支援室(資料室)には、求人票検索専用のコンピューターを1台配置して、学生が利用できる環境を整備している。病院・施設等からの求人情報や施設紹介、奨学金、インターンシップの資料等を閲覧できる【資料3-3-a】。

以上の様に、本学では学生の社会的ならびに職業的自立に関して、教育課程内でのキャリア教育支援と教育課程外でのキャリア教育支援に分けて手厚く支援体制を整備しているので適切な運営がなされていると評価した。もともと、本学は地域に根差し社会貢献ができる医療従事者を輩出することを大学理念としている。医療従事者であっても学生の進路は多種多様である。今後、卒業者の各種試験の合格率や就職や進学状況の結果や課題を分析して、今後の就職・進学支援につなげていく。

参考資料

【資料3-3-1】岐阜保健大学国家試験対策委員会規程

【資料3-3-2】大学ホームページ「看護学部/リハビリテーション学部」

【資料3-3-3】岐阜保健大学就職委員会規程

【資料3-3-4】就職委員会施設見学報告書

自己点検・評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料3-3-a】学生ポータル求人情報検索

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

① 学生生活の安定のための支援

(ア) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービスおよび厚生補導のための組織として、本学では教授会の下に「学生委員会」

を設置し、さらに事務局に学事課を設置して、大学全体で学生指導に関すること、学生の厚生に関すること、その他学生生活に関することを協議・立案し、その遂行にあたっている。学生委員会は学長が指名した教員1名（学生委員会委員長）、各学科から選出された教員4名と学事課職員1名で構成され、毎月1回定例で会議を開催している。加えて学部ごとに学生委員会があり、大学学生委員会のサポートおよび主に学部生の学生生活に関する細かい支援について協議、立案、その遂行にあたっている【資料3-4-1】。

一方、学生サービスおよび厚生補導業務を遂行する事務組織として、事務局の学事課がこれにあたっている。学事課は、学生委員会業務の補助、生活相談、課外活動、退学・休学・復学・除籍等の学籍異動、各種証明書の発行、各種奨学制度、アパート・アルバイト紹介、ボランティア、学生保険など、学生生活に関係するさまざまな業務を担当し、学生の自立に向けた支援を行っている【資料3-4-a】。

また、学生個人の情報は学生委員会が支援材料として利用するが、個人情報として学事課が慎重に保管している【資料3-4-5】。

（イ）学生便覧、シラバスの配布

新年度のオリエンテーション時に学生に対して学生サービスについて記載した学生便覧およびシラバスを配布している。学生便覧およびシラバスには、授業科目、単位の取得の仕方、定期試験の受け方などの学的事項や、学内施設の利用法、緊急時の連絡方法、各種手続きの仕方などのキャンパスライフの過ごし方について記されており、学生生活が円滑に進むように工夫されている【資料3-4-b】。

（ウ）学生支援・アドバイザー制

学生生活の安定のための支援としては、学生生活における諸問題全般を把握し、問題を解決するためにアドバイザー（担任）制を導入している。小グループに経験豊かなアドバイザー教員がつくことで授業についての相談のみでなく、学生生活、健康面等に対してサポートを実施している。

（エ）キャリアセンター

キャリアセンターは、前項のキャリア支援の項でも述べたが、就職委員会が主体となって学生のキャリア支援、就職活動を支援する組織である。特に、学生に将来の仕事を具体的に感じてもらうことに重点を置き、一人ひとりに適した進路を検索し、継続的に地域の保健医療に貢献できる医療人を送り出すための支援を行っている【資料3-4-c】。

（オ）健康面へのサポート

学生の心身の健康管理については、衛生委員会が主に対応している。衛生委員会は医師及び看護学部・リハビリテーション学部教員から委員が構成され、全学生を対象とした定期健康診断に関わる調整および結果に関連した保健指導など、心身の健康相談や学内で発生した疾病や傷害に対する応急処置について個別に対応し、必要に応じて病院を紹介するなどの措置を講じている。

また、精神的な逃げ場を必要とする学生への場所の提供としても機能しており、相談相手となり、メンタルヘルスにおける学生支援を行っている。

新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症予防啓発活動として、ポスター掲示や学内ホームページでの情報提供を行っている。また、学科からの要請による実習に向けての感染症対策やワクチン接種、健康管理に関する講話も行っている。衛生委

員会の活動は、適宜報告され、各学科や事務局と情報共有しながら連携を強化している。

その他、ハラスメント対策として「ハラスメント防止委員会」を設置しており、オリエンテーションや学内掲示等で周知を行うなどハラスメントの防止及び対策を行っている。

(カ) 経済的支援

日本学生支援機構による奨学金を紹介しており、多くの学生が利用している。その他、看護学部学生対象に、病院の奨学金を紹介している。また成績優秀者に対し奨学金（授業料相当額）を給付している【資料 3-4-4】。

さらに、特別奨学生入試成績優秀者に対し授業料の全額あるいは半額を免除している。すなわち、特別奨学生入試における得点上位の者を特別奨学生AまたはBとして認定し、特別奨学生Aについては授業料の全額、特別奨学生Bについては授業料の半額を免除している。本年度は勉学の奨励と学習意欲のある学生を確保するために、新たに3種の特別奨学生制度「SSS」「SS」「S」を設置した。特別奨学生SSSは、入学金と授業料の全額、施設費（教育充実費）を免除する制度であり、特別奨学生SSは入学金と授業料の全額、演習・実習費を免除する制度、特別奨学生Sは入学金と授業料の全額を免除する制度として、入学試験の特別奨学生入試で高得点を得た学生に付与するものとした【資料 3-4-d】。

令和5(2023)年度の特別奨学生Aについては、看護学部看護学科で6名、リハビリテーション学部理学療法学科で6名、作業療法学科で2名認定した。特別奨学生Bについては、看護学部看護学科では10名、リハビリテーション学部理学療法学科で5名認定した。

また、経済的支援の一つとして学費納入期限の猶予（令和5(2023)年度）を行っている。

本学の緊急学生支援策の一つとして、令和5(2023)年度の学費（授業料、施設費、教育充実費、演習・実習費）の納入期限を本学で定める納入期限によって3か月延長することができる制度となっている。令和5年は26件の利用があった【資料 3-4-e】。

(キ) 課外活動等の支援

現在、7団体のサークルが登録されており、学内のグラウンド、体育館、教室等を提供し活動の支援を行っている。また、将来活躍の場となる学会の学術大会などの紹介を随時行っている。その他、全学的な課外活動として、秋に学園祭を行っている。学園祭においても学生による実行委員会を立上げ、主体的な運営を促しており、大学側としても近隣住民の大学への理解と地域の活性化に努めている【資料 3-4-f】。

(ク) 生活支援

学生が充実した大学生活を送るために、本学では様々な面から学生生活の支援を行っている。ボランティア活動についても、学生がより良い自己を探究し、地域社会における社会課題を見出すことにつながることから、積極的に近隣施設等のボランティア募集の紹介を行い、ボランティア活動への主体的な取組みを支援している。

また、学生生活の安定のための支援として、アドバイザー（担任）制を通じて学習面の科目の履修や学生生活に関する相談のほか、生活面の問題についても相談に対応している。また、相談内容に応じて、学科の教務委員、学生委員、その他の教職員および保健管理センター等と連携を取り、よりきめ細かな支援を行っている。

以上の様に、本学では学生サービス、厚生補導のために教授会の下に学生委員会を、事務組織として事務局に学事課を設置している。また、経済的支援としては、学外から奨学金を導入する同時に本学独自の奨学金制度も整備している。さらに課外活動等の支援、心

身に関する健康相談や心的支援及び学生生活全般にわたる相談を学事課及びアドバイザーおよび担任が中心となって行っているため、評価できると判断した。

参考資料

- 【資料 3-4-1】 岐阜保健大学学生委員会規程、岐阜保健大学内部質保証会議運用方針
- 【資料 3-4-2】 岐阜保健大学学生委員会規程
- 【資料 3-4-3】 岐阜保健大学学生委員会規程
- 【資料 3-4-4】 岐阜保健大学「入学金及び学費減免制度」
- 【資料 3-4-a】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部」「学生生活のルール」
- 【資料 3-4-b】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部」[キャンパスライフ]
- 【資料 3-4-c】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部」「キャリアセンター」
- 【資料 3-4-d】 令和 7 年度入試ガイド「充実した本学独自の奨学金制度」
- 【資料 3-4-e】 学納金延納
- 【資料 3-4-f】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部」「同好会について」

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な運営管理

本学は岐阜県岐阜市の南部、一級河川木曽川の北部に位置する。JR 岐阜駅や名鉄本線名鉄岐阜駅より南へ 3.2 キロ、バスで約 20 分の位置にある。岐阜バスが設置するバス停「岐阜保健大学」から本学キャンパスまでは徒歩 1 分程度のところにある。

本学の校地面積は 26,597.72 m²（校舎敷地面積 16,268 m²、運動場用地 5,080 m²）である。校地については、設置基準上必要とされる面積 4,300 m²を上回り、校舎面積についても同様に必要面積 6,021 m²を上回っている。敷地内に、建物（1 号館から 8 号館）、図書館（8 号館の 1 階）、多目的運動場、駐車場、自転車置き場等がある。運動場等の体育施設に関しては、本学に併設している。講義室が 17 室、演習室 6 室、実験実習室 14 室を設置している。校地・校舎等施設の耐震化率は令和 3（2020）年 4 月 1 日の時点で 100%である。

一方、医療系の学部・学科であることから、理学療法学専攻及び作業療法学専攻については、法令の定める理学療法士・作業療法士学校養成施設の基準に基づき、施設設備の整備を行っている。実習室や講義室は各学部・学科の特色に合わせ整備している。また、学生の自主的な学習を促進する環境を整えている。空調整備、防災設備、昇降機設備などの維持管理は、資格を有する専門の業者へ委託を行うとともに、施設担当部署にて、校地・校舎等の日常点検を行っている。それ以外の学内の防犯面は専門の業者と委託契約をするとともに、安全確保の観点から各校舎の出入り口やエレベーターホールなど人が往来する要

所に防犯カメラを設置し、学生及び教職員の安全確保に努めている。さらに、衛生管理活動の円滑な推進を図るため、医師・衛生管理者を構成員とする衛生委員会を設置しており、安全、衛生の確保に努めている。校地・校舎の面積は十分に確保されており、校舎の安全性は新耐震以降の建築であることから、継続してメンテナンスを事務局学務課が担当して日々の点検を行い、不良箇所が発生した場合には、法人事務局と連携をとりながら整備を行い、健全な学修環境を維持していく。また、建築面積が増加するにつれ、定期報告・ビル管法等様々な法律が適用されるが、学生の安全確保のための点検・改修を今後とも継続的に進めていく【資料 3-5-a】【資料 3-5-b】。

以上、本学は校地・校舎ともに大学設置基準において必要とされる面積を充足している。校地・グラウンドはもとより図書館、研究室、研究センター、シミュレーションセンター、情報演習室、サイエンスラボ等の諸施設についても適切に整備・管理され、教育活動に供されていると判断している【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】

また ICT を活用した教育支援サポート e ラーニングシステムを令和 2 年度に設置し、学部において各授業の予習復習、課題レポートの提出、メールのやり取り等、教員と学生との双方向コミュニケーションを実践している【資料 3-5-8】【資料 3-5-9】。

② 図書館の有効活用

本学図書館の広さは 840m² である。館内に約 200 席の閲覧スペースを設置し、最深部に約 20,000 冊の収納能力の半開架式の書庫を設けている。加えて個室スペースを 4 か所確保し、学生のそれぞれの学習目的に応じて、適切な学習の場を提供できるようになっている。24 席の閲覧スペースと横長のソファを完備し、通常の閲覧スペースよりゆったりとした環境で学習できるコモンスペース、12 席の閲覧スペースとホワイトボードを完備してグループワークに適したグループ閲覧室、4 台の視聴覚機器を完備し、約 394 本の視聴覚資料を開架しているメディア・コーナーを設けている。看護学とリハビリテーション学の専門職を養成することから、保健医療・福祉を中心とした専門分野とその関連分野および基礎的な図書・雑誌・視聴覚資料の収集を基本としている。学生や教職員からの図書購入希望は随時受け付け、蔵書の整備に努めている。またシラバスに示された指定図書・参考図書についても適切に整備している。令和 5(2023)年度時点の蔵書数(図書)は 17,327 冊(うち外国書 397 冊)であり、多くの図書が蔵書登録された。また電子書籍、医療系論文検索サービス医中誌、メディカルオンラインを導入し、学外からの情報収集、学習に対応できる体制を整備している。その他、EBSCOhost を始めとする学術系データベースを整備するとともに、データベース講習会を開催することで利用促進・利用スキルの向上を図っている【資料 3-5-10】【資料 3-5-11】。

図書館の開館時間は平日 9 時～19 時を原則とし、最終授業の後も学部生が利用しやすい環境作りを目指している。また、専属の司書を 2 名配置し、蔵書に関する管理の他、貸出の受付や蔵書調査・質問事項の受付、文献複写依頼等を行っている。開館日程の基本方針は学事日程に基づき、利用者の要望及び利用統計をふまえて計画している。館外貸出冊数は、本学の教職員・大学院生が 3 冊、貸出期間は 1 月以内、学部学生が 2 冊、貸出期間は 14 日としている。情報検索設備として、パソコンを 8 台設置し、オンラインジャーナ

ルやインターネット情報について、閲覧・ダウンロードを可能としている。その他ビデオ・DVD 閲覧ブースや複写機を設置している。図書館利用の促進のため、学部新入生を対象としたオリエンテーションや基礎ゼミナールの講義等において、図書館の利用の仕方や情報リテラシー教育を行っている。学内 LAN が整備されており、図書館以外に、研究室等の端末からも常時利用が可能となっている【資料 3-5-12】【資料 3-5-c】。

以上、本学では、図書館、学術情報サービスを提供するための体制が整備されており、適切に機能しているので評価できると判断した。

③ 施設・設備の安全性・利便性

校地と校舎はバリアフリー構造となっており、障がいのある人にも対応している。各棟の入り口、各教室への入り口には段差がなく、一般向けトイレも比較的多く設置されており、学生や教職員の安全性及び障がいのある人に配慮されている。さらに多目的トイレとして障がいのある人用トイレも設置している。校地は平坦であるので車いす移動は可能であり、高層階への移動にはエレベーターを設置して対応している【資料 3-5-a】。学生の学修環境の整備として、学生の自習できるスペースである学生ホールや図書館をはじめ、使用していない講義室は積極的に開放するなどして学修スペースの提供を行っている。さらに各棟に設置している無線 LAN(Wi-Fi)により、ノートパソコンなどを持参した場合でも情報検索、学習が可能である。このためのセキュリティチェックも適宜行っている。教員の教育研究環境の整備は、教授および准教授については研究室を使用し、講師、助教、助手については共同研究室を使用しているが、十分な広さを確保している。学内 LAN 環境の整備について、各研究室では環境が整っており、講義等にて使用する各教室についても整備されている【資料 3-5-5】。

以上の様に、本学では障害を持つ学生を迎え入れる上で必要な施設・設備はおおむね整備されているものと判断しているが今後、該当学生の障害の度合いやニーズに応じて整備を行っていく。

参考資料

【資料 3-5-1】 研究センター利用規則、岐阜保健大学研究室使用ルール、研究室利用ガイドライン

【資料 3-5-2】 岐阜保健大学シミュレーションセンター規程

【資料 3-5-3】 情報科学演習室使用ルール

【資料 3-5-4】 岐阜保健大学サイエンスラボ利用規則

【資料 3-5-5】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」「学生生活上のルール；学内の施設利用について」

【資料 3-5-6】 学生便覧 「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」「学生生活上のルール；教室の利用「情報科学演習室（7 号館 3 階）」の使用について

【資料 3-5-7】 学生便覧 「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」「Wi-Fi ネットワーク接続方法」

【資料 3-5-8】 コンピューター・ネットワーク利用ガイドライン

【資料 3-5-9】 学生便覧 「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」「各種アカウント

設定「Gle x a へのアクセス方法について」

【資料 3-5-10】 岐阜保健大学図書館規程

【資料 3-5-11】 岐阜保健大学図書館利用規則

【資料 3-5-12】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」「学生生活上のルール、岐阜保健大学図書館利用案内」

自己点検・評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-5-a】学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」「キャンパスガイド、学舎配置図」

【資料 3-5-b】学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部」「キャンパスガイド、学舎配置図、運動場」

【資料 3-5-c】学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」「各種アカウント設定「学内 Wi-Fi ネットワーク接続方法」

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では各学部、大学院における人材養成の目的に沿った形で、AP を作成し、それ等を基本に学生の受け入れと学修支援体制の整備を行っている。本学はいずれも、医療職の資格取得を目指した学生が入学してきているが、より多彩な人材の獲得を目指し、多様な入学試験を行い、学生を受け入れている。

学生の支援体制は資格取得のための教育およびキャリア支援の充実のため、アドバイザー（担任）制を充実させ、個別指導による学修支援のみならず学生生活の相談や支援も手厚く行っている。こうした学生生活安定のための学生サービスは教職員一体となって情報共有をしながら行っている。

また、校地・学舎・図書館などの学修環境は整備され、大学。大学院の適切な運営・管理を行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準 3 の学生の項でもっとも重大な問題は入学生の定員確保が、現在、低迷していることである。このことに関しては上述したが、大学として重点的に取り組んでいる課題である。このほか、在学生の抱える諸問題については、教授会、学部教授会が中心となって問題発見に努めている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

問題点と今後の取り組みについては各項目にも少し、記載したが、現在の本学にとって、最も重要なことは入学者定員数の確保に向けての活動である。

本学のような地方の小規模な大学にとって、入学希望者の増加は、全教職員が全力で取り組むべき課題である。そのための方策として現状の客観的な分析とそれに応じた対応を全学が一体となって取り組み、優秀な学生の確保に向けて最大限の努力をしていく。

本学では、入学希望者の増加のための方策として（1）減免制度を中心として学費支援の充実、（2）広報戦略に基づく学生募集活動の強化、（3）地域貢献、地域との連携等について入試運営委員会、教授会を中心に全学で取り組んでおり、今後も進展させたい。

学費支援の充実については、新たに3種の特別奨学生制度「SSS」「SS」「S」及び2種の指定校奨学生「A」、「B」を設置した。特別奨学生 SSS は、入学金と授業料の全額、施設費（教育充実費）を免除する制度であり、特別奨学生 SS は入学金と授業料の全額、演習・実習費を免除する制度、特別奨学生 S は入学金と授業料の全額を免除する制度として、入学試験の特別奨学生入試で高得点を得た学生に付与するものとした。指定校奨学生 A は入学金の半額、授業料の全額を免除する制度であり、指定校奨学生 B は入学金と授業料の半額を免除する制度とした、これらについては前述の資料 3-1-e を参照していただきたい。

広報戦略に基づく学生募集活動の強化については、入試広報課、入試委員会および広報委員会が中心となって行っているが、三つのポリシーや特色を広く周知していくために学生募集要項又はホームページの改善を図るほか、高校生だけでなく保護者や高等学校とのつながりを重視した広報活動を行う予定である。

すなわち、まず、広報活動の充実を図り、大学の認知度の向上とブランドの周知に努め、入学志願者数の増加を目指す。特にリハビリテーション学部作業療法学科については、丁寧な説明を繰り返し行い作業療法学自身の認知度を高めていく。

広告媒体に関しては、令和6年度の広報媒体の効果測定を検証し、オープンキャンパスの参加や入試出願につながる媒体の精度を向上させていく。広報媒体の精度を高めて冊子媒体やインターネット媒体を出稿する。ポスターや大学案内パンフレット、ホームページ、受験情報誌、新聞広告、交通広告などを活用して本学の認知度の向上を目指す。看護学部及びリハビリテーション学部の強みを生かし、施設・設備の充実や国家試験合格率向上につながる取り組みを前面に出す広報戦略を展開していく。またソーシャルメディアを活用して、受験生の相談に迅速に対応するしくみを継続していく。模擬授業や体験授業を動画で撮影し、受験生に興味を持たせる SNS コンテンツを活用する。

オープンキャンパスは、年間開催分、3月開催分、6・7月開催分、8・9・10月開催分に分けて広報資材を作成している。7月と8月の開催分については、学部別に午前・午後開催時間を分け、受け入れ人数の拡大と混雑緩和を目指す。高校低学年層への認知度を高めるため、「キャリアデザイン講座」をオープンキャンパスに組み込み、8月と12月に実施している。

高校訪問については、年間を通して組織的、計画的に実施している。広報委員会の教員が渉外担当として10校から20校を訪問し、岐阜県内全域、愛知県尾張地区を最重点エリアとしている。近年、愛知県内でリハビリテーション系学部が3大学新設されたことから、本学は危機感を持って該当エリアの高校訪問を行っている。長野県や富山県、福井県、静岡県西部地区などの強化地域についても定期的に高校訪問を行い、指定校制推薦の依頼や特別奨学生入試の紹介を行っている。

指定校推薦依頼に関しては、特別指定校制度の特典を全地域に拡張し、通信制高校や昼間定時制高校にも新規設定校として導入を検討している。令和6年の能登半島地震で被災した地域に対しては、被災地域特別指定校を設定し、受験生の経済的支援を行っている。スカウティング制度を新たに設立して高校内ガイダンスや進学相談会に積極的に参加している。指定校推薦の入学試験出願に向けて、オープンキャンパス参加者数目標を設定し、積極的な誘導を図っている。

また、地域貢献、地域との連携等については「本学独自に取り組み」の項でも触れるが、

研究センターの活動を中心に、地域での大学の役割を広報している。

このように、本学は、入学者増加に向けた多角的な取り組みを進めている。これらについては前述の資料 3-1-f を参照していただきたい。

さらに、本学の存在やポリシーを社会に周知する機会としても、地域への貢献及び地域との連携強化を行い、健康の促進及び疾病の予防に役立つ「公開講座」を実施していくとともに、産学連携活動も積極的に展開していく。入学試験や広報に関することも教授会で審議・検討され、学長により決定され、全教職員が共通理解のもと実施し、安定した入学定員の確保に取り組んでいく。

また学生サービスに関しては学生の個性に応じた対応、学生生活の充実を図るために、多様な学生の要望を取り入れながらサービス、厚生補導の体制を強化する。学生が相談しやすい環境を確保するため、相談室、相談体制の充実を図る。また、優れた学力や資質を持ちながら経済上の理由で、入学できない者や入学後に経済事情の変化等により、勉学を継続することが困難になった者などに対応できる奨学金制度をさらに充実させるとともに、学生に活用されるように周知する。学生が一層自主的に課外活動を活性化させるように支援していく。

その他の意見に関しては、今後の学内環境の整備の際に参考意見として、検討し改善につなげるものと考えている。

本年度も看護学部とリハビリテーション学部合同で、学生主体で運営する学園祭が開催され、学部を越えた積極的なコミュニケーションが行われた。一方で、コミュニケーションがとれずに孤独を感じ、誰にも相談できないで精神的に不安定になる学生も一定数、見受けられる。さらに経済的な問題等、複数の問題を抱えることで学業継続困難となり、進路変更を余儀なくされることも実際に起こっている。例年も実施していることであるが、さらに注意深く、学生からの意見聴取、アドバイザー面談、アンケートシステムを使用したりするなど学生の状況に関する情報収集を行い、学生が安心して健やかに学業を継続していくことができるよう支援していく。

さらに、本学の看護学部では令和 4(2022)年度に。リハビリテーション学部では令和 6(2024)年度に初の卒業生を出したので、卒業者の国家試験合格率や就職や進学状況結果や課題等を分析して、今後の就職・進学支援につなげていく。

また、施設設備の整備、その有効的な活用については、今後も学生及び教員（非常勤講師を含む）の要望を聞く機会を設け、それらを取り入れつつ整備していく。学生の主体的な学修を促進し、十分な学修時間を確保するために、必要な機器（PC、プレゼンテーション機器）と情報環境（無線 LAN 環境の強化）を整備すること及び学修スペースを確保することを推進していく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育理念・目標に即した各学部および大学院の DP は以下のとおり定め、大学ホームページ、大学案内、学生便覧に記載して、公表している。

■看護学部の DP

1. 人間力

人間性豊かで温かく、人間に対する深い畏敬の念を持ち、地域に暮らす多様な人々の生活・文化を尊重し、周囲の人々とコミュニケーションを通して理解し合い、協働することができる。

2. ケア・スピリット

良質で安全なケアの提供を通じて、地域のあらゆる発達段階、健康レベル、生活の場にある人々の健康で幸福な生活の実現に貢献できる。

3. 人間の実践的理解

多様な人々の看護に必要かつ十分な知識を身に付け、個人、家族、集団、地域について幅広く理解できる。

4. プロフェッショナリズム

看護ケアに必要となる専門的知識と技術を備え、地域の特性の理解を踏まえ、人々の尊厳を擁護する看護実践に活かすことができる。

5. 多職種連携・チームワーク

看護対象者や保健・医療・福祉や生活に関わる全ての人々と連携し協働できる

【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】。

■リハビリテーション学部（□理学療法学科、□作業療法学科）

リハビリテーション学部共通の DP

本学の建学の精神と教育理念に基づいて、以下に掲げる知識と技能ならびに態度を身につけ、所定の単位を修得するとともに、それらを総合的に活用してリハビリテーション専門職の責任を果たすことができる者に学士（リハビリテーション学）を授与する。

1. 生命に対する尊厳と人間に対する畏敬の念をもち、豊かな人間性のもと、地域および世界の人々と協働するために円滑なコミュニケーションを図ることができる。

2. 多種多様なリハビリテーション対象者の支援に必要かつ十分な基礎および専門的知識を修得し、人々の幸福と健康な生活の実現に貢献することができる。

3. 医学・医療の進歩と社会のニーズの変化に対応するため、自己の専門性を発揮し、科学的分析に基づく問題解決能力を磨き、自己実現することができる。

4. リハビリテーション対象者やその家族および保健・医療・福祉に関するあらゆる人々と連携し協力することができる。

□理学療法学科の DP

1. 生命に対する尊厳と人間に対する畏敬の念をもち、豊かな人間性のもと、地域および異なる国の人々と協働するために、多様な人々の立場を尊重し、円滑なコミュニケーションを図ることができる。

2. 多種多様な理学療法対象者に対する専門的な支援に必要なかつ十分な基礎および専門的知識を修得し、自身が考案する支援について十分に説明する能力を身につけている。それらを通じて、人々の幸福と健康な生活の実現に貢献することができる。
3. 医学・医療の進歩と社会のニーズの変化に対応するため、自己の専門性を発揮し、科学的分析に基づく問題解決能力を磨き、心身の両側面から人を支援できる理学療法を創造することができる。
4. 理学療法対象者やその家族および保健・医療・福祉に関するあらゆる人々との協働に主体的に参画し、チーム医療や地域包括ケアに貢献することができる。

□作業療法学科のDP

1. 生命に対する尊厳と人間に対する畏敬の念をもち、豊かな人間性のもと、地域および異なる国々の人々と協働するために、多様な人々の立場を尊重し、理解することを通じて円滑なコミュニケーションを図ることができる。
2. 多種多様な作業療法の実践に必要な基礎および専門的知識を修得している。また、人々にとって目的や価値を持つ生活行為の向上に貢献するために、対象者の生活行為に最も近くから寄り添う視点を持つ専門職としての技術と態度を身につけている。
3. 医学・医療の進歩と多様性に基づき、個別的・社会的ニーズの変化に対応するため、作業療法の専門性を発揮し、科学的分析に基づく問題解決能力を身につけている。更に、作業療法に対する探求心と研究心を備えている。
4. 作業療法対象者やその家族および保健・医療・福祉に関するあらゆる人々と協働するための専門的知識と技能を身につけている。また、論理的思考により様々な問題を解決できる行動力を身につけている【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】。

■大学院看護学研究科のDP

研究科では、研究コース、保健師コース、助産師コースの三つのコースを設けて、看護研究とともに、保健師コースおよび助産師コースでは大学院において保健師または助産師の資格取得が可能となることが特色であるので、各コース別にDPを定めた。

＜看護学研究コース＞

1. エビデンスに基づいた研究能力を身につけ、看護の質の向上に貢献することができる。
2. 地域におけるケアと看護の質の改善に向けて、多職種や市民と協働することができる。
3. 高度な専門的知識と多様な視点を持ち、看護課題の解決に貢献できる実践力を身につけている。

＜保健師コース＞

1. エビデンスに基づいた研究能力を身につけ、看護の質の向上に貢献することができる。
2. 地域におけるケアと看護の質の改善に向けて、多職種や市民と協働することができる。
3. 高度な専門的知識と多様な視点を持ち、看護課題の解決に貢献できる実践力を身につけている。
4. 保健師として、健康問題や危機管理に対応でき、予防的視点から地域の保健医療と健康増進に貢献できる。

＜助産師コース＞

1. エビデンスに基づいた研究能力を身につけ、看護の質の向上に貢献することができる。
2. 地域におけるケアと看護の質の改善に向けて、多職種や市民と協働することができる。

3. 高度な専門的知識と多様な視点を持ち、看護課題の解決に貢献できる実践力を身につけている。

4. 助産師として、様々な母子の健康問題に対応でき、地域の周産期医療と母子保健に貢献できる【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】。

以上の各学部および大学院の DP は学生便覧及び大学案内に明記し、在学生ならびに受験生にも周知している。なお、在学生には入学後オリエンテーションの際には口頭で DP について説明をしている。

この他、ホームページ、後援会及びオープンキャンパスや個別に申し出のあった大学見学者についても内容を公表し、多数の受験希望者・保護者に説明を行っている。さらに、高等学校への募集活動時にも、高等学校での進路指導者に本学の特徴の理解を得るため、DP の説明を行っている。

以上のことから、看護学部、リハビリテーション学部および大学院看護学研究科における DP は明確に定められ、その周知についても適切に行われていると判断した【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】。

② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

1. 単位認定基準について

■看護学部、■リハビリテーション学部

看護学部ならびにリハビリテーション学部では、成績評価は定期試験、レポートなどによって授業科目ごとに行われる。成績評価基準は成績評価点 (Grade Point ; GP) で示され、学生には評語 (S, A, B, C, D, E, F) で通知される。評価点 90～100 点は評語 S、GP を 4.0 とする。同様に、評価点 80～89 点を評語 A、GP3.0 に、評価点 70～79 点を評語 B、GP2.0、評価点 60～69 点を評語 C、GP1.0 で、C～S までを合格とする。尚、評価点 60 点未満の場合は評語 D、GP を 0 で、不合格とする。また、試験欠席、授業放棄についても不合格とし、試験欠席の評語は E、GP は 0、授業放棄の評語は F、GP は 0 とする。これらについては学期開始前の学生オリエンテーションにて学生便覧を用いて学生に説明していると共に、学期の成績は本人及び保護者に「学業成績通知書」として保護者宛にも通知して、情報を共有できるよう努めている【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】。

2. 進級基準

本学はこれまで単位制を採用しているので、卒業までに必要な単位を修得すれば卒業要件は満たすことができる。そのため、特に進級要件としての規程は設けていない。

ただし、両学部とも学年ごとに、一定の単位を修得しなければ、臨地実習への資格が得られないので、この点が実質的な進級要件となっている。

■看護学部

臨地実習に関しては DP に定めた 5 つの能力を獲得するために必須のものであり、かつ、職能教育としては最重要教育として位置づけられるので、看護学部では以下のように、臨地実習に関する履修要件を定めている。

1 年次における基礎看護学実習Ⅰは「看護学概論Ⅰ」「看護援助方法論Ⅰ」の失格者でな

いこと、2年次の基礎看護学実習Ⅱは、「看護学概論」「看護援助方法論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「看護過程演習」「フィジカルアセスメント」「看護理論」「基礎看護学実習Ⅰ」の単位を修得しており、「フィジカルアセスメント」の失格者でないこととした。さらに、3年次の領域実習では、①1年から3年次前期までの専門基礎科目、専門教育関連科目、専門看護教育科目のうち必修科目のすべての単位を修得していること、②地域・在宅看護学、精神看護学、成人・老年看護学、母性看護学、小児看護学における各概論、援助論Ⅰ・Ⅱの失格者でないこととした。また「統合実習Ⅰ」については、3年次前期の該当領域の単位を修得していることとし、「統合実習Ⅱ」については、3年次後期の該当領域の単位を修得していることとした【資料4-1-5】【資料4-1-6】。

■リハビリテーション学部

また、リハビリテーション学部でも、単位制を採用しているため、特に進級要件を規定していないが、臨床実習科目を履修するための要件として、以下の通り履修規程中表示して学生に周知させている。

すなわち、リハビリテーション学部における臨床実習科目での履修要件は1年時における「臨床実習Ⅰ（基礎）」については1年次に開講される必須科目を全て履修していること、2年時開講の「臨床実習Ⅱ（地域）」は1年次に開講される必須科目の単位を全て修得していること、3年時開講の「臨床実習Ⅲ（評価）」は1・2年次に開講される必須科目の単位を全て修得し、3年次の前期に開講される必須科目を全て履修していること、さらに3年時開講の「臨床実習Ⅳ（応用）」は臨床実習Ⅲ（評価）を履修していることとし、最終実習の4年時の「臨床実習Ⅴ（総合）」は1年次・2年次・3年次に開講される必須科目の単位を全て修得していることとしている。

したがって、臨床実習の履修と単位修得時に前年の配当年次における単位修得状況、当該年次の履修状況によって、受講できないこととなり、実質的な進級要件となっている

【資料4-1-5】【資料4-1-6】。

3. 卒業要件

■看護学部

看護学部の卒業要件は124単位以上の単位修得である。科目区分別にDPを踏まえて必修科目として基本教育科目13単位、専門教育関連科目22単位、専門教育科目70単位の105単位を修得し、選択科目は基本教育科目の選択科目から7単位以上、専門教育関連科目から1単位、専門教育科目から9単位以上修得することを卒業要件としている。基本教育科目は1年次に13単位、2年次に3単位、3年次に1単位、4年次に4単位の合計21単位開講し、専門教育科目は1年次1単位、2年次2単位の3単位、専門看護教育科目は3年次7単位、4年次7単位の合計14単位開講している【資料4-1-5】【資料4-1-6】。

■リハビリテーション学部

リハビリテーション学部理学療法学科では、DPを踏まえて総合科学科目の必修13単位、専門基礎科目の必修35単位、専門展開科目の総合演習(卒業試験)を含む必修72単位の必須科目合計120単位以上に加え、地域理学療法学科目から選択1単位以上、その他の科目から3単位以上の合計124単位以上を修得することと定めている。

リハビリテーション学部作業療法学科では、DPを踏まえて総合科学科目の必修13単位、

専門基礎科目の必修 35 単位、専門展開科目の総合演習(卒業試験)を含む必修 71 単位の必須科目合計 119 単位以上に加え、作業療法治療学科目から選択科目 1 単位以上、地域作業療法学科目から選択 1 単位以上、その他の科目から 3 単位以上の合計 124 単位以上を修得することと定める【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】。

上述のように、看護学部ならびにリハビリテーション学部では、国家試験受験科目を含め所定の単位である 124 単位以上を修得学生は卒業・修了を認定し、学士（看護学ならびにリハビリテーション学）の学位を授与することとしている。

■大学院看護学研究科

本研究科の修了要件は、本研究科に 2 年以上在籍し、研究科目から 8 単位（特別研究または課題研究）、共通科目から 18 単位以上（うち必修科目 8 単位）、専門科目から 4 単位以上の合計 30 単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格していることとした。

保健師コースの履修者は、修了要件の 30 単位に加えて、保健師コース専門科目から 33 単位を履修し、合計 63 単位を修得することを修了要件とする。なお、保健師コースの履修者は、「疫学統計学Ⅰ」（2 単位）と「疫学統計学Ⅱ」（2 単位）を必修としている。助産師コースの履修者は、修了要件の 30 単位に加えて、助産師コース専門科目から 33 単位を履修し、合計 63 単位を修得することとしている【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】。

以上のことより、DP を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知が行われていると判定した。

4. 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

■看護学部、■リハビリテーション学部、■大学院看護学研究科

学部の成績評価については前期、後期試験終了後に教務委員会を開催し、試験の適性や可否の比率等を審議し、科目間や教員間で標準化を行っている。単位認定、進級、卒業認定は、各期末に教授会で厳正に審議され、学長が決定した後、認定する仕組みとしている。単位認定・進級・卒業に関する基準は、本学学則及び履修規程に示されている。

大学院の修了認定は主査・副査の論文審査・口頭試問を経たのち、大学院研究科委員会で成績および論文について審議され決定される。修了必要単位数及び修士の学位審査については大学院学則および履修規程に示されている。

参考資料

【資料 4-1-1】岐阜保健大学大学ホームページ、岐阜保健大学大学案内

【資料 4-1-2】岐阜保健大学内部質保証評価会議運用方針

【資料 4-1-3】学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」

【資料 4-1-4】岐阜保健大学学位規程

【資料 4-1-5】岐阜保健大学学則

【資料 4-1-6】岐阜保健大学教授会規程、岐阜保健大学教務委員会規程

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の建学の精神に則り本学の CP を以下のごとく定め、大学ホームページ、大学案内、学生便覧に記載して、公表している。

■看護学部

看護学部の教育課程における編成方針（CP）は以下の通りである。

1. 教育課程は、基本教育科目、専門教育関連科目、専門教育科目の 3 科目区分から構成する。
2. 基本教育科目は、人間力や看護する対象の全人的・共感的な理解、コミュニケーション能力の養成のため、人間理解のために「思考力の養成」、「表現力の養成」、「人間力の養成」、「人間の理解」の 4 科目領域を置く。
3. 専門教育関連科目は、看護の対象理解の基盤として、パートナーシップや科学的な知識や根拠に基づく判断力や対応力を養成するため、「健康と健康障害の理解」と「社会と環境の理解」の 2 科目領域を置く。
4. 専門教育科目は、科学的根拠に基づく、看護のコアとなる知識と技術である看護実践能力とケア・スピリットを養成するため、看護の理解のために「看護の基本」と「看護の展開」の 2 科目領域を置き、「看護の展開」の中に、「成人看・老年看護学」、「小児看護学」、「母性看護学」、「精神看護学」、「地域・在宅看護論」の各看護専門分野の科目領域と、看護の統合的理解として、多職種連携・協働、地域社会の特性の理解と地域への貢献、看護専門職者としての成長に重点を置いた、「看護の統合と実践」、「公衆衛生看護学」、「看護研究」の科目領域を置く【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】。

■リハビリテーション学部（□理学療法学科、□作業療法学科）の CP

教育課程は「総合科学科目」と「専門科目」の 2 科目区分から構成し、専門科目はさらに「専門基礎科目」「専門展開科目」を設置した。

□理学療法学科

生命の尊厳や人間への畏敬、他者とのコミュニケーション等の医療人としての基礎的知識と態度の養成のため「基礎ゼミナール」「現代の倫理」「人間関係論」「コミュニケーション論」「英語 I(特)」「英語 II(特)」を基礎科学科目として置き展開する。

リハビリテーション学の基礎知識を修得するため、人体の構造と機能については「解剖学」「生理学」「運動学」を、疾病や障害の基礎については「病理学」「神経内科学」「整形外科学」を専門基礎科目に置く。さらに、専門知識と技能を修得するため、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学を専門展開科目とした。

理学療法に関わる専門的かつ最新の技能および態度を修得するため、治療学の応用とし

ての多様な演習や「実践力演習」「卒業研究」を専門展開科目に設置し展開する。

多職種連携と協働の理論のもと、行動力と実践力を養うために「地域理学療法学」「臨床実習」および「実践力演習」を中心とした「総合理学療法学」を専門展開科目に設置し展開する。

□作業療法学科

教育課程は「総合科学科目」と「専門科目」の2科目区分から構成し、専門科目は「専門基礎科目」「専門展開科目」を設置し展開した。

生命の尊厳や人間への畏敬、他者とのコミュニケーション等の医療人としての基礎的知識と態度の養成のため「基礎ゼミナール」「現代の倫理」「人間関係論」「コミュニケーション論」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」を基礎科学科目として置いた。

リハビリテーション学の基礎知識を修得するため、人体の構造と機能については「解剖学」「生理学」「運動学」を、疾病や障害の基礎については「病理学」「神経内科学」「整形外科学」を専門基礎科目として設置し展開した。さらに、専門知識と技能を修得するため、基礎作業療法学、作業療法評価学、作業療法治療学を専門展開科目として設置し展開した。

作業療法に関わる専門的かつ最新の技能および態度を修得するため、治療学の応用としての多様な演習や「実践力演習」「卒業研究」を専門展開科目に設置し展開する。

多職種連携と協働の理論のもと、行動力と実践力を養うために「地域作業療法学」「臨床実習」および「実践力演習」を中心とした「総合作業療法学」を専門展開科目として設置し展開した【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】。

■大学院看護学研究科

本研究科教育課程の編成の考え方は、「看護学研究コース」「保健師コース」「助産師コース」の3つの課程区分とする。「研究科目」「共通科目」「専門科目」は全てのコースの学生が履修し、保健師を目指す学生は「保健師コース専門科目」を、助産師を目指す学生は「助産師コース専門科目」を履修すると説明している。各コースのCPは以下の通りである。

□看護学研究コースのCP

1. 教育課程は、研究科目、共通科目、専門科目の3科目区分から構成する。
2. 看護の質の向上に貢献するためのエビデンスに基づいた看護研究を推進する能力を身につけるため、「研究科目」を置く。
3. 看護研究の基盤となる知識と研究能力を身につけるため、「共通科目」の中に「看護科目群」と「周辺領域科目群」を置く。
4. 看護管理者・看護教育者・看護研究者として、多職種と連携し、高度な専門的知識と多様な視点を持ち、看護課題の解決に貢献できる実践力と研究能力を身につけるため、本研究科における2分野の専攻分野として、「専門科目」の中に、「広域看護学」領域と「実践看護学」領域を置く。

□保健師コースのCP

1. 教育課程は、研究科目、共通科目、専門科目、保健師コース専門科目の4科目区分から構成する。
2. 看護の質の向上に貢献するためのエビデンスに基づいた看護研究を推進する能力を身につけるため、「研究科目」を置く。
3. 看護研究の基盤となる知識と研究能力を身につけるため、「共通科目」の中に「看護科

目群」と「周辺領域科目群」を置く。

4. 看護管理者・看護教育者・看護研究者として、多職種と連携し、高度な専門的知識と多様な視点を持ち、看護課題の解決に貢献できる実践力と研究能力を身につけるため、本研究科における2分野の専攻分野として、「専門科目」の中に、「広域看護学」領域と「実践看護学」領域を置く。

5. 保健師として、健康問題や危機管理に対応でき、予防的視点から地域の保健医療と健康増進に貢献できる実践能力を身につけるため、「保健師コース専門科目」を置く。

□助産師コースのCP

1. 教育課程は研究科目、共通科目、専門科目、助産師コース専門科目の4科目から構成する。

2. 看護の質の向上に貢献するためのエビデンスに基づいた看護研究を推進する能力を身につけるため、「研究科目」を置く。

3. 看護研究の基盤となる知識と研究能力を身につけるため、「共通科目」の中に「看護科目群」と「周辺領域科目群」を置く。

4. 看護管理者・看護教育者・看護研究者として、多職種と連携し、高度な専門的知識と多様な視点を持ち、看護課題の解決に貢献できる実践力と研究能力を身につけるため、本研究科における2分野の専攻分野として、「専門科目」の中に、「広域看護学」領域と「実践看護学」領域を置く。

5. 助産師として、様々な母子の健康問題に対応でき、地域の周産期医療と母子保健に貢献できる実践能力を身につけるため、「助産師コース専門科目」を置く。

以上のCPは大学パンフレット、学生募集要項、キャンパスガイド及びホームページ上に明記し、在籍学生ならびに受験生に周知した。なお、在籍学生には入学後オリエンテーションにてCPについて口頭で詳しく説明した。CPは本学のホームページに掲載されている【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-4】。

以上の様に、看護学部、リハビリテーション学部および大学院看護学研究科では教育目標に合致した明確なCPが示されている。教育課程はそれに沿って適切に編成され、運用されているので評価できると判断した。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

■看護学部

1. 看護学部の教育課程の体系的編成

看護学部の教育課程は、基本教育科目、専門教育関連科目、専門教育科目の3区分で構成しており、基本教育科目は主に1年次、専門教育関連科目は1年次と2年次、専門教育科目1年次から4年次にかけて配置し、基本教育科目から専門教育科目へと4年間で体系的な学修が可能となるものとした。講義科目と演習科目・実習科目は、1年次から講義で学んだことを演習・実習で体験し、学びの内容が着実に身に付くよう配置した。シラバスには、授業目的・獲得目標、授業の内容、方法、評価方法、予習・復習の内容・学習時間の目安を記載し、学内ホームページで周知することで、学生の科目履修を支援した。同時に、学生が教育課程を十分理解できるように、DPに沿ったCPを示すカリキュラムツリー

を学生便覧に示した。

まず、看護学部では1年次の「情報科学（1単位）」において情報の収集、整理、選択を行うための基本的技術を学び、「基礎統計学（1単位）」において統計学の基礎的知識を学んだ後、「看護倫理（1単位）」の中で、研究における倫理的配慮について学び、情報化社会に対応できるように配慮した。また、「公衆衛生学（疫学）（1単位）」において研究デザインを含む疫学の基礎的知識を学び、さらに、3年次には「看護研究Ⅰ（1単位）」では基礎知識を対面講義形式で学び、少人数制のゼミにより、文献クリティークと文献レビューを行った。ゼミは学生の興味・関心が反映できるよう、まず、学部の専任教員が自身の研究分野について学生に簡単な紹介を行い、学生の興味・関心に基づきゼミの領域を決め、意向調査に回答する。意向調査結果を基に、担当教員1名に学生4-5名を配置した。3年次に最終決定したゼミは基本的に4年次の「看護研究Ⅱ（2単位）」に引き継がれ、「看護研究Ⅱ」を実施する。これにより、学生は3年次から4年次へと段階的に興味・関心ある研究分野の研究を学ぶことができるカリキュラム構成となっている。

2. 体系的編成を具体化するための方策-感染状況に合わせた変動的な授業形態-

授業方法は知識の理解と獲得を目的とする科目は、原則として対面講義形式とし、態度・志向性及び技術技能の獲得を目的とする科目は、演習形式として、学生の主体的かつ能動的な学びを引き出すよう工夫した。

看護学の教授においては、学生の看護観の育成を重視する立場から演習、グループワーク、ディスカッションに重きをおいているので、対面での少人数教育が望ましいと考えている。ただし、新型コロナウイルスの流行時には、オンライン形式の講義を経験し、領域間、教員間で情報交換を繰り返し、オンライン授業ツールの活用（グエクサ、チームス）の効率的な使用方法を検討することができた。このような経験から、感染状況に応じて、オンライン授業と対面授業の併用による柔軟な教育方法を得ることができた。

3. 体系的編成を具体化するための方策-少人数制

感染に留意しながら、看護技術の演習では指導教員及び補助教員を複数人配置し、1グループあたりの学生数を4-5名と制限して指導できる体制を整えた。演習形式科目は40~80名、臨地実習は1か所及び1病棟につき5名程度とし、臨地実習は実践の機会を多く持てるように、1グループの学生数を4-5名に対して1名の指導教員が教育にあたった。このような少人数制の講義・演習は専門科目だけでなく、基礎教養科目である英語でも実践しており、英語科目では学生数の上限を20名として能力別に育成した。

4. 体系的編成を具現化するための方策-知識の定着のための看護師国家試験の学修

前述のように、看護学部の教育課程は、看護師教育に特化した単一のカリキュラムは、CPとDPを達成するための条件を満たしているが、同時に看護師国家試験の出題範囲をカバーすることが求められるので、教務委員会が主導してこの点を検証している。

DPの5つの能力を獲得するには、患者の状況をアセスメントしてケアを実践し、多職種と協働するための基礎知識を持つことが求められる。CPに従って構成された科目は、DPの獲得すべき5つの能力を達成するために必要な内容を盛り込んでいる。しかし、学修範囲が広範であるため、知識の定着を図るための定期的な復習が必要であると考え、国家試験対策も兼ねて、低学年から定期的試験を行っている。加えて、外部の模擬試験を定期的に行い、知識の定着度を学生自身で認識できるようにした。模擬試験の結果は学生と国家試

験対策委員会だけでなく、アドバイザー教員とも共有し、アドバイザー教員と定期的に面談することで、学生は勉強方法や環境を見直すことが出来るようにした。4 年次には「看護の統合と実践(2単位)」において4年間の学修の総復習を行うカリキュラム構成にした。その他、シラバスを作成する際は看護師国家試験の出題範囲が網羅されているか担当教員が確認した。また、看護学部では、DP で獲得すべき能力と教育理念、教育目標との関係をカリキュラムツリーとして学生便覧に示した。

すなわち、看護学部の教育理念は「看護の深い専門的な知識と技術を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけた、常に自己研鑽を継続できる高い資質と看護実践能力を持った看護職者を養成すること、またその養成を通じて広く地域と社会の保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。」であり、教育目標は前項 1-1 で示した 7 項目であるので、それぞれに関連して CP と DP が体系的に編成されている。これらは学生便覧に示し、学生に理解できるようにした【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】。

■リハビリテーション学部

□理学療法学科

理学療法学科 CP に基づき、段階的、階層的に学べる教育課程を編成している。科目区分、配当学年及び前後期の開講時期、更に科目ごとの必修・選択の別、講義・演習・実習の授業形式、授業時間数と単位数を教育課程表に明記にしている。科目区分は、総合科学科目、専門基礎科目、専門展開科目の 3 群となっている。

総合科学科目は、医療専門職として必要となる判断力やコミュニケーション能力、知性を養う科目で構成している。本学ではまだ、教養教育センターを設置していないが、現時点では、教養科目を担当する専任教員が責任をもつ体制としている。また、教務委員会が教養教育についても掌握しており、担当教員、既修得単位の認定等について審議するとともに、非常勤講師に対して国家試験を意識した授業づくりを依頼している。

専門基礎科目は、「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の成り立ち」、「保健医療とリハビリテーションの理念」の三分野で構成され、必要な基礎医学、臨床医学、疾病と障害の構造とリハビリテーションの関連を理解できる科目で構成している。解剖学と生理学にはそれぞれ講義と連動した実習科目を設け、「運動学」には講義と連動した演習科目である「運動学演習」を設けている。

専門展開科目は「基礎理学療法学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」「臨床実習」「総合理学療法学」の 6 つの分野で構成され、講義と並行して演習も行い、段階的に知識と技術の統合が図れるように工夫している。

「卒業研究」は、専門職としての科学的思考の基盤を形成することを基本とし、担当教員ごとに全学生を配置して行い、学生個人の興味や関心に根ざした高度な学修が可能となっている。

また、総合理学療法学では実践力演習を通して理学療法士の資格取得に留まらず専門職の活躍の機会を広げる認定資格にも配慮した科目が含まれている。

以上の全授業科目について、科目ごとの目標が具体的に明記されているシラバスを作成し、配布とともにホームページ上で公開している。更に、シラバス内容のチェック体制を

整備しており、国家試験出題基準を基盤に、非常勤講師を含む全教員が教授すべき内容の全体像と担当科目の位置づけを理解している。学習成果の点検として、講義アンケート、総合演習(卒業試験)、就職状況の調査等を実施している。進級要件、卒業要件については、「履修規程」を設け、具体的かつ詳細に示し、学生便覧に掲載している。また、本学科でも同様に、学生便覧に養成人材像、DP、CPの関連性を示し、体系的な流れを理解するようにした。

□作業療法学科

作業療法学科でもCPに基づき、段階的、階層的に学べる教育課程を編成している。科目区分、配当学年及び前後期の開講時期、更に科目ごとの必修・選択の別、講義・演習・実習の授業形式、授業時間数と単位数を理学療法学科と同様に、教育課程表に明記にしている。科目区分は、総合科学科目、専門基礎科目、専門展開科目の3群となっている。

総合科学科目および専門基礎科目は、理学療法学科で述べたのと同様であるが、ただし、専門展開科目は「基礎作業療法学」、「作業療法評価学」、「作業療法治療学」、「地域作業療法学」「臨床実習」「総合作業療法学」の6つの分野で構成され、講義と並行して演習も行い、段階的に知識と技術の統合が図れるように工夫している。

「卒業研究」は、専門職としての科学的思考の基盤を形成することを基本とし、担当教員ごとに全学生を配置して行い、学生個人の興味や関心に根ざした高度な学修が可能となっている。

また、総合作業療法学では実践力演習を通して作業療法士の資格取得に留まらず専門職の活躍の機会を広げる認定資格にも配慮した科目が含まれている。

以上の全授業科目について、科目ごとの目標が具体的に明記されているシラバスを作成し、配布とともにホームページ上で公開している。更に、シラバス内容のチェック体制を整備しており、国家試験出題基準を基盤に、非常勤講師を含む全教員が教授すべき内容の全体像と担当科目の位置づけを理解している。学習成果の点検として、講義アンケート、総合演習(卒業試験)、就職状況の調査等を実施している。

進級要件、卒業要件については、「履修規程」を設け、具体的かつ詳細に示し、学生便覧に掲載している。また、学生便覧に養成人材像、CPとDPの関連性を示し、一貫した体系的な流れを理解できるようにした【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-4】【資料4-2-5】【資料4-2-6】【資料4-2-7】。

■大学院看護学研究科

修了要件などについては、「履修規程」に規定を設け、具体的かつ詳細に示し、学生便覧に掲載している。

開講される科目のシラバスは全て、学内者限定のホームページ上で公開した。学生はいつでもホームページ上から電子媒体として閲覧することができる【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-4】【資料4-2-5】【資料4-2-6】【資料4-2-7】。

以上の様に、看護学部、リハビリテーション学部および大学院看護学研究科では教育目標を踏まえ、かつDPを具現化するCPが明確化されている。それに沿った教育課程が体系的に編成されていると判断した。

④ 教養教育の実施

■看護学部 ■リハビリテーション学部

新型コロナウイルス感染症の流行前より、在留外国人は増加の傾向にある。岐阜県をはじめとした東海地域は、ブラジル、ベトナム、フィリピン等多様な国から主に労働目的で来日した外国人が居住している。このような状況を鑑みて、外国人患者へ医療を実践する機会や英語でのコミュニケーションの機会はますます増加すると考えられる。こうしたことから、語学教育に重点を置きながら、グローバル社会に適応する教養教育は、学部のDP・CPに従って行っている。

■看護学部

看護学部では外国人患者に対して、日本人患者と同様に向き合い、コミュニケーションがとれ、看護に従事できる人材を育成するため、グローバルな視点と心を持つスキルを培う。そのために、英語を中心としたコミュニケーション能力を獲得するとともに、国籍や人種、文化、宗教、生活習慣、ジェンダー、セクシュアリティ等、人それぞれがもつ特性や違いを学び、理解し、尊重する力を身につけさせることを目標とした。

具体的には1年次に人間の理解のため「多文化や多様性の理解」やoral communication能力の獲得を図る「英語Ⅰ（必修科目）」、異文化看護の実践力の向上を図る「英語Ⅱ（必修科目）」などの科目を設置し、岐阜市との地域連携による包括的な健康戦略活動を推進した。さらに、3年次には医療現場で活用する看護英語を学ぶ「英語Ⅲ（選択科目）」、4年次には専門的な英語文献を解読する「英語Ⅳ（選択科目）」を設けた。これらの基本的な高等教育の機能により、現代社会や地域の健康ニーズに応え、特色ある教育目標を掲げ達成に努めている。こうした背景から、履修者が少人数であっても教養教育科目を開講し、学生の教養を高めるよう配慮している【資料4-2-8】。

■リハビリテーション学部（□理学療法学科□作業療法学科）

本邦の在留外国人数は増加しており、病院や施設ならびに地域において外国人を対象としてリハビリテーションを提供する機会は増加すると考えられる。本学部では多種多様なリハビリテーション対象者に対して高い倫理感をもち、円滑なコミュニケーションを取れる人材を育成することを目標としている。

上記の目標を達成するため、1年次では様々な人に対して円滑なコミュニケーションをとるために必要な能力を養うため「人間関係論（必修科目）」、「コミュニケーション論（必修科目）」、また外国人との言語的コミュニケーションに必要な言語力を養うため「英語Ⅰ（必修科目）」、「英語Ⅱ（必修科目）」を設置した。さらに高い倫理感を養うため「現代の倫理（必修科目）」を設置した。2年次には外国人との言語的コミュニケーションの幅を広げるため「中国語Ⅰ（選択科目）」、「中国語（選択科目）」を設置している。さらに3年次では医療現場で活用する英語を学ぶために「英語Ⅲ（選択科目）」、4年次には最先端の専門的知識を深めるために英語文献を解読する「英語Ⅳ（選択科目）」を定めている【資料4-2-8】。

以上、両学部で教養教育が適切に実施されていると評価した。

⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

■看護学部

1. 教授方法の工夫・少人数制、アクティブ・ラーニングの推進

デジタルネイティブ、SNS ネイティブである現在の 10～30 代は、Z 世代と表現される。彼らは今までの世代と異なる価値観、姿勢を持っており、彼らに合わせて教育の在り方も変革することが求めると考えている。この点に関して、学生の主体的な学びを促進するため、学生の参加学習等の双方向型、アクティブ・ラーニング、グループワーク、プレゼンテーション、少人数討議を重視した学習を導入した。講義においては、ミニッツレポートや講義内課題、レポート等を活用し、学生の知識の理解度を定期的に確認することに加え、教育効果の確認を行った。看護技術の演習、基礎ゼミ、看護研究、実習等は少人数制として、1 グループあたりの学生数を 4-5 名とし、細部まで指導できる体制を整えた。特に、実習においては、4-5 名の実習グループに 1 名の看護系教員が指導にあたることにより、患者、学生の安全を担保した。しかしながら、一方向的な知識の教授を行う講義もあり、学生の特性に合わせた教授方法の工夫が必要と考えている。

2. 授業評価アンケートにより教授方法の工夫・開発に取り組む機会の設定

全ての開講科目において授業評価アンケートを行い、授業内容や教授方法の改善、組織全体として授業が円滑に運営されているかを検証した。教育指導の在り方については教務委員会が、教授方法の工夫・研究については自己点検・評価委員会や教務委員会で検討した。また、本学部では学生から寄せられた授業評価アンケートを受けて、教員がどう捉え、どのように改善を予定しているのかについて学生にフィードバックする機会を設けた。具体的には、授業評価アンケートの集計結果を教務委員会から担当教員に返却した後、担当教員は主に全体平均よりも下回った項目や、学生の自由記載に対する回答を記載し、学部長に返却し、教員からの返答を学生に公開することを予定している。

3. ポストコロナ下でのオンラインを活用した学び

令和元（2019）年に中国武漢州から広まった新型コロナウイルスの流行は、看護学の臨地実習のあり方を大きく変革させた。看護学において臨地実習は机上で学修してきた知識・技術を臨床現場で実践する貴重な機会であった。しかしながら、医療現場の逼迫から、多くの臨地実習の機会が失われた。文部科学省・厚生労働省の通知に従い、臨地実習の代替として学内実習を実施した。感染状況に応じて、対面での実習が難しい場合はオンラインツールを活用する等、極力、臨地実習に近い形で、学習効果の高い方策を模索した。また、本学が保有する最先端のシミュレーションセンターを活用し、臨地に近い学修機会を学生に保証した。これらの新しい教育方法の模索については、FD・SD を開催して教員の学修機会を持った。また、学習効果という点で、臨地実習と学内実習は差異があるのか、どのような影響が学生の将来に及ぶ可能性があるのかについては、実習委員会を中心に学内で議論を重ねた。現在、看護技術録の内容を集計しコロナ感染による臨地実習停止への影響の有無を検証中である。

4. 個別の学修支援が必要な学生への対応

平成 28(2016)年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供が法的に義務ないし努力義務とされ、大学においても一定の取り組みが求められることになった。これを受けて本学でも FD・SD を通して、障がいのある学生への修学支援について学びを深め、令和 3 年度に

「岐阜保健大学における障がい学生支援に関する指針」をまとめ、基準とした。

平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度まで合理的配慮を申し入れた学生はいないが、個別の対応が必要な状況は生じたため、科目担当教員やアドバイザー、教務委員会、カウンセラー、保護者が連携してその都度、対応した。具体的な例としては、骨折をした学生、捻挫等で杖歩行の学生、腰痛が一時的に悪化した学生のエレベーターの使用を許可し、円滑な修学環境の整備に努めた。

■リハビリテーション学部（□理学療法学科、□作業療法学科）

リハビリテーション学部においても上述の看護学と同様な取り組みをしているが、特に、教授方法の工夫として、少人数教育とアクティブ・ラーニング及び課題解決型学習の導入、障害当事者の協力体制等がある。例えば初年次教育に該当する基礎ゼミナール、実践力演習Ⅰでは、少人数でのグループワークを取り入れ、そこで意見を伝えること、まとめること、他者の意見を聞くこと、意見を統合して課題を達成する方法を習得させている。

また、関連する専門職や障害を有する当事者を授業に招き、様々なリハビリテーションのあり方を学ぶ機会を設けている。「実践力演習ⅠⅡⅢ」や臨床実習前指導での学修支援では少人数で課題に取り組みせることや事例或いは症例検討を用いることで、学生が学ぶべき自己課題や具体的な支援課題を明確にし、その解決策を探ることで知識を増やし同時にチームワークを学ぶことを目指している。これらの機会から学修を深める方法として、先に述べたアクティブ・ラーニングや課題解決型学習法を用いている。

また、専門基礎科目では、理学療法士である教員が積極的に関与し、臨床に資する知識や国家試験に対応できる知識の醸成を行っている。

臨床実習科目については、効果的に進行させるため、「臨床実習Ⅱ（地域）」、「臨床実習Ⅴ（総合）」開講前に臨床実習指導者会議を開催している。合わせて、教員は臨床実習Ⅲ以降の実習期間中最低1回、必要に応じて複数回、施設を訪問し、指導者と共に学生指導にあたる機会を設けている。

なお、CAP 制を導入しており、1 年間に履修登録できる上限制限を「48 単位」と定め勉強が追い付かず単位が取得できないような事態にならないように、適切な授業科目の履修や学生指導にも配慮している【資料 4-2-7】【資料 4-2-a】【資料 4-2-b】。

■大学院看護学研究科

大学院看護学研究科は修士の学位を修得することから、研究指導のプロセスの中で、入学希望者に、入試選抜前に希望する分野の研究指導教員との面談を設けている。教員より専攻分野の教育・研究内容を説明した上で、予定している研究課題と履修計画を確認し、学生の希望に添えるような工夫をしている【資料 4-2-c】。

以上、看護学部、リハビリテーション学部および大学院看護学研究科では教育目標を確実に達成するための様々な授業方法が工夫されていると判断している。

また各学部と大学院では、現行の CP に則った教育を行いながら、今後の指定規則やコアカリキュラムの変更に則して改善を図っていく。さらに、英語を中心としたコミュニケーション能力の向上、学生の特性を踏まえた教授方法の工夫および障害のある学生、個別対

応が必要な学生への修学支援について重点的に取り組んでいく。

参考資料

- 【資料 4-2-1】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」
「カリキュラム・ポリシー」
- 【資料 4-2-2】 岐阜保健大学内部質保証評価会議規程
- 【資料 4-2-3】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」
- 【資料 4-2-4】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」カリキュラムマップ及びカリキュラムツリー
- 【資料 4-2-5】 岐阜保健大学履修規程、岐阜保健大学大学院履修規程
- 【資料 4-2-6】 岐阜保健大学内部質保証評価会議規程「教育課程」
- 【資料 4-2-7】 シラバス作成マニュアル
- 【資料 4-2-8】 岐阜保健大学教務委員会規程、岐阜保健大学内部質保証評価会議運用方針
- 【資料 4-2-a】 シラバス「看護学部/リハビリテーション学部/大学院」
- 【資料 4-2-b】 ガイダンス要項
- 【資料 4-2-c】 大学院ガイダンス要綱

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

■看護学部

看護学科の CP は、DP を修得できるように教育内容や教育方法を取り入れた授業を実施し、学習成果の評価を行うとした。教育内容は科目構造図と科目進捗表に示し、順次性に配慮し体系的かつ効果的に教育課程を編成した。

1. シラバスの運用

シラバスには三つのポリシーを踏まえた授業科目の到達目標を明示し、学習成果を設定し、その到達状況を授業内容に応じて筆記試験、レポート、実技試験、学習態度等を統合して評価した。また、シラバスでは授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法、教科書・参考書を明示し、学生が学習内容を理解できるように工夫した。このように令和元（2019）年度の開学時より、学生が学習成果の点検・評価を自己評価できるような仕組みとして、シラバスを重要視してきた。令和元（2019）年度に教務委員会及び学事課がシラバス作成マニュアルを作成し、教員間の共通理解を図った。このマニュアルは令和 6（2024）年度も継続活用されている【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】【資料 4-3-a】。

2. GPA の運用

学修成果の測定方法は授業内容に則して筆記試験、レポート、実技試験、学習態度の観察等の評価方法を明示し、評価方法ごとに割合を決め、S、A、B、C、Dの5段階で適切に評価・判定した。これらの成績を総括してGPAという形で学生、保護者にフィードバックし、学生が自身の学修成果と課題を把握できるようにした。GPAの平均が1を下回る学生についてはアドバイザーと面談を行うことを各学部ではルールとして、学生の指導に当たっている。

このように、学生の成績については学期末に本人宛に郵送しているが、保護者がそれらの情報を共有していない場合も見られるが、成人を迎えた学生の課題について保護者とどこまで共有すべきであるのかは学生自体の個人情報にも関わるので慎重に議論されるべき点である。しかしながら、アルバイト等経済的な理由により学習時間が確保できず、学修成果が不十分である事例も少なくない。保護者と協働するタイミングや保護者と情報共有をする方策については個々の教員に任されている状況であり、それ自体が教員の負担となっている状況を鑑みて、対応策を検討する必要があると考える。

加えて、GPAにおいて優秀な成績を収めている学生について、彼らがさらに自身の能力を高めるための仕組みは現行では運用されていない。現行まで、成績不良者の対応に終始してきたが、低学年時に成績優秀だった学生が高学年時には成績不良な学生の中に入ることもある。大学は高度な教育の機会を与える場である。これらの学生がさらに達成困難な学習課題に取り組み、自身の能力を伸ばしていける仕組みの創設が求められる【資料4-3-1】【資料4-3-2】【資料4-3-3】【資料4-3-6】。

3. 授業評価アンケートの運用

看護学部の授業評価アンケートは科目終了時もしくは単元終了時に行い、授業内容や教授方法の改善、組織全体として授業が円滑に運営されているかを検証した。集計した授業評価アンケートは集計後すぐに授業担当教員に返却することを目標としていたが、返却に半年ほど時間を要した。授業担当教員は担当科目（または単元）の中で平均よりも授業評価が低かったものを中心に、その内容を分析した。令和5(2023)年度は具体的な改善策を立て、年度初めに看護学部長に提出し、さらに、この計画に基づいて実施した結果・評価は、年度末に追記して提出することにした。令和6(2024)年度の課題としては、教員からのフィードバックがスムーズに行えるようなシステムづくりを目指している【資料4-3-5】。授業アンケートについては後述する。

■リハビリテーション学部（☐理学療法学科、☐作業療法学科）

教育目標及びDPを達成させるため、CPならびに、カリキュラムマップに沿って、基礎から応用へと学修を進めている。

学修成果の評価方法としてシラバスに明記したようにGPAを活用している。各項目の学修内容に対して、筆記試験、レポート、口頭試問、実技試験等の評価方法を明示し、採点結果に応じて5段階で適切に評価を行っている。各項目の成績はGPAとして学生と保護者にフィードバックし、学修の状況について周知している。また、年に数回アドバイザー教員と学生と面談を行い、学修の状況や課題、必要なサポート等について確認を行っている。

また、リハビリテーション学部では1年次、2年次、3年次、4年次において学外の医療施設や福祉施設で臨床実習を行う為、学修の成果点検・評価を外部より受けている。臨床

実習に向けては学内に臨床実習を想定したシミュレーションセンターを使用して実技試験や筆記試験を実施し、実習前に教員が個人面談を行い、学生個々の課題や対策を行い、臨床実習に臨んでいる。学外での実習期間中は教員が施設に訪問し、実習指導者やスタッフから実習状況を確認し、情報共有を行っている。臨床実習では態度面・知識面・技能面について外部評価及び学内評価を総合的に判断し、単位認定を行っている。また実習後も教員が個人面談を行い、学修成果の確認を行っている。このことで DP に掲げている「自己実現できる能力」を確認している。

また、卒業要件の 1 つとして総合演習(卒業試験)を実施し、4 年間の総合的な学修成果と DP に掲げている「必要かつ十分な基礎および専門的知識を修得」を点検している。

国家試験対策として、業者による全国統一模擬試験を受験し、学修成果の確認と学生個々の課題を明確にすることで、資格取得に向け計画的な国家試験対策を進めている【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】【資料 4-3-4】【資料 4-3-5】【資料 4-3-6】。

これらについては学期ごとに授業アンケートを行い、学生の意見を聴取して授業改善に役立てている。授業アンケートについては後述する。

■大学院看護学研究科

看護学研究科の CP は、DP を学生が修得できるように「看護学研究コース」「保健師コース」「助産師コース」の 3 つの課程区分としている。「研究科目」「共通科目」「専門科目」は全てのコースの学生が履修し、保健師を目指す学生は「保健師コース専門科目」を、助産師を目指す学生は「助産師コース専門科目」を履修し、看護の知識・技術を基盤に看護学における学識を深め、グローバルな視点で看護の問題解決や改善に取り組める科学的思考力と実践能力をもつ、倫理観の高い看護実践のリーダー・管理者・教育者として機能できる人材を養成することを目的とするため、その人材養成を可能とする教育課程を編成している【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】【資料 4-3-4】【資料 4-3-5】。

以上、看護学部およびリハビリテーション学部では三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用は適切に行われていると判断した。国家試験の合格に向けた取組みについては、現在まで順調にすすんでいるが、国家試験対策としての指導体制と指導内容をさらに検討し、充実させるよう取り組み、全員合格を目指したい【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】【資料 4-3-4】【資料 4-3-5】。

また、大学院看護学研究科では研究コースは、修士論文に専念できるが、保健師コース及び助産師コースは修士論文と国家試験対策としての指導の両立を効率よく行うための工夫が必要である。現在効果的な方法を検討中である。

② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

■看護学部

看護学部では、主に教務委員会が担当し授業評価アンケートを運営している。アンケートは看護学部で開講される全科目を対象として、その授業が終了する最終日を目途に実施した。担当教員は学生に授業評価アンケートへの協力に関する説明を行い、授業時間内に回答時間を担保した。しかし、一部の科目において、授業時間内に回答時間を確保するこ

とができず、定期試験の時間を利用するなどしたが、現在はグーグルフォームを利用して、効率的に実施している。

授業評価アンケートは、講義・演習・実習の3種類を設けた。共通項目としては、予習・復習や出席状況に関する学生の自己評価、自由記載があった。その他、講義では教員の準備状況や熱意、難度の設定等に関する授業内容に関する設問を、演習では演習に関する教員の準備状況や熱意、難度の設定、時間配分等に関する演習内容を、実習では臨地実習先との連携準備を含む準備状況や、教員による支援内容を含めた。回答者の匿名性を担保するため、記名する欄は設けなかった。アンケート集計後は教務委員会のワーキングにおいて内容を検討し、科目担当教員に結果を返却した。その結果を踏まえ、各教員は改善策の立案と自由記載への回答を記載し、学部長に提出した。それらは授業評価アンケートに関する学生へのフィードバックとして公表する予定であったが、運用には至っていない。

授業評価アンケートの結果が著しく劣る、もしくは、学生の自由記載において至急の改善が必要な項目がある場合は、学部長が担当教員と面談を行い、状況把握に努めている【資料 4-3-5】。

■リハビリテーション学部（□理学療法学科、□作業療法学科）

本学では、開学時より学生に対して「授業アンケート」を実施し、授業改善に役立てている。アンケートは年度内に2回(前期、後期最終講義日に各1回。卒業研究及び臨床実習・臨床総合実習を除く)実施している。授業アンケートは、授業方法や自己評価、授業内容、総合評価、自由記載における10項目の設題に対し、5段階評価で実施している。最終講義終了時に講義担当教員がアンケート回答について学生に周知し、学生はWEB上のフォームを使用してアンケートを実施している。

アンケート集計後、FD(Faculty Development)委員会により内容を検討し、科目担当教員に結果を知らせる。その結果を踏まえ、各教員が授業運営の改善に関する具体案を検討して、FD・SD委員会に提出する。そして、再度FD・SD委員会により検討した後、学生へ公示される。また、アンケート結果で否定的評価(「あまりそう思わない」、「そうは思わない」)が多い教員については、学部長が面談をし、詳細な状況の把握ならびに改善策について確認するよう努めている【資料 4-3-5】。

学外の臨床実習については事前に学内にて実技試験や筆記試験を課し、教員による個人面談により学生個々の課題についてフィードバックを行い、対策、指導を実施している。特に技能面の課題に対しては、実習対策の実技練習を実施し、具体的な改善方法を教授している。学外での臨床実習期間中は教員が施設を訪問し、臨床実習指導者やスタッフから実習状況を確認し、学生に現状や課題、改善方法についてフィードバックを行っている。

実習後は実習で得られた経験や情報をアドバイザー教員と共にまとめ、臨床実習指導の内容について学内教員が点検を行っている。また、学生には実習後の振り返りアンケートを実施し、各実習の到達目標に対する反省や、実習に活かした今までの大学講義などを聴取し、臨床実習指導ならびに大学の教育内容の評価を行っている。

以上、看護学部およびリハビリテーション学部では教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての点検・評価は学生による「授業アンケート」によりフィードバックされて、行われていると判断した。また、大学院看護学研究科では小人数でもあり、教育内容・方

法及び学修指導についての自己点検と改善目的の環境づくりが行われていると判断した。

参考資料

- 【資料 4-3-1】 シラバス「看護学部・リハビリテーション学部・大学院看護学研究科」
- 【資料 4-3-2】 学生便覧「看護学部/リハビリテーション学部/大学院 看護学研究科」
- 【資料 4-3-3】 岐阜保健大学内部質保証評価会議運用方針
- 【資料 4-3-4】 内部質保証評価会議規程
- 【資料 4-3-5】 授業評価アンケート
- 【資料 4-3-6】 教務委員会議事録
- 【資料 4-3-a】 シラバス作成マニュアル

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の各学部及び学科、大学院では教育目的に沿った DP 及び CP を策定し、学内外に公表している。また DP を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が行われている。さらに、DP と一貫した形で CP を明確にして、学生の学習に資している。これらのカリキュラムは、専門教育のみならず、教養教育も充実させたものとなっており、英語を中心としたコミュニケーション能力の向上や SDGs 社会での社会人としての資質養成にも寄与している。

また、看護学部およびリハビリテーション学部では DP と「履修規程」により単位認定の基準が明確化されており、教授会での審議により、厳正に運用されている。

さらに、大学院看護学研究科でも DP と「履修規程」により認定の基準が明確化されており、研究科委員会での審議により、厳正に運用されている。こうした厳正な学位授与の基準に従って、看護学部およびリハビリテーション学部では学士の学位を、また大学院では修士の学位を取得したものが、卒業または課程修了している。

こうした学位取得のための教育はそれぞれの学部・学科及び大学院のポリシーに従って運用され、支障なく教育が行われている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教育課程の編成については、「カリキュラムマップ」に明示したとおり、CP と DP との一貫性を確保し、学生教育の質向上を図っているが、時代の変化とともに、新しい科目の導入もその都度検討していく。

また、進級要件等については、現時点では臨床実習への参加の要件としているが、今後は新カリキュラムの導入に合わせて GPA を含めた進級要件、試験を設定することを検討していく。

また、入学前教育、初年次教育、臨床実習の事前学修、臨床実習、国家試験模擬試験等の点検・評価結果は、学生へのフィードバックを含め学修支援計画が適切に運用されているが、外部からの意見などを参考に今後、改善点を検討していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本文の各項目においても触れたが、単位認定及び卒業・終了の認定に関して各学部・大

学院の今後の取り組みは以下の通りである。

■看護学部

1. DP の獲得する能力に関する総合評価の導入

現行ではDPの獲得する能力に関しては、各科目で評価している。看護学部では、3年次後期から始まる臨地実習を前に学生の5つの能力の獲得状況を総合的に評価する必要性が議論された。その結果、令和5(2023)年度から客観的臨床能力試験(Objective Structured Clinical Examination ; OSCE)の導入を検討し、総合評価の指標にしていくよう進めており、現在、本格的な導入にむけて各領域で準備をしている段階である。

2. 臨地実習先との継続的な連携と教育の質の向上

看護学部の臨地実習は、本学の位置する岐阜市内だけでなく岐阜・愛知県に及び病院・事業所の規模・機能も、500床を超える大学病院、地域中核拠点病院や、500床未満の中小規模病院や診療所、介護・福祉施設も臨地実習機関としている。このため、学生は実習を通して、岐阜・愛知県の地域医療・介護・福祉の実際を知り、医療機関や事業所が地域で果たす役割・機能を知ることができる。この経験は学生の将来のキャリアアップにとっても有意義なものと考えている。

実際、令和4(2022)年度卒業の第1期生は、愛知、岐阜の広範囲にわたり、さらに大学病院、専門病院、介護・福祉施設への就職がきまり、臨地実習先の多様性が学生の進路に好影響を及ぼしていると考えている。臨地実習先との継続的な連携をさらに向上させ、相互理解を深めると共に、より一層の教員の教育・研究能力を向上させていきたいと考えている。また、地域医療により貢献するために岐阜県内の医療機関、介護・福祉事業所への就職率を上げるためにも、臨地実習先と継続的な連携をおこない、岐阜県に設立される大学としての役割を果たしていきたいと考えている。

■リハビリテーション学部

理学療法学科、作業療法学科が掲げるDPの達成度について定期的に評価を行い、必要に応じて科目の再編などの改善策を講じていく。また、理学療法士、作業療法士の国家試験問題の傾向を分析し、卒業試験の内容に反映させ、国家試験合格率の向上を図っていく。さらに科目の追加や国家試験対策講座の開講等、教育課程の変更を適宜行う予定である。

■大学院看護学研究科

研究科では、研究コース、保健師コース、助産師コースのカリキュラムが、独立しており、単位認定基準、修了認定基準や成績等の基準について独自性が強く、コース間での差が無いよう公平性を期すべき第3者の評価を取り入れることを検討中である。また、学生の負担等を勘案して、科目の再編などを進めている。

また、学習成果の把握については看護学部およびリハビリテーション学部では授業アンケートが、本学の学修成果及び学生の学習習熟度を知る上での重要な指標の一つになっていると考え、今後も積極的に活用していくとともに、単年での結果だけでなく、経年的な結果についても詳細に分析をしていきたい。また、更に客観的な達成度評価として、全国統一模擬試験の成績等を分析し、本学の弱点を見出すことで、授業や国家試験対策に活かしていくよう努めていく。こうした点をFD・SD委員会にも報告し、FD講演会等を通じて、教育・授業手法の向上のための情報提供を行うことを検討している。

各学部及び大学院の今後の取り組みは以下の通りである。

■看護学部

1. 学修成果に課題のある学生の対応

学修成果に課題のある学生について、学期末毎の郵送での成績表の送付を行っている。しかし、保護者と学生とがその状況について、率直な話し合いを行っておらず、深刻な事態になるまで保護者は認識していない事例もあった。それを改善するために保護者とのオンライン面談や電話による面談を実施し、保護者面談記録を作成した。今後とも、定期的な保護者懇談会や同窓会懇談会の開催等、本学部と保護者との相互理解、協働の機会を継続していく。なお、保護者面談記録については、現在書式を定めていないが、適切なフォーマットを設け、共通フォルダー内で、教員が閲覧できる仕組みを検討中である。

2. 優秀な成績を収める学生に向けた対応

令和 3(2021)年度までは学修成果に課題のある学生の対応に追われていたが、今後は優秀な成績を収める学生が容易には達成困難な学習課題に取り組み、自身の能力を伸ばしていける仕組み必要と考える。新型コロナウイルスの流行により、サークル活動が自粛されていた状況があったが、今後は、現行の英語サークル、ボランティアサークルへの参加を推奨する。加えて、看護研究Ⅰ、Ⅱにより興味のある専門領域の研究にゼミ形式で取り組むことで、研究者の視点を身につけることも可能となる。さらに、海外研修が再開されたことから、国内外問わず、学修の機会を積極的に紹介することで、自己の能力をより伸ばす方向に育成していきたい。また、特別奨学生以外の入試方式で入学した学生を対象に、毎年、年度末の成績評定で成績優秀な学生に対し翌年の授業料を半額免除する「特別奨学金制度」が導入されており、学生のモチベーションの向上と、他学生に良い影響がみられている。

3. 授業評価アンケートの適正な運用

授業評価アンケートの教員へのフィードバックに時間を要することについては、令和 4(2022)年度以降、授業評価アンケートを紙媒体の運用から、電子媒体に変更することで改善を図った。特に改善の必要のある教員に対しては学部長から必要に応じて助言を行うこととしている。

授業評価アンケートについて、本来、授業時間内に回答を得ることが望ましいが、一部の科目では回答を得ることが難しい場合があり、他科目や定期試験の時間を利用するなどを利用して実施することがあった。年度初めに授業評価アンケートの実施の必要性を学部教授会等で周知し、徹底していく予定である。

学生の授業評価アンケートへの回答率は科目により差があるが低迷傾向にある。授業評価アンケート結果が学生にとっては、自分たちにフィードバックされていると感じられないことに起因している可能性がある。学生の回答率を上昇させるために、科目担当教員から授業評価アンケートに関する学生へのフィードバックを行う機会をもつ必要がある。これについても年度初めの学部教授会で徹底していく。

■リハビリテーション学部

令和 3(2021)年度リハビリテーション学部における授業アンケート実施期間が、講義終了時期から若干時間が経過した後回収したことなどから、アンケート実施時期の再検討を行い、適正に実施していく必要があった。現在はその反省を活かし、アンケートの準

備を効率的に実施できるよう、紙面上から WEB 版に変更し、スムーズな運用ができるようにした。また WEB アンケートとしたことで、事務員による配布、回収等の負担も減り、学生も円滑に回答でき拘束時間が軽減されるようになった。またアンケート結果の回収も WEB 版により円滑化されたことで、集約等も容易となった。

しかし、現在授業アンケートについては学生全体に周知しているものの、科目担当教員が最終講義時にアナウンスをすることや講義内に回答の時間を設けないと回収率が下がる傾向がある。授業アンケートにより学修環境の改善につながる旨を学生に認識してもらうとともに、学生が変化を実感できるような取り組みを行っていくことが今後の課題である。今後も社会情勢の変化や学生の変化に伴って、指導方法の見直しを行い、学修成果の点検・評価を行っていく。

■大学院看護学研究科

大学院教育においては大学院生からの直接聞き取りや、自由記載の調査により教育研究機能の強化推進を行っている。また、大学院教育のカリキュラムマップの作成を試みているが、各コースによつての目的が違ふために、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを統一して編成することは困難であると思われた。しかし、今後は教育のプロセスの管理を明確にし、透明化していく予定である。

そのほか、入学前教育、初年次教育、臨床実習の事前学修、臨床実習、国家試験模擬試験等の点検・評価結果は、学生へのフィードバックを含め学修支援計画が適切に運用されているが、外部からの意見などを参考に今後、改善点を検討していく予定である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の建学の精神は『命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献できる医療人の養成』である。さらに本学の教育目的は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、「岐阜保健大学学則」第 1 条に、「保健医療に関する専門の理論及び技術を深く教授研究し、並びに豊かな人間性、高潔な人格と専門的能力をかね備えた資質の高い人材を養成することにより、地域の保健医療の向上と福祉の増進に寄与し、その教育研究の成果により、広く地域と社会の発展に貢献することを目的とする」と明示した。

学長は、これらの建学の精神および教育目的を達成するために、理事会及び常務理事会のメンバーとして、理事会の意思に配慮しながら、大学の最高責任者として教育・研究及び地域貢献に係る多方面にわたる職務を遂行している（図 5-1 参照）【資料 5-1-1】。

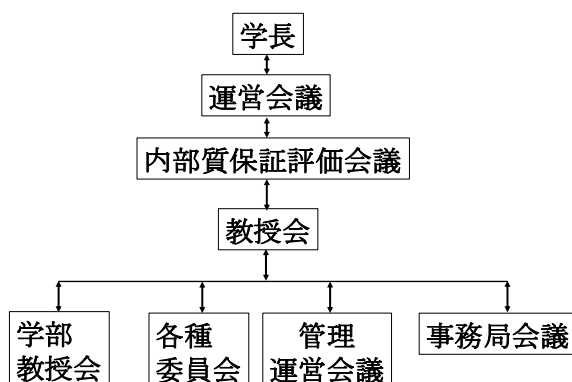
すなわち、大学学務については教授会をはじめとする学長の意思決定に必要な各種会議・委員会を統括し、副学長を配置するなど、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。「岐阜保健大学学則（第3章、第4章）」「岐阜保健大学学位規程（第4条）」「岐阜保健大学教授会規程（第3条）」では学生の入学、休学、退学、授業科目、履修方法、卒業及び学位、さらには賞罰についての最終決定権は学長にあり、これらの決定にあたり参考として意見を述べる教授会と各種委員会の権限もそれぞれの規程の中に明記している。さらに、学長は教授会の意及び内部質保障評価会議、さらに必要な時は運営会議の意見を聞き、意思決定を行っている【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】。

大学院研究科の運営についても「岐阜保健大学大学院学則」「岐阜保健大学大学院学位規程」に学生の入学、課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項及び教育研究に関する重要な事項の決定について、最終決定権は学長にあることを明記し、学長が主導して運営ができるようにした【資料 5-1-6】【資料 5-1-a】【資料 5-1-b】。

さらに、大学事務については、適宜、事務職員からの報告・連絡・相談に応じるとともに、毎週水曜日に開催される管理運営会議に出席して、意見及び報告を聴取して事務処理に的確な指示を出している【資料 5-1-c】。

こうしたことから、本学では学長が大学の意思決定と教学マネジメントにおいて適切な定リーダーシップを発揮する体制を整え、実行している。これらについては大学のガバナンスコードに明記している【資料 5-1-c】。大学の意思決定については図 5-1 に示す。

図 5-1 大学の意思決定



② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学では、教学分野での意向を決定する機関として教授会を置き、学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与を始め、教育及び研究の基本方針など、法人の管理運営を除くほとんどの事項を審議している。教授会は「岐阜保健大学教授会規程」第3条に審議事項を定め、学長が議長となり、各学部の教授が出席し意見を述べている【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】。

教育研究活動に関する事項や教授会で審議すべき事項を予備審議する機関として、「岐

「岐阜保健大学教授会規程」第8条に、学部教授会を開くことを定めている。学部教授会は、「学部教授会規程」に基づき毎月1回開催し、学部長が議長を務め学部所属の全教員が参加している。議事の内容については逐次、学長に報告している。

大学院研究科においては「岐阜保健大学大学院研究科委員会規程」にあるように大学院研究科委員会を毎月1回開催し、研究科長が議長を務め、意見を集約して学長に報告している【資料5-1-a】。

さらに、全学的な教務及び運営に関する重要事項は学長、副学長、学部長のほか、常務理事及び事務局長で組織する運営会議を毎月1回開催している。運営会議では、学長が議長となり、学部・学科を超えた全学的な重要事項を審議するほか、学部教授会の報告、教授会決議事項の全学的な調整が行われている。また、教授会及び運営会議での審議事項を精査または協議・検討するために、自己点検・評価委員会及び教務委員会などを始め各種委員会を設置し、重要事項を審議している。以上のように、本学では学長のリーダーシップが適切に確立されて、発揮できる体制となっている【資料5-1-2】。

こうした多くの重要事項の決定に直接かかわるため、大学運営を補佐する体制として副学長を置いている。副学長は、教学及び研究推進を中心とした所掌分野を担当しており、権限の適切な分散と責任の明確化を行っている【資料5-1-d】。

また、各種委員会の構成員には、教員と共に職員を配置することとしており、教職協働による教学マネジメントの機能性を維持している。

以上のことより、「岐阜保健大学教授会規程」、「岐阜保健大学大学院研究科委員会規程」をはじめ、諸規程により各審議機関の役割や位置付けおよび権限と責任を明確にするとともに、副学長を置いて、相互の機能分担と連携協力により全学的な教学マネジメントを実現する体制を確立するなど、教育研究に関わる学内意思決定及び教学マネジメントは、適切に行われていると判断する。

③ 職員の配置と役割の明確化

職員の所掌事務と権限分配に関しては、「学校法人豊田学園組織規程」に明文化されている。組織上、事務局は、法人の管理運営を掌理する法人事務局と大学の教育研究活動の支援等を掌理する大学事務局に分かれる。

法人事務局に（1）総務課、（2）経理課、（3）法人企画課を設置し、大学及び大学院事務局には（1）総務課、（2）学事課、（3）企画・入試・広報室を設置している。また、学事課の職員は各部署に適切に配置され、2学部3学科、1研究科に関する事務処理を、事務局学事課に集約するという方式で効果的に行っている。さらに職員は、学内の各種委員会に委員として参画し、教職協働による大学運営体制をとっている【資料5-1-7】【資料5-1-8】（図5-2参照）。職員の採用は、運営会議において、人格、識見、学歴・職歴を考慮して行なっている【資料5-1-9】。

職員は、法人事務局長のもとに指揮命令系統に属する。職務権限については前述のように「学校法人豊田学園組織規程」に定めており、各職員の職務権限を超える事務に関しては、「学校法人豊田学園稟議規程」に基づき法人本部又は理事会の判断を求める体制を構築している。また、前述のように大学の管理運営に関する重要事項については運営会議を開催しているが、そのほか、管理運営会議を、週1回、水曜日の午後に開催し、教職員間の

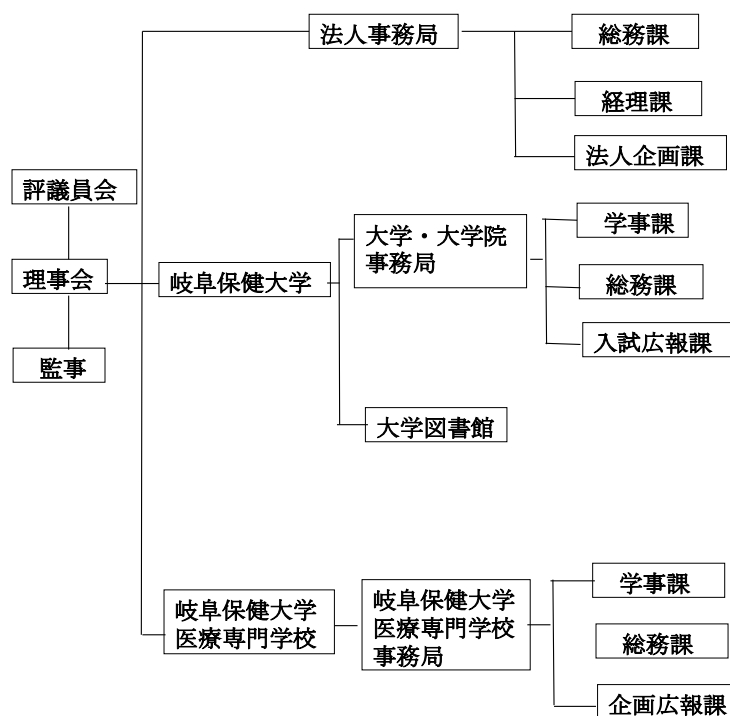
連絡、報告、相談の機会としている。これにより経営方針が明確に教職員に伝達されるとともに、現場の声が経営陣にフィードバックされる体制を構築している。

以上、本学では教学マネジメントの遂行に支障が生じないよう、各事務部門の所掌等の明確化と職員の適切な配置に努めるなど、教職員協働による円滑な大学運営が行われていると判断する。

以上のように、学長は理事会、常務理事会、運営会議、全学教授会、学部教授会などを活用し、全学の教学及び運営を進めることにより、リーダーシップが十分発揮される体制になっている。今後も引き続き現状の体制を維持し、当面大学運営に求められる諸課題に対して、解決に向けて対処していく。職員については、各種委員会に委員として参加し、それぞれの立場から意見を述べて審議等に参画し、教学マネジメントが円滑に機能するよう図っていく。また、必要に応じて委員会の新設・統廃合など柔軟に対応していく予定である。

各種委員会の整備、教員と事務職員及び臨床実習関連施設との連携および協力関係の構築について不断に留意しながら、必要に応じて更なる整備と見直しを図るなど、今後とも教学マネジメントの円滑な遂行に努めていく。

図5-2 岐阜保健大学事務局組織図



参考資料

- 【資料 5-1-1】 大学の意思決定 図 5-1
- 【資料 5-1-2】 岐阜保健大学運営会議規程
- 【資料 5-1-3】 学校法人豊田学園組織規程
- 【資料 5-1-4】 岐阜保健大学教授会規程
- 【資料 5-1-5】 教授会の開催日時・議題一覧
- 【資料 5-1-6】 岐阜保健大学学則、岐阜保健大学大学院学則
- 【資料 5-1-7】 事務局組織図 図 5-2
- 【資料 5-1-8】 学校法人豊田学園組織規程
- 【資料 5-1-9】 岐阜保健大学運営会議規程
- 【資料 5-1-a】 岐阜保健大学大学院研究科委員会規程
- 【資料 5-1-b】 岐阜保健大学大学院学位規程
- 【資料 5-1-c】 岐阜保健大学ガバナンスコード
- 【資料 5-1-d】 岐阜保健大学副学長に関する内規

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

高等教育機関である大学の使命に基づき、また本学の基本理念や教育理念の実現のため、CP に則した教育プログラムや学位プログラムの遂行に必要な教員については、大学設置基準及び指定規則の基準に定められた専任教員を配置している。運用状況については設置計画履行状況報告書により報告を行っている。また、教員の採用及び昇格は、「教員資格審査委員会」を設置し、「岐阜保健大学教員資格審査委員会規程」「岐阜保健大学教員資格審査内規」に基づき、人格、識見、学歴・職歴及び学術上、教育上の業績等を考慮して行なっている【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】。

表 5-1 に現在の教員数を示す。

表 5-1 教員数

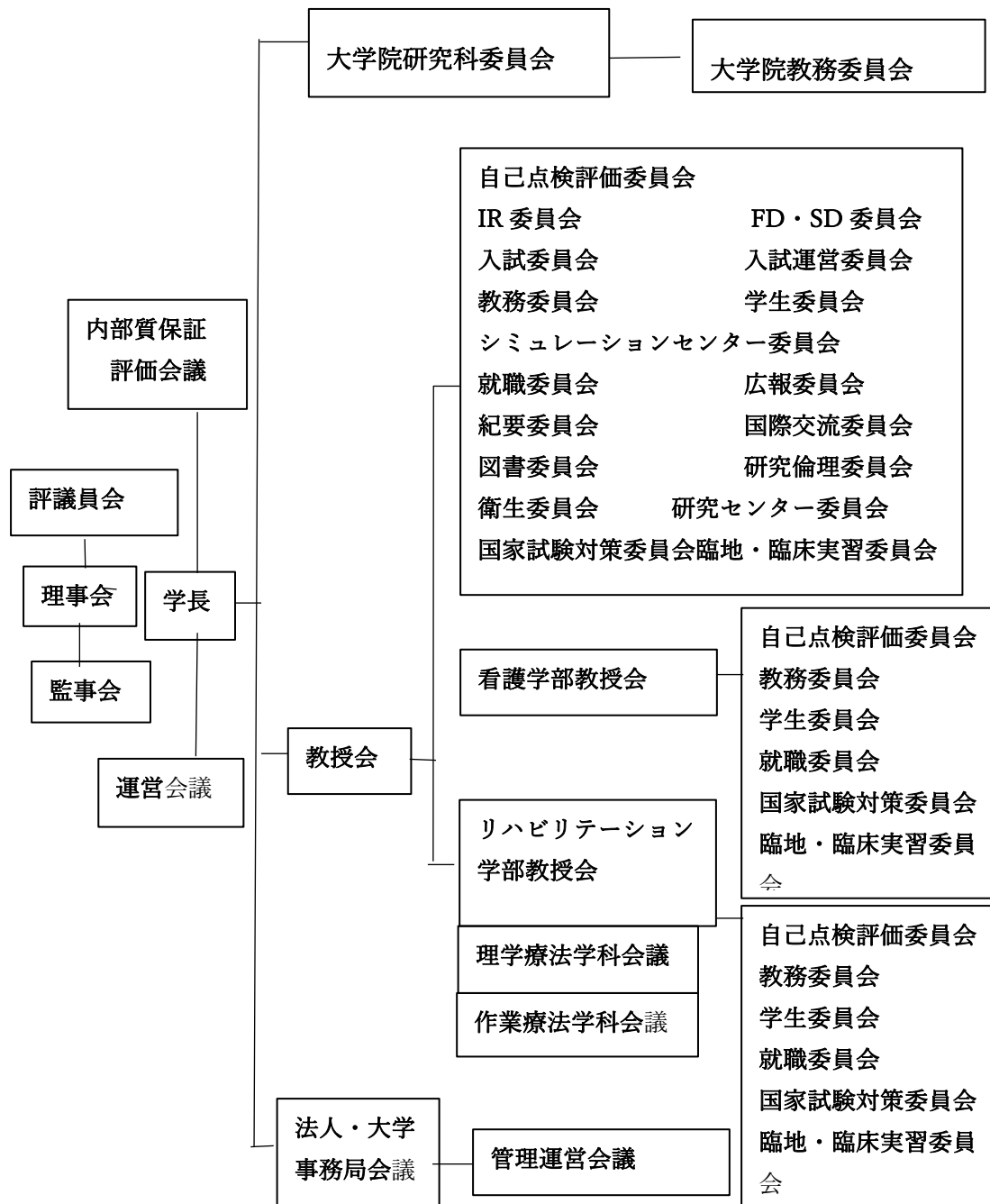
	教授	准教授	講師	助教	助手	計	設置基準上の教員数
看護学部	16	3	6	1	0	26	12
リハビリテーション学部理学療法学科	4	0	4	5	2	15	8
リハビリテーション学部作業療	5	0	3	1	0	9	8

法士学科							
大学院研究科	19	3	2	1	0	25	6

以上のことより、教育目的及び教育課程に即して必要な専任教員については、大学設置基準等に定める必要専任教員数を配置するとともに、教員の採用及び昇格等は、関係規程に基づき厳格に運用しているため、適切に対応していると判断する。

図 5-3 に、教員組織の概要と会議・委員会図を示す。

図 5-3 教員組織の概要 (2025 年 5 月 1 日現在)



このように、教員数については、学部教育に必要な教員数を配置し、それぞれの学部学科ともにさらに充実させていく。大学院研究科についても、設置基準を満たしており、

研究指導を行う上で十分な教員構成となっている。しかしながら、一部の分野での教員の高齢化は否めず、今後改善が必要である。

参考資料

【資料 5-2-1】 岐阜保健大学教員資格審査委員会規程、岐阜保健大学教員資格審査内規

【資料 5-2-2】 岐阜保健大学運営会議規程

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の教学の基本方針に従い、教育法の改善及び教員及び職員の資質の向上を目指し、より質の高い教育方法の推進のため、FD・SD委員会を設置している。令和6年度事業計画書に基づき「FD・SD研修会」を開催している。年4回開催する「FD・SD研修会」では外部講師または内部の専門家を招聘し教育法の改善につながる実践例に関する講演やグループディスカッション等を通じて研鑽を重ねている。

本学では、すべての教員が、教育研究、組織運営、社会貢献について、3～4年ごとに実績を「総合的業績調査書」としてまとめ、学長へ提出することを義務付けており、教員の評価を客観的に把握することを可能としている。また、「学生による授業評価アンケート調査」を毎年学期ごとに、原則すべての開講科目について実施し、「授業評価アンケート結果報告書」を公表するとともに、結果を真摯に受け止め、「FD・SD研修会」などに活用している。また平成29（2017）年4月からは、大学設置基準が改正されたことに伴ってSDが義務化され、FDとSDを区別することなく教職員の協働関係の確立という視点から、双方への研修会参加を呼び掛けている。「FD・SD委員会」では、すべての教職員を対象とした研修会を企画運営するため、必要に応じて委員会を開催し、各学科等の代表である委員の協議によって研修会の実施内容を決定している【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】。

以上、本学では教育方法の改善及び教員の資質向上を目指し、FD・SD委員会を設置し、教員の研修の実施などの企画や見直しを行っている。また、教員を対象とした学内研修会や講演会は、年間を通じて計画的に開催しており、教員の外部研修への参加も奨励している。以上のことから、FD等について組織的に取り組み、改善を図りながら、効果的に実施していると判断する。

② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学の理念に基づき、幅広い医療知識を踏まえた上で、理事長及び学長自らが職員に対し建学の精神や運営方針に関する講話を定期的に行い、職員の資質・能力向上に努力している。また、「学校法人豊田学園教職員研修規程」及び「学校法人豊田学園スタッフ・デベロップメント推進規程」に従い、職員が研修会、講演会等に出席する機会を

設けている。法人事務局に研修専従者を配置し、年間計画を立案し、学内で各種研修を実施している。研修は大学内の会議室や講堂等を活用し複数回実施し、多くの職員が公平に受講できるよう配慮している。研修受講後は研修目標達成度を把握するため、レポートの提出や試験の実施により研修効果の検証に努めている【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】。

以上のように SD の研修体制は整っており、職員の資質・能力の向上の機会を提供されていると判断する。

このように、本学は大学に求められる教育サービスの更なる向上を目指し、職員一人ひとりの資質・能力を向上できる研修実施体制を強化し、教職員が協働し教育の管理運営ができるよう組織的に支援している。また、社会情勢の変化によって大学に求められる機能に柔軟に対応できるよう、必要なテーマについて研修を臨機応変に実施する。

参考資料

【資料 5-3-1】 岐阜保健大学内部質保証評価会議運用方針

【資料 5-3-2】 FD・SD 研修会案内および資料

【資料 5-3-3】 岐阜保健大学 FD・SD 委員会規程、学校法人豊田学園教職員研修規程、学校法人豊田学園スタッフ・デベロップメント推進規程

【資料 5-3-4】 FD・SD 研修会案内および資料

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 研究環境の整備と適切な管理運営

1) 学生・教員の正規課程、職務としての研究教育

本学には多様な専門領域の学生・教員が集まっているが、医療専門大学として、医療に関連する研究共通のコンピテンシーを身に付けるための教育を学生・教員双方を対象に実施している。学部における研究は、各学科において卒業研究あるいはゼミ形式で行われている。学科に所属するほとんどの教員が担当し、教員 1 人当たり複数人の学生を指導している。半年から 1 年にわたり実施され、それぞれの専門分野のテーマの選択から研究計画の立案、文献抄読、データ収集、論文作成、研究発表を行っている。優れた研究成果は関連学会等において発表されており、査読付きの学術誌に掲載されたケースもある。卒業研究は大学院進学への契機となり得るので、本学における研究活動の基盤的位置を占めている。大学院生に対しては、「修士課程のための研究法入門」として、リサーチクエスションの作り方から、研究デザイン、文献検索と批判的吟味、計画書の書き方、データ分析と解釈、論文の執筆方法を教授している。また、コースにおいてそれぞれの特長を加味した、研究入門の位置付け的な講義と演習が用意されている。共通科目として、「看護学研究方法特論」が開講されている。院生の学術研究の質向上を目指して、修士課程の学位論

文進捗状況に関する年次報告会及び学位論文発表報告会を開催し、大学院全体の組織である「岐阜保健大学大学院研究科委員会」、報告会において学位論文の進捗状況や研究内容を評価して指導教員及び院生にフィードバックを行い、管理機能を果たしている。さらに、教員に対しては、研究費申請、研究倫理等の研究指導に関するFDを実施している。また、研究指導が適切になされているかどうかについて、大学院生からの評価アンケートを実施し、それを教員にフィードバックをすることによって研究教育の質の維持向上を図っている。さらに、大学院研究科では分野別に責任者の教員にも研究指導に関するアンケートを実施し、研究指導における課題抽出と改善を図っている。

また、教員の研究環境については「教員の総合的業績調査書」に研究状況や問題点などを報告し、研究環境の適正化を図っている【資料 5-4-1】。

2) 研究設備の整備

本学では、「研究を背景とした教育の充実」を標榜し、特に基礎分野での研究力の向上に力を入れている。予算措置として岐阜保健大学研究費に共同研究費の枠を設け研究設備の充実を図っている。【資料 5-4-2】。

①臨床研究体制の充実 ・契約マネジメント ・リスクマネジメント ・知的財産管理	・教員、大学院生を対象とした臨床研究についての教育『臨床研究法』や『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』を踏まえて、臨床研究の基礎的知識をしっかりと学内に周知している。 ・研究デザイン相談個別の研究案件について、そのデザイン（観察研究なのか介入研究なのか等）、研究実施体制構築、研究フィールドの設定、症例数設計、研究資金の配分など、具体的な課題解決を支援している。
②研究費獲得支援 ・外部機関との連携調整 ・本学に組織されている倫理審査委員会の管理と教育 ・倫理審査委員会に対する支援 ・研究者に対する倫理教育（FD・SD 委員会との連携）	・公的研究費公募情報配信 JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）、文部科学省科学研究費、厚生労働省科学研究費等について、公募情報をリアルタイムで発信している。さらに、本学全体で取り組むべきと判断した案件について、研究推進委員会及び関連する研究者へ情報を提供している。 ・申請書作成支援特に文部科学省の科研費については、申請締め切り日を見据えて8月中旬より申請の仕方を頻回に周知、機関承認の前に申請書の内容そのものに対する指導を行っている。

以上、本学では、教員・学生の活発な研究活動を遂行することができる快適な環境を、必要な教育・研修の提供と情報提供を通じて整備していると判断する。また、研究活動に関する報告を適宜求めており、適切な管理を行っている判断する。

② 研究倫理の確立と厳正な運用

全学的な研究倫理教育の実施、および厳格な倫理審査の実施と研究管理を通じて、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

1) 全学的な研究倫理教育の実施 【資料 5-4-3】

学部教育においては各学科のカリキュラムに研究倫理教育が組み込まれている。各学科において研究法の一環として卒業研究を開始する以前に講義が行われており、さらに卒業研究を担当する指導教員、ゼミの担当教員が個別に指導している。また、令和元(2019)年度より研究倫理教育として、倫理綱領などを学部において教育している【資料 5-4-3】。

大学院生に対しては令和 3(2021)年度から「看護倫理特論」必修科目としている。

教職員に対しては、倫理教育の充実を図るために、研究倫理に関する注意点をまとめたFDを定期的に、大学院教員を中心として実施している。

2) 厳格な倫理審査の実施と研究管理

本学では、全学規模で倫理委員会を整備し、本学に在籍する研究者（教員、大学院生、研究生等）の行う研究計画について、倫理審査を厳正に行っている。また、本学における臨床研究の更なる展開のための教員・大学院生を対象とした教育及び個別案件のコンサルテーション及び、文部科学省や厚生労働省等の公的研究費獲得の支援と研究費に関わる事務も行う予定である【資料 5-4-2】。

以上、研究倫理について、手厚い教育・研修の提供と厳格な管理を遺漏なく行っていると判断する。

③ 研究活動への資源の配分

1) 岐阜保健大学研究費取扱規程に基づいた研究費の配分、2) 外部研究費の受入及び研究実施の促進を通じて、研究活動への資源の配分を適切に行っている。

1) 岐阜保健大学研究費の配分

専任教員の研究活動を促進することにより資質の向上を図ることを目的として、岐阜保健大学研究費を設けている。本学では全教育職員に対して個人研究費（1人当たり 20～40万円）を配分している。その取扱いは「岐阜保健大学研究費取扱規程」に定めており、個人研究費、共同研究費、海外研修費に研究種目を分け、研究費を配分している【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】。

2) 外部研究費の受入れ及び研究実施の促進

外部研究費の受入れに当たっては、外部研究費等による研究を円滑に遂行するため、科研費などの申請のために必要な情報をFD・SD研修会、研究費公募の案内メールで学内に周知している。また、研究経費の適切な執行を推進するために「岐阜保健大学研究費取扱規程」を定め、研究支援センターが教職員等の研究の立案・実施に関する相談の窓口を開設するしたいと考えている【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】。

以上、関係規程に基づき、物的・人的な研究支援を行っており、教員・学生はこれらを有効に活用し、研究活動を行っていると判断する。これらの成果として、研究活動のための外部資金の獲得も進んでいる【資料 5-4-8】。

このように、今後、大学全体の組織力を持って全学的な研究力を高めるべく、将来「研究支援センター」を開設したいと考えているが、「研究支援センター」では公正で責任ある研究体制の実現のために、研究支援機能に加えて研究管理機能を持たせる予定である。

本学の理念や目的を反映し、本学での特長的な分野（先進医療、感染症研究・国際保健、災害医療、高齢者医療、生殖医療、予防医学、医療福祉、医学教育など）にフォーカスした、独創的かつ社会的要請の高い学際的共同研究を更に推進する。そのために、以下

の取組みを行っていく。

- ①IR センターの整備による研究業績の管理と研究機能の強化
- ②研究支援センター設立
- ③Society5.0 社会ニーズに対応した研究の推進
- ④産学連携による研究開発の推進と知的財産確保の促進
- ⑤外部資金獲得増強

参考資料

【資料 5-4-1】 令和 6 年度 教員の総合的業績調査

【資料 5-4-2】 中期計画書

【資料 5-4-3】 学校法人豊田学園における学術研究倫理に関するガイドライン、

岐阜保健大学研究倫理規程

【資料 5-4-4】 岐阜保健大学研究費取扱規程、岐阜保健大学科学研究費に関する規程、岐阜保健大学科学研究費補助金等経理事務取扱要領

【資料 5-4-5】 岐阜保健大学研究費取扱規程

【資料 5-4-6】 岐阜保健大学研究費取扱規程

【資料 5-4-7】 FD・SD 研修会案内および資料、研究費公募の案内メール一覧

【資料 5-4-8】 外部資金等資金獲得一覧

〔基準 5 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では学長が大学の意思決定と教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮する体制を整え、実行している。これらについては大学のガバナンスコードに明記している。

また、高等教育機関である大学の使命に基づき、また本学の基本理念や教育理念の実現のため、CP に則した教育プログラムや学位プログラムの遂行に必要な教員については、大学設置基準及び指定規則の基準に定められた専任教員を配置している。

さらに、本学の教学の基本方針に従い、教育の改善及び教員及び職員の資質の向上を目指し、より質の高い教育方法の推進するため、FD・SD 委員会を設置し、毎年、事業計画に基づき「FD・SD 研修会」を開催している。

本学では、「研究を背景とした教育の充実」を標榜し、特に基礎から臨床にわたる広範な分野での研究力の向上に力を入れている。特に、本学の特徴を生かした臨床研究を奨励し、臨床研究に対応できるよう教員、大学院生を対象とした教育『臨床研究法』や『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』を踏まえて、臨床研究の基礎的知識をしっかりと学内に周知し、今後の研究の発展に臨んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学長は理事会、常務理事会、運営会議、全学教授会、学部教授会などを活用し、全学の教学及び運営を進めることにより、リーダーシップを十分発揮しているが、業務が多彩多様であり、その補佐体制について、今後強化する必要がある。

また、学生の実務実習等の学外での業務が多い教員や職員が多く、FD・SD 活動の時間調

整が困難なことが多い。今後はオンラインやビデオ学習など多彩のツールを活用して充実を図っていききたい。

また、現在、一部の教育分野では教員の高齢化が進んでいるが、今後、年次計画を立て、改善が必要であると感じている。

そのほか、研究推進に当たり、倫理審査や外部資金の導入促進、取得した知的財産の運用や権利関係の規則整備などが今後の問題として挙がっている。これらについては、研究センターの開設や規程の整備を行う必要があり、専門分野の知識を習得する機会を作っていきたい。こうしたこともFDで取り上げ、職員の認識の共有化を図ることが大切であると考えている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

各項目の課題と今後の取組みについては各項目のところでも述べたが、学長の補佐体制については、今後も引き続き現状の体制を維持し、当面大学運営に求められる諸課題に対して、解決に向けてプロジェクトチームなどを結成して対処していく。

また職員については、各種委員会に委員として参加し、それぞれの立場から意見を述べて審議等に参画し、教学マネジメントが円滑に機能するよう図っていく。さらに、必要に応じて教学に必要な委員会やチームの新設・統廃合など柔軟に対応していく予定である。

また若い教員の採用についてはできるだけ、学内での新人養成や、大学院卒業生の養成を促進することが大切であると考えている。今後、卒業生や修士修了性が臨床研修を終えて教育に参画できる環境づくりをしていく予定である。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

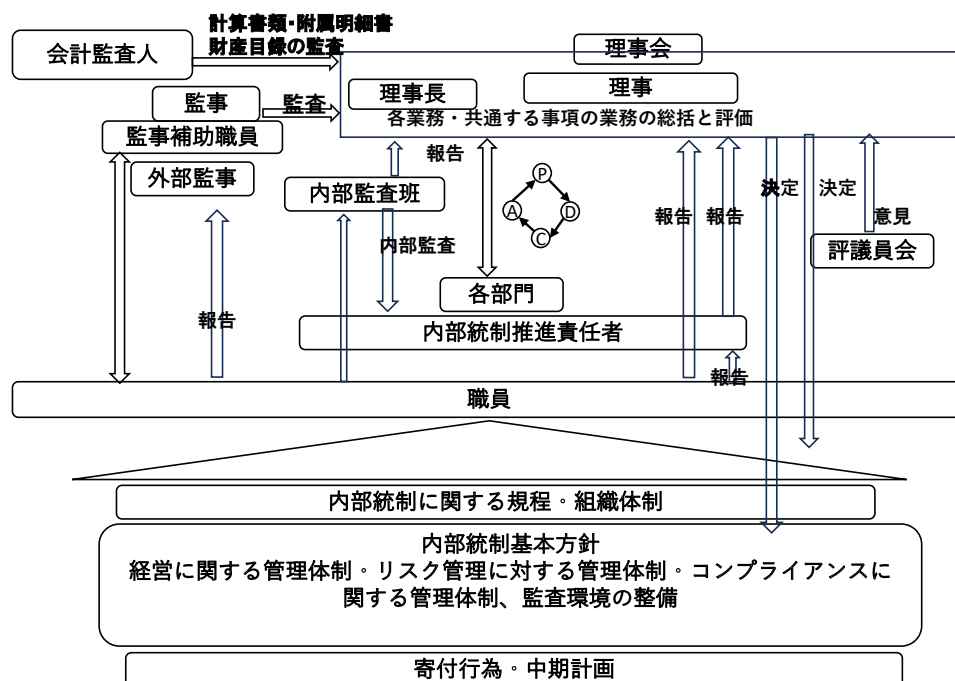
(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 経営の規律と誠実性の維持

本法人は寄附行為において、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」としており、私立学校法を遵守し、理事会、評議員会等を設置して堅実に運営している。寄附行為は大学開設にあわせ、所要の改正を終え、平成 30（2018）年 8 月 31 日および私学法改正に伴い令和 7（2025）年 4 月 1 日より改正し、施行した【資料 F-1】。

さらに、組織倫理、情報公開、学校教育法施行規則第「172 条の 2」関連した情報公開、私立学校法 151 条に関連した事項等と内部統制に関する組織の制定に関する規程等を制定し、組織倫理とそれらに基づく適切な運営を行っている。また、内部統制は図 6-1 に示すように組織を整備しているため、基準項目 6-1 を満たしていると判断した【資料 6-1-1】、【資料 6-1-2】、【資料 6-1-3】、【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】。

図6-1 内部統制システムに関する組織図



を掲載し、個人情報保護に取り組んでいる。また、学外から個人情報を取得する場合も、取得した個人情報をどのように利用し、どのように扱うか等を提示した上で、個人情報提供者の同意を得て取得している【資料 6-1-9】。

さらに、「岐阜保健大学における障がい学生支援に関するする指針」を平成 31(2019)年 4 月 1 日に施行し、障がいのある人に対し合理的配慮を行うこと等、規定したところである【資料 6-1-b】。

3) 安全への配慮

安全への配慮に関しては令和 6 年 7 月に「岐阜保健大学リスクマネジメント・危機管理の基本方針」を定め、「1」 自然災害に関するリスク、「2」 健康被害に関するリスク、「3」 事故・事件・過失に関するリスク、「4」 情報管理・情報漏洩・ネットワーク等の問題、「5」 研究倫理、「6」 コンプライアンス・法令違反、「7」 風評被害、苦情対応、に関して方針を示した【資料 6-1-10】。さらに、危機管理のマニュアルは学生に関して火災、地震、そのほかの自然災害に対する対応から整備をしている【資料 6-1-11】。

自然災害に対する防災に関しては、平成 25(2013)年に、災害に対する対応と学生の保護の面から消防並びに災害対策基本法その他の法令に則り、学校法人豊田学園・防災・防犯規程を定めた。この規程は、学園における火災、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の災害及び不審者侵入等による犯罪を予防し、人命及び財産を災害や犯罪から保護するとともに、災害等による被害の軽減及び復旧を図ることを目的として定めた。災害時の危機管理体制の整備のために全学的な防災組織の構築を図るとともに、全職員及び学生を対象に、避難訓練及び消火訓練を含めた災害発生時の防災訓練を毎年度実施して、学生及び教職員の安全確保に努めている。

また、健康被害に関するリスクについて、保健管理センターは、感染症予防や熱中症に関する注意喚起を行い、衛生委員会を中心に学生及び教職員のメンタルヘルスを含む包括的な健康支援と良好な職場環境の形成に努めている【資料 6-1-d】。

以上、環境や人権について配慮して、学内外に対する危機管理の体制を整備し、適切に機能している。

これらのことから、大学経営に係わる規律維持と誠実性の履行は、社会からの信頼を得て教育研究活動を行っていく上で最も重視すべきことであり、大学を取り巻く社会情勢や法令、社会的責任やニーズの変化に対応しながら、絶えず実施状況を自己評価しながら改善を図っていくことが大切であるといえる。特に現在のような新型コロナウイルス感染症が蔓延し、パンデミックを経験した現代は、看護及びリハビリテーションを専門とする本学にとって将来構想に危機管理体制を導入する良い機会である。そうした中で、学生が安心して学生生活をおくり、成長して大学を巣立っていけるよう、引き続き、安全に配慮した環境を整えていく。さらに気危機管理に関する個別の対応マニュアルは、基本方針および他の規定の中に分散して記載されているので、近々に一本化して、マニュアル集として公表したいと考えている。

参考資料

【資料 6-1-1】学校法人豊田学園コンプライアンス推進規程

- 【資料 6-1-2】 学校法人豊田学園情報公開規程
- 【資料 6-1-3】 岐阜保健大学大学ホームページ 「情報公開」
- 【資料 6-1-4】 岐阜保健大学大学ホームページ「情報公開」
- 【資料 6-1-5】 学校法人豊田学園 内部統制システム整備の基本方針
- 【資料 6-1-6】 内部統制の組織 図 6-1
- 【資料 6-1-7】 学校法人豊田学園 内部統制システム整備の基本方針
- 【資料 6-1-8】 学校法人豊田学園ハラスメント防止規程, 岐阜保健大学ハラスメント防止委員会規程, 岐阜保健大学ハラスメント防止ガイドライン
- 【資料 6-1-9】 学校法人豊田学園個人情報保護規則
- 【資料 6-1-10】 岐阜保健大学危機管理に関する基本方針
- 【資料 6-1-11】 岐阜保健大学危機管理に関するマニュアル
- 【資料 6-1-a】 岐阜保健大学 SDGs 宣言
- 【資料 6-1-b】 岐阜保健大学における障がい学生支援に関するする指針
- 【資料 6-1-c】 学校法人豊田学園防犯・防災規程
- 【資料 6-1-d】 岐阜保健大学衛生委員会規程

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

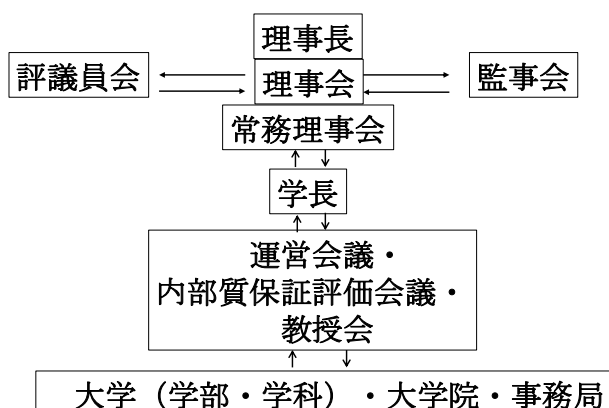
前項に示したとおり、本法人では、寄附行為に基づき学校法人の最高意思決定機関として理事会を設け、理事会の権限や各理事の担当業務を明確に定めている。

なお、平成 31(2019) 年よりの大学設置に伴い、業務が拡大し、理事会付議案件も増加してきたことから、理事会を補完する体制として、法人運営の根幹となる大学の経営・事業状況を把握するため、大学内に運営会議および内部質保証評価会議を設置し、関連する重要事項の審議や連絡調整を行っている。運営会議および内部質保証評価会議は、原則、毎月開催している。これらについては基準 2 に述べた。さらに、令和 7 年度の私学法改正に伴い、理事会運営に関する規定等は変更し、施行している。

理事の選任については、寄附行為第 6 条に定め、これに基づき評議員会で選出している。さらに、次年度の予算及び事業計画については、評議員会の意見を聴いた後、3 月の理事会（定例会）に諮り決定し、前年度の決算及び事業報告については、5 月の理事会に諮り決定した後、評議員会で報告しており、理事会の運営は適切に行われていると判断している。図 6-2 に法人の意思決定のプロセスを示す【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】。

以上、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し継続している。

図6-2 法人意思決定



② 使命・目的の達成への継続的努力

寄附行為に規定されている最高意思決定機関としての理事会と、諮問機関としての評議員会を、定期的開催するとともに、必要に応じて随時開催し、重要事項を中心に審議している。また、法人運営の根幹となる大学と附属専門学校の経営状況を正確かつ迅速に把握するため、日常は管理運営会議を毎週水曜日に開催して関連する事項の審議や連絡調整を行い、相互の業務の円滑化を図っている。

平成31年（令和元（2019）年）4月に開学し、令和5（2023）年までは学年進行に準じて、大学の設立理念に沿って、学部の基礎を固めてきた。さらに、令和7年には私学法の改正に伴う寄附行為の改正を行っている。その間、中期計画については理事会、運営会議および内部質保証評価会議において話し合いがなされ、令和5（2023）年度から中期計画をスタートさせ、第1期（令和5（2023）～令和9（2027）年度）と第2期（令和10（2028）～令和14（2032）年度）に分け、ビジョンを実現するための具体的な行動計画を策定し、全学的に取り組んでいく。中期計画の骨子は1）大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置、2）業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置、3）財務内容の改善移管する目標を達成するための措置、4）内部質保証、自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置の4項目について、領域ごとに基本目標を設定、基本目標を達成するための行動目標及び行動計画を作成している。行動計画にはそれぞれ評価指標を設定し、進捗状況をエビデンスに基づき自己点検・評価委員会が検証することとしている【資料6-2-a】。

さらに、毎年度、前年度の事業結果を取りまとめた事業報告書を作成するとともに、それを反映した次年度の事業計画書を作成し、周知することで、全教職員をあげて使命・目的の実現に向けた意識の向上を図っている【資料6-2-b】。

以上のように、理事会は、寄附行為及び関連法令に規定するとおり適切に運用されているが、今後もこれを維持することとともに、理事の職務分担における責任体制を明確にし、変化していく大学を取り巻く環境に、法人全体で対応していく。

参考資料

【資料6-2-1】法人の意思決定に関する組織図 図6-2

【資料 6-2-2】 予算：各年 3 月に開催の理事会の議事録、決算：各年 5 月に開催の理事会の議事録

【資料 6-2-3】 学校法人豊田学園寄附行為 【資料 F1】 と同じ

【資料 6-2-4】 令和 7 年 6 月に開催の評議員会の議事録、令和 7 年 6 月に開催の理事会の議事録

【資料 6-2-5】 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録

【資料 6-2-6】 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

【資料 6-2-a】 中期計画

【資料 6-2-b】 事業計画書

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 法人の意思決定の円滑化

本学は、最高議決機関としての理事会のほか、理事会の意思決定をサポートする体制として大学運営会議を設置している。それぞれの会議の構成員は、常務理事及び各学部の代表者、事務局の担当局長となっている。理事の中には 2 名の教員（学長及び顧問）が含まれており法人と大学の橋渡し役として、連絡、報告及び意思決定の円滑化に努めている。理事長も理事会を通して、大学の全貌を把握しており、リーダーシップを発揮できる体制となっている。また、教職員の提案などは、前述の 2 名の教員が意見をくみ上げる仕組みとなっており、意見の交換は十分なされている。図 6-2 に理事会の意思決定のプロセスを示す。

以上、意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しており、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

② 評議員会と監事のチェック機能

管理部門と教学部門の意思疎通を保つ仕組みとして管理運営会議が設置されており、協議内容はそれぞれ必要に応じて理事会・評議員会にも進達される。また、監事の職務については、寄附行為第 28 条に定めている。監事は、理事会及び評議員会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、学校法人の経営に関して、理事会等の際に、大学事務局から監事会として大学の現況について、詳細な説明を受けている。

評議員の選任については、寄附行為第 32 条に定めこれに基づき選出されている。評議員会への諮問事項は寄附行為第 37 条に定め、基本的には理事会に先立ち評議員会を開催し意見を聴き、理事会に具申する仕組みとなっていることから、評議員会の運営は適切に行われていると判断している。さらに、本法人の監事は 2 人が選任されており、理事会、評

議員会に出席してその運営を監査している。また、監事は、随時本学に来学して学長や事務局長から大学の運営状態や、財務担当者から使途状況を聞くなどの業務監査や会計監査を行い、結果を理事長に報告している。また、相互チェックの一つとして内部監査を推進するため、専任職員を配置して人員体制を強化しており、監査指摘事項等の対応状況のフォローアップを適切に行う仕組み等の整備を行っている【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】【資料 6-3-a】。

以上、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しており、評議員、監事の選任も適切に行っている。

このように、法人及び大学の各管理運営機関としての事務局は、毎朝、定時に事務連絡会議を行い、学内の問題と相互連絡などを行い、順調に運営されている。また、会議の間では大学と法人のそれぞれの立場から相互のチェックを行い、報告、連絡、相談を忌憚なく行い、事務の円滑化を図っている。

さらに、内部監査については、その有効性・効率性を向上させるため、業務所管部署に対して業務上のリスクの調査等を行ったうえで重要なリスクに焦点をあてた監査を行うなど、改善・向上へ向けた施策に事務局内で監事の意見を聴取して取り組んでいく。また、監事及び監査法人との連携強化を図るため、業務執行状況の説明等の情報共有に努めていく所存である。

参考資料

【資料 6-3-1】評議員を選任した際の会議体の議事録（令和 7 年 6 月に開催の評議員会の議事録）

【資料 6-3-2】 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録（同上）

【資料 6-3-3】 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録（予算：各年 3 月に開催の評議員会の議事録、決算：各年 5 月に開催の評議員会の議事録）

【資料 6-3-4】 学校法人豊田学園監事監査規程、学校法人豊田学園監事監査ガイドライン

【資料 6-3-5】 監事監査計画書（令和 5 年度監事監査計画書、令和 6 年度監事監査計画書、令和 7 年度監事監査計画書）

【資料 6-3-a】 岐阜保健大学ガバナンスコード

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 財務基盤の確立及び ② 収支バランスの確保

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している項目は以下のようである。

すなわち、資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。過去 3 年間

の事業活動収支計算書を表 6-1 から表 6-2 に示す。なお、事業活動収支の収入超過の状況について、その理由は分析し、把握している。貸借対照表の状況は健全に推移している。大学の財政と学校法人全体の財政の関係は把握している。現時点では、大学の存続を可能とする財政を維持している。退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切に行われている。公認会計士の監査意見への対応は適切である。本学では寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。収容定員充足率に相応した財務体質を維持している【資料 6-4-1】。

表 6-1 令和 4 年度事業活動収支計算書（単位：百万円）

教育活動収入の部			
科目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金	932	922	▲10
手数料	11	12	1
補助金	40	70	30
資産運用収入	0	0	0
雑収入	15	18	3
教育活動収入合計	998	1022	24
教育活動支出の部			
科目	予算	決算	差異
人件費	515	497	▲18
教育研究経費	255	244	▲11
管理経費	60	62	2
教育活動支出の部合計	830	803	▲27

(注) 百万円未満を四捨五入して記載しております。

表 6-2 令和 5 年度事業活動収支計算書（単位：百万円）

教育活動収入の部			
科目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金	885	884	▲1
手数料	8	8	0
補助金	63	78	15
資産運用収入	0	0	0
雑収入	11	16	5
教育活動収入合計	967	986	19
教育活動支出の部			
科目	予算	決算	差異
人件費	506	446	▲60

教育研究経費	338	270	▲68
管理経費	70	55	▲15
教育活動支出の部合計	914	771	▲143

表 6-3 令和 6 年度事業活動収支計算書（単位：百万円）

教育活動収入の部			
科目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金	859	894	35
手数料	5	8	3
補助金	60	55	▲5
資産運用収入	0	0	0
雑収入	7	13	6
教育活動収入合計	931	970	39
教育活動支出の部			
科目	予算	決算	差異
人件費	521	446	▲75
教育研究経費	383	279	▲104
管理経費	77	62	▲15
教育活動支出の部合計	981	787	▲194

(注) 百万円未満を四捨五入して記載しております。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している項目は以下のようである。

学校法人及び大学は、中期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約して決定している【資料 6-4-2】。決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に明示して指示している。毎年度の年度予算を適正に執行している。日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

以上が要約であるが、さらに事業活動収支計算書の詳細について述べる。令和 5(2023)年度の教育活動収入は合計で 986 百万円。主たる収入である学生生納付金は 884 百万円、手数料は入学検定料を中心に 8 百万円を収納した。国庫補助金として日本私立学校振興共済事業団から 78 百万円を受け入れた。教育活動支出は、総額 772 百万円であった。その中で人件費は 446 百万円、支出における構成比率は 57.8%であった。また、教育研究経費は 271 百万円で 35.1%となった。教育活動収入から教育活動支出を差し引いた差額は 214 百万円の収入超過となった。

以上、安定した財務基盤を確立している。使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の獲得などにより収入と支出のバランスを保っている【資料 6-4-3】。

③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

令和5年度策定の法人の中期計画(5か年)にあわせて、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までを見据えた財務の中期計画を策定し、それに沿った運営・管理を行う予定である。なお、財務の中期計画は毎年の決算を踏まえ、必要に応じて都度見直しを行う。また、中期計画策定後にコロナウイルス感染症等の問題が発生しており、収支に与える影響は現時点で確定できないが、今後その影響額を見定めたうえで中期計画への反映を行っていく。以上、中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行う予定であるので現時点では評価できない。

ただ、上記のように、学生納付金収入が事業活動収入の9割を占め、今後の財務の見通しに最も影響すると考えられるのが、教育活動収支であるため、収入の確実な増加及び費用の削減に向けた対応策の検討と実施を行っていくことが必要であると考えている。施設設備の更新や保守にかかる費用を適切に見積り、計画的なメンテナンスや設備投資を行っていくことが重要なため、拠点ごとの整備計画を策定し、中長期的な視点での対応を行っていくこととしている。

参考資料

【資料 6-4-1】 中期計画書

【資料 6-4-2】 中期計画書

【資料 6-4-3】 外部資金導入の実績、科研費、寄付金

【資料 6-4-4】 豊田学園資産運用規程

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 会計処理の適正な実施

本学では、学校法人会計基準及び学内の経理規程に準拠し会計処理が実施されている【資料 6-5-1】。会計処理について慎重な検討を要する場合は、監査法人や日本私立学校振興・共済事業団などと協議し、適正な処理を行うよう努めている。また、各種セミナーや研修会に積極的に参加し、会計知識の習得や処理能力の向上を図っている。

予算編成は、収入支出の算定根拠を理事会・評議員会で説明し、執行は稟議書に基づき、決裁者の決裁完了後に行っており、予算編成及び執行のプロセスは透明性が高い。また、大学各部門の予算執行状況を毎月チェックし、適正な管理に努め、著しい乖離が生じた場合はその原因を把握し、必要に応じて補正予算を編成している。さらに、決算報告の際には理事会・評議員会において予算との対比、前年決算との対比を検証し、説明を行っている。以上のとおり、本学において会計処理は適切に実施されていると判断できる。

② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は法人監事による監査、評議員会で選出された会計監査人による監査及び内部監査人による監査を行っている【資料 6-5-2】。

内部監査については、令和5(2023)年度より内部監査部門を整備し、各種監査を行っている。法人監事による監査については、会計監査人と連携を図りながら、理事会等の重要な会議への出席や被監査部署に対するヒアリング等による予算・決算書の策定状況のモニタリング、帳簿・証憑書類の照合等による書面監査等が実施され、監査報告書が作成されている【資料6-5-3】。

私立学校振興助成法に基づく会計監査については、内部統制の評価、現金等の実査、計算書類の精査等が、会計監査人により実施されている。

以上のことから、法人監事、会計監査人が随時意見交換を行うなどして連携し、厳正に会計監査を実施する監査体制が整備されているものと判断できる。

このように、私学法等の改正を踏まえ、中期的視点から、内部統制の整備・運用状況についてモニタリングを行い、今後、改善提案を行うべく監査を行っていく。

参考資料

【資料6-5-1】学校法人豊田学園経理規程

【資料6-5-2】学校法人豊田学園寄附行為

【資料6-5-3】会計監査人が監事に報告した内容を示す文書

〔基準6の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の経営の規律と誠実性は、寄附行為・ガバナンスコードをはじめとする諸規程に基づき適切に守られている。また、使命・目的の実現への継続的努力や環境保全、人権、安全への配慮も十分に行われている。理事会は寄附行為に基づき定期的に開催されており、その運営も適切であると判断される。管理運営の円滑化と相互チェックは、大学運営会議等の関連する運営機関の運営を通じ適切に行われている。財政基盤については、看護学部完成年度を迎え、予定どおりの学納金の収入と補助金が見込まれることから今後は収支のバランスの安定化に向かっていくと評価できる。会計においては、法人監事及び監査法人の指導のもとで学校法人会計基準等の関係法令及び本学の経理規程等に従い、会計処理及び会計監査は適正に行われている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学設置以降の経営（改善）計画は経営実態、財政状況に基づいて検討している。内容は学生募集対策と学納金計画が明確である。人事計画、特に高齢教員の退職後の補充には万全を期して、計画を立てている。施設設備は4年制大学に対応できるよう計画に沿って充実させている。外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っていく。大学全体及び学部・学科ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスは取れているが、リハビリテーション学部の作業療法学科については定員が、なかなか充足できずにいる。この点について、更なる広報活動と学生確保の努力を行う覚悟である。また、学内に関する経営情報の公開と危機意識の共有はできている。

財的資源は、全般的に適切に管理されているが、現時点での課題は以下のようになる。減価償却額が占める割合が高い点が第一に挙げられる。今後の課題としては、施設設備や図書 の 拡 充 を 図 り な が ら 教 育 研 究 費 比 率 20% 以 上 の 水 準 を 維 持 し て い く 必 要 が あ る 。 資 金 の 確 保 は 、 学 生 生 徒 納 付 金 に よ る 帰 属 収 入 及 び 法 人 設 立 時 の 寄 付 金 を 基 本 財 産 と し て 保 有

している。資金運用については、安全性を重視し、投機的資金運用や先物取引等を行っていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後の改善計画としては、入学定員の充足を図ることによって着実に財源を確保し、支出の総額を抑制しながら、収支が均等になるよう、財務体質を改善していく。

今後の設備更新等を見据え、具体的な次期を見据えた、中期計画の財務計画策定に早急に取りかかる必要がある。今後、理事長、理事会及び教授会のより一層強力な協力体制のもとに、再度、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標にもとづく、経営判断を行い、運営を検討していく予定である。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 研究センターを活用した地域との連携

① 地域住民への有益性

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は建学の精神にあるように地域医療に貢献できる人材の育成を目的としており、地域に開かれた大学となるように、地域の行政機関、医療業界、大学および市民レベルでの貢献を行い、地域との連携力を充実させる活動を行っている。

無論、本学の活動の根源は医療分野であり、活動の中心は医療分野を中心としている。岐阜地域の医療分野の現状は「日本医師会総合政策研究機構」が指摘しているように（1）少ない医療資源、（2）全県的に少ない医療病床と回復期病床、（3）岐阜地区への集中と愛知県への依存を挙げている。これに対して岐阜県は地域医療再生計画を策定し、医療人の確保と圏域内での連携強化によるネットワーク作りを掲げている。具体的には全県的な医療パスの構築や救急医療体制、周産期医療体制の強化などの方策を打ち出している。地域の医療業界のこのような考えに大学としての貢献を考え、平成 31(2019)年度に以下の 4 つの地域密着型研究センターを設立した。

ネウボラの継続母子支援センター；地域の人々とともに、命を大切に育み、産み、子育ての支援をするセンター

高齢者認知症予防センター；認知症のヒトやその家族、専門家や地域住民が集う場として利用し、相互の交流・情報交換を行い、高齢者との触れ合いを支援するセンター

多文化共生・多様性健康推進センター；国籍、民族、文化、言語、ジェンダーなどの違いによる障壁を超えて、ともに豊かに生きることのできる交流の場を作り、異文化を受け入れることを支援するセンター

多職種連携実践センター；医療が患者中心の多職種による包括的なチーム医療へと変化していく現代、多くの医療職種の人材が交流して、お互いの情報交換をし、情報を共有することを支援するセンター

以上、4 つの研究センターは岐阜地区においては初めて開設されたものであり、地域貢献の大きな原動力になると考えている。

これらのセンターは地域との交流センターとしての位置づけのみならず学生教育、社会医療研究の場としても活用している。すなわち、学生は学内（4 つの研究センター）で、実際の赤ちゃん、お母さん、高齢者の方とふれあうことが出来、豊かな人間性を培い、地域の医療従事者との交流の場に参加して、職種間の連携や専門機関としての健康支援を支える体験をしている。実際、平成 31(2019)年度からこれまで、「大学発ネウボラの母子支援センターの事業」として「ウイメンズ健康ヨガ」、「育児相談」を実施し、高齢者認知症予防センター事業では「グループホームとの盆踊り、クリスマス交流」を企画し、学生と市

民との交流活動を行ってきた。「多職種連携実践センター」では、新型コロナウイルス感染症が蔓延したため、近隣地域住民代表者・保健センターの保健師・社会福祉事業所の職員と本学の教員で定期的な事例検討会を実施した。【資料 A-1-1】。

さらに 2022 年度以降における研究センターの活動事業として「研究センターセミナー」を企画、開催した。実施した本セミナーは本学衛生委員会、うずら地区福祉委員、日置江・柳津地区福祉委員、岐阜市社会福祉協議会、地域包括支援センター境川との共催で行われ、多数の市民の参加を得て、学生と市民が交流を深めることが出来、学生教育にも役立っている。会を重ねるごとに住民のレピーターが多くなり、地域住民のヘルス・リテラシーが向上し、予防医学的な観点から地域医療に貢献していると考えている。

以下に、研究センターにおける「セミナー」及びその他の活動の主な記録を示す。

- ① 2019/08/01; 高齢者認知症予防センター ; 「認知症カフェ」をオープン
- ② 2022/09/22; 第 1 回研究センターセミナー「コロナ禍をのりきるための「生活」のスキル」を磨きませんか」講師; 篠崎仁史 (医師)
- ③ 2022/11/24; 第 2 回研究センターセミナー「ライフスタイルを改善すると目の病気は改善する」講師; 山口康三 (医師)
- ④ 2023/01/20; 第 3 回研究センターセミナー「糖尿病。肥満症をのりきるためにあなたの「生活スキル」を考えてみませんか」講師; 小野進 (医師)
- ⑤ 2023/03/03; 第 4 回研究センターセミナー「セルフケアと漢方」～健康維持のための工夫～講師; 篠崎仁史 (医師)
- ⑤ 2023/09/23; 第 1 回研究センターセミナー「“物忘れ”について～認知症予防と生活の工夫～」講師; 医療介護グループ寿光会 理事長、藤田医科大学医学部 客員教授 篠崎仁史氏 ((医師・介護支援専門員))
- ⑥ 2023/10/21; 第 2 回 研究センターセミナー「高齢者の感染症と免疫～感染症の予防とワクチンの効果～」講師; リハビリテーション学部 理学療法学科教授 太田 美智男氏 (医師・名古屋大学名誉教授・名古屋市感染対策協議会会長)
- ⑧ 2023/11/18; 第 3 回 研究センターセミナー「加齢とフレイル～フレイル・サルコペニア・ロコモ～」; 長浜赤十字病院顧問、滋賀県赤十字救急法指導員協議会会長 小野進医師
- ⑨ 2024/01/13; 第 4 回 研究センターセミナー「認知症」予防について～リハビリテーションの視点から～ 講師; リハビリテーション学部 作業療法学科教授 澤 俊二氏 (作業療法士・医学博士・全国介護終末期リハケア研究会顧問)
- ⑩ 2024/03/09; 第 5 回 研究センターセミナー「老化」と「クスリ」、講師; 看護学部教授 永井博弼氏
- ⑪ 2024/5/24; 多文化共生・多様性健康推進センターセミナー「LGBTQ の健康課題について: トランスジェンダー講師による講演」講師: 雪齋さん (岐阜県在住)
- ⑫ 2024/07/26; 第 1 回 研究センターセミナー「筋力低下予防とフレイルの理解と予防のコツ」 医療介護グループ寿光会 理事長、藤田医科大学医学部 客員教授 篠崎仁史氏 (医師・介護支援専門員)
- ⑬ 2024/09/24; 第 2 回 研究センターセミナー「介護予防～筋肉を守り、成長させる方法～」岐阜保健大学リハビリテーション学部作業療法学科の教授、澤俊二氏 (作業療法士)

⑭ 2024/11/17; 第3回 研究センターセミナー「心臓の筋肉は働きもの～横紋筋なのに自動能を持つ～」講師; 長浜赤十字病院顧問、滋賀県赤十字救急法指導員協議会会長、小野進医師

⑮ 2024/12/19; 大学院生(保健師コース)が地域の認知症高齢者・家族・地域ボランティア・境川包括支援センター職員とクリスマス会を開催した。

さらに、研究センター(高齢者認知症予防センター)にて、本学大学院1年生が広域看護学演習(地域在宅看護)の中で、地域の高齢者の方々を招待し、クリスマス会を開催した。参加者の中には車いすの方もおられ、「障害があっても共生できる社会」の実現に向けた医療人の育成に役立った。

⑯ 2025/01/17; 第4回 研究センターセミナー「人生100年時代を健康に生きぬこう! 一筋力アップ・免疫力アップ」講師; 看護学部教授 永井博弐氏

⑰ 2025/03/14; 第5回 研究センターセミナー「個人と地域のウェルビーイング」講師; 藤原奈佳子(医師)・まとめ(評価)実施予定

このほか、地域や他大学との連携による貢献としては「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に代表される大学間連携に積極的に参加し、他大学への教育資源を提供している。また、市民を対象として地元新聞社(岐阜新聞)と提携し、新聞社が企画する市民講座に講師を派遣して、参加している。

参考資料

【資料A-1-1】 岐阜保健大学研究センター規程

【資料A-1-2】 岐阜保健大学研究センター委員会規程

【基準Aの自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

研究センターは、地域との連携を目指して活動を行ってきたが、「研究センターセミナー」を中心にほぼ目的とする形ができあがりつつある。研究センターセミナーは各研究部門の横断的企画であり、多彩な講師とともに大勢の地域住民の参加を得ている。

そのほか「ネウボラの継続母子支援センター」では「ウイメンズ健康ヨガ」、「育児相談」などを開催し、「高齢者認知症予防センター」ではグループホームと連携して、学生と市民との交流活動を行っている。さらに、「多職種連携実践センター」では、新型コロナウイルス感染症が蔓延した際には、近隣地域住民代表者・保健センターの保健師・社会福祉事業所の職員と本学の教員で定期的な事例検討会を実施し、感染拡大の予防に寄与した。

これらの取り組みは、地域住民の健康・福祉に大きな影響を与え、セミナーでは毎回50名を超える参加者があり、他の企画にも、多数の市民の方々の参加を得ている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「研究センターセミナー」の成功例を参考に、定期的に「ネウボラの継続母子支援センター」「高齢者認知症予防センター」、「多文化共生・多様性健康推進センター」および「多職種連携実践センター」の活動を支える企画を検討したい。さらに、研究センター以外での地域との交流及び教育的活動を広げることが必要ではないかとの意見が出されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学の地域貢献の中心は研究センターの活動にあるが、なかなか専任のスタッフの確保

が難しく、さらに外部からの資金の導入など予算面での問題もあり、これらについての検討が今後の課題となる。今後は学外の有識者や本学の旧教員、ボランティアなどを募集して、専任のスタッフとしてセンターの管理・運営をしながら、公的・私的の研究補助金確保へのアプローチを積極的に推進したい。

地域貢献のための活動としては、このほか、大学外での講演活動やボランティア活動、そのほか地域からの依頼を受けての活動を行っている。今後、地域の教育機関、研究機関、医療機関、行政との連携を強め、本研究センターを本学の地域貢献の中核として益々発展させていきたいと考えている。

V. 特記事項

1. 地域医療に役立つ医療人の養成

本学は「命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献できる医療人の養成」を建学の精神として掲げ、社会の進展と人類の福祉に貢献すべく教育実践を通してこの具現化に努めてきた。特に地域医療に貢献できる人材の育成に努め、学問の教授を通して実践力を有する人材育成を行っている。

まず、地域との連携に関しては看護学部・リハビリテーション学部ともに「岐阜県の歴史と文化」の科目を開講し、時には、フィールドワークを行って、肌で岐阜の文化や歴史に触れる機会を作っている。

さらに、特徴として実践力を強化するアクティブ・ラーニングを重視する教育に力点を置いている。具体的には、学内に医療人育成センターとして医療現場を再現したシミュレーションセンターやサイエンスラボを開設している。いずれも東海地区で初めてのセンターとラボであり、体験型実践教育ができる学習施設である。医療従事者として医療を統合的にみることが出来る視点を養成することが出来る教育を特徴としている。レサシアン QCPR SCENARIO 等シミュレーターを使用した病室型教育訓練方法により、実際の臨床現場・臨床場面を模擬的に再現した学習環境を提供している。学習ラボには7つのカメラが設置され、高性能シミュレーターへのかかわりの様子を撮影し、それによるデブリーフィングにより、症例に対する支援策を自ら考え行動し、対象に合った専門的技術を習得することが出来る。また、サイエンスラボはフィジカルサイエンスラボと ADL (Activity of daily living) サイエンスラボの2部門をもち、それぞれの臨床現場での臨場感に近い形で、実践力を強化するアクティブ・ラーニングができる施設となっている。

また、本学独自の評価でも述べたように、地域との医療関係力を充実させるために地域密着型研究センターを設立し、活用している。研究センターは、①ネウボラの継続母子支援センター、②高齢者認知症予防センター、③多文化共生・多様性健康推進センター、④多職種連携実践センターの4つの研究センターであり、いずれも岐阜地区においては初めて開設されたもので、地域貢献の原動力ともなっている。さらに、看護学部では4年次に、「岐阜県の地域医療」を開講し、岐阜市内の歴史文化に精通した高齢者との交流、岐阜県赤十字血液センターにおける献血事業を通して地域活動と社会貢献に資する教育を行っている。学生が血液センターでの献血ボランティア活動に参加することや母子生活支援施設の子どものふれあい活動を行い市民との交流を体感している。

以上のように、本学では地域医療に役立つ医療人の養成教育を特徴としている。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 83 条の 2	○	学則第 1 条の目的の中に広く地域社会に貢献することを明記している。	1-1
第 85 条	○	学則第 5 条に学部・学科を定めている。	1-1
第 87 条	○	学則第 7 条に修行年数について明記している。	4-1
第 88 条	○	学則第 11 条に入学資格、第 16 条に転入学・再入学、第 18 条に復学の取り扱いを明記している。	4-1
第 88 条の 2	－	専門職大学院は設置していない。	
第 89 条	－	早期卒業の規定はない。	
第 90 条	○	学則第 11 条に入学資格を決めている。	3-1
第 92 条	○	学則第 33 条に職員について明記し、学校法人の組織規程第 3 条及び第 4 条に教職員の職務を規定している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 34 条に大学教授会について明記し、別に教授会規程を定めている。	5-1
第 104 条	○	学則第 30 条に学位について明記し、別に学位規程にて学位を定めている。	4-1
第 105 条	○	学則第 15 条に科目等履修生について明記している。	4-1
第 108 条	－	短期大学は設置していない。	
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検評価について明記し、別に自己点検評価委員会の規定を設けている。	2-2
第 113 条	○	学則第 3 条に情報の積極的な提供を明記し、大学ウェブサイトを通じて公表している。	4-2
第 114 条	○	学校法人豊田学園組織規程第 3 条及び第 4 条に事務職員の職種について明記している。	5-1 5-3
第 122 条	○	学則第 16 条に転入学・再入学について規定している。	3-1
第 132 条	○	学則第 16 条に転入学・再入学について規定している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 7 条（定員、修業年限）、8 条（在学期間）、9 条（在学期間）10 条（休業日）に明記し、遵守している。ただし、寄宿舎を設置していなし、通信課程も設置していないため、これらに係る規定はない。	4-1 4-2
第 24 条	○	該当なし	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 32 条に懲戒に関して定めている。また、別に学生の懲戒に関する規定及びガイドラインを定めている。	5-1
第 28 条	○	本学での規則や規定は学校法人豊田学園規程集および岐阜保健大学規程集に定めており、帳表簿は法人事務局および大学事務局にて管理している。また、文書の保存に関しては豊田学園文書保存規定に従って保存している。	4-2
第 143 条	－	本学は代議員会を設置していない。	
第 146 条	－	科目等履修生には編入資格がないため、法令対象外	
第 147 条	－	本学では早期卒業の制度はない	
第 148 条	－	本学では特別の専門時刻を教授教育する学部および夜間の授業を置く学部は設置していない。	
第 149 条	○	本学では早期卒業の制度はない	4-1
第 150 条	○	学則第 11 条に入学資格を明記している	3-1
第 151 条	－	本学は飛び級入学の制度はない	
第 152 条	－	本学は飛び級入学の制度はない	
第 153 条	－	本学は飛び級入学の制度はない	
第 154 条	－	本学は飛び級入学の制度はない	
第 161 条	○	学則 16 条について明記している	3-1
第 162 条	－	外国大学日本校からの転学の制度はない	
第 163 条	○	学則第 9 条に学年、学期について定めている	4-2
第 163 条の 2	○	本学では既修得単位認定規程、大学科目等履修生規程、大学院科目等履修生規程により、既修得単位の証明書の発行について明記している。	4-1

岐阜保健大学

第 164 条	—	本学では特別の課程を置いていない	
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを学部ごとおよび学科ごと、研究科ごとに定めており大学ウェブサイトや大学案内で公表している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則第 2 条、大学院学則第 2 条、自己点検評価委員会規程、内部質保証ポリシー、内部質保証評価会議運用方針および内部質保証評価会議規程により自己点検及び第三者評価について定め、体制を整えている。	2-2
第 172 条の 2	○	学則第 3 条に情報の公開について定め、大学ウェブサイト、および大学案内、その他印刷物によって大学の情報を公開している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	本学学位規程第 2 条により大学および大学院の学位を定めている。	4-1
第 178 条	○	学則第 16 条に転入学・再入学について規定している。	3-1
第 186 条	○	学則第 16 条に転入学・再入学について規定している。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を遵守し、これを最低基準として向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	本学は医療系複合大学である。学部、学科又は課程ごとに学則を定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	学則第 11 条、入学者の選抜は、入学者公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えている	3-1
第 3 条	○	学則第 33 条に学部について定めている。	1-1
第 4 条	○	学則第 1 条に学部および学科について定めている。	1-1
第 5 条	—	学則第 1 条以外に学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を有していない。	
第 6 条	○	学則第 6 条に、学部以外の基本組織について定めている。教員組織及び施設設備については、本学ホームページの「大学院」「附属図書館」「研究センター・シミュレーションセンター」に記載をしている。	1-1 4-2 5-2

岐阜保健大学

第 7 条	○	学則第 33 条に教職員組織について定めており、自己点検評価報告書に記載している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	学則第 33 条に原則として基幹教員の配置に関して、教職員組織について定めており、自己点検評価報告書に記載している。	4-2 5-2
第 9 条	○	学則第 33 条に教職員組織について定めており、自己点検評価報告書に記載している。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	学則第 33 条に教職員組織について定めており、自己点検評価報告書に記載している。	4-2 5-2
第 11 条	○	学則第 33 条に適切な教員組織の編成、研修体制を構築している。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学長は人格が高潔で学識に優れ、大学運営に識見を有している。	5-1
第 13 条	○	教授資格を有する者は該当条件をみたしている。	4-2 5-2
第 14 条	○	岐阜保健大学教員資格検査委員会規程第 4 条に従い准教授の資格を定めており、准教授資格を有する者は該当条件をみたしている。	4-2 5-2
第 15 条	○	岐阜保健大学教員資格検査委員会規程第 4 条に従い講師の資格を定めており、講師資格を有する者は該当条件をみたしている。	4-2 5-2
第 16 条	○	岐阜保健大学教員資格検査委員会規程第 4 条に従い助教の資格を定めており、助教資格を有する者は該当条件をみたしている。	4-2 5-2
第 17 条	○	岐阜保健大学教員資格検査委員会規程第 4 条に従い助手の資格を定めており、助手資格を有する者は該当条件をみたしている。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 7 条に収容定員について定めている。	3-1
第 19 条	○	学部、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、自己点検評価報告書ならびに本学ホームページ内の教育・教育活動等の情報公開に公開している。	4-2
第 19 条の 2	—	他大学との連携開設科目はないことから、法令対象外。	
第 20 条	○	学則第 23 条に教育課程の編成について定めており、本学ホームページ内の教育・教育活動等の情報公開にて記載している。	4-2
第 21 条	○	学則第 23 条第 2 項に各授業科目の単位数を定めている。	4-1
第 22 条	○	履修規程に授業科目の授業期間を定めている。	4-2

岐阜保健大学

第 23 条	○	学部及び研究科の履修規程に従い、教育上特別の必要があると認められる場合は当該授業科目の授業期間を別に定めており、教育効果を十分にあげられるよう適切な学生数にて編成している。	4-2
第 24 条	○	指定規則の従い、教育効果を十分にあげられるよう、学生数、教室等に適切な環境を提供している。	4-2
第 25 条	○	岐阜保健大学シラバスの各授業科目に、その方法を記載している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	岐阜保健大学シラバスの各授業項目に、成績評価基準等について明示している。	4-1
第 26 条	—	岐阜保健大学では昼夜開講制度を設けていない。	
第 27 条	○	学則第 29 条に単位の授与について定めている。	4-1
第 27 条の 2	—	岐阜保健大学では連携開設科目を設定していないので法令対象外。	
第 27 条の 3	—	岐阜保健大学では連携開設科目を設定していないので法令対象外。	
第 28 条	—	岐阜保健大学では連携開設科目を設定していないので法令対象外。	
第 29 条	○	学則第 28 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	4-1
第 30 条	○	学則第 28 条に入学後の既修得単位等の認定について定めている。	4-1
第 30 条の 2	○	学則第 8 条に学生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することができないと定めている。	4-2
第 31 条	○	学則第 11 条第 2 項に当該大学の学生以外の者に対し、単位を与えることができる。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 29 条に卒業の要件を定めている。	4-1
第 33 条	○	学則第 28 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	4-1
第 34 条	○	本学ホームページの「情報公開」内、自己点検評価報告書に記載の通り、教育にふさわしい環境をもち、学生が休息その他に利用するのに適当な空地や運動施設を有している。	3-5
第 35 条	○	本学ホームページの「情報公開」内自己点検評価報告書に記載の通り、運動場、体育館、講堂等の厚生補導施設を設けている。	3-5
第 36 条	○	本学ホームページの「情報公開」内、自己点検評価報告書に記載の通り、校舎等施設について遵守している。第 4 項（夜間学部）は法令対象外。	3-5
第 37 条	○	本学ホームページ「情報公開」内、自己点検評価報告書に記載の通り、校舎の面積は十分満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	本学ホームページ「情報公開」内、自己点検評価報告書に記載の通り、校舎の面積は十分満たしている。	3-5

岐阜保健大学

第 38 条	○	学則第 37 条、岐阜保健大学図書館規程及び図書館利用規則に従い、図書等の資料及び図書館、専門の事務職員の配置について遵守している。	3-5
第 39 条	—	本学は第 39 条の学部又は学科の設置はないため対象外。	
第 39 条の 2	—	本学は第 39 条の 2 の学部又は学科の設置はないため対象外。	
第 40 条	○	本学ホームページの各学科の紹介ページにて、機材等についての概要を記載し、必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 40 条の 2	—	本学は二以上の校地を有していないので対象外。	
第 40 条の 3	○	毎年度、教育研究費を予算化及び執行等を行い、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	学校法人豊田学園岐阜保健大学 寄附行為第 4 条に大学、学部及び学科の名称を明示し、これらの名称は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	岐阜保健大学は学部等連携過程を実施していないため、基本組織は設定していないため法令対象外。	
第 42 条	○	岐阜保健大学は看護学部、リハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科）、大学院（看護学研究科）を有する専門職学科を設置している。	1-1
第 42 条の 2	○	学則第 33 条に原則として基幹教員の配置に関して、教職員組織について定めており、自己点検評価報告書に記載している。	3-1
第 42 条の 3	○	学則第 33 条に教職員組織について定めており、自己点検評価報告書に記載している。	5-2
第 42 条の 4	○	学則第 23 条に教育課程の編成について定めており、本学ホームページ内の教育・教育活動等の情報公開にて記載している。	4-2
第 42 条の 5	—	岐阜保健大学は教育課程関係協議会を設けていないので法令対象外。	
第 42 条の 6	○	岐阜保健大学学生便覧およびシラバスにて各授業科目について明示している。	4-2
第 42 条の 7	○	1 授業科目の受講については十分な教育効果を上げるよう学生数、施設、設備等を考慮し、提供している。	4-2
第 42 条の 8	○	学則第 28 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	4-1
第 42 条の 9	○	岐阜保健大学学生便覧およびシラバスにて各授業科目について明示している。	4-1

岐阜保健大学

第 42 条の 10	○	岐阜保健大学は隣地実習およびその他の実習に必要な施設を確保している。	3-5
第 43 条	ー	本学に共同教育課程を編制していないため対象外。	
第 44 条	ー	本学に共同教育課程を編制していないため対象外。	
第 45 条	ー	本学に共同教育課程を編制していないため対象外。	
第 46 条	ー	本学に共同教育課程を編制していないため対象外。	
第 47 条	ー	本学に共同教育課程を編制していないため対象外。	
第 48 条	ー	本学に共同教育課程を編制していないため対象外。	
第 49 条	ー	本学に共同教育課程を編制していないため対象外。	
第 49 条の 2	ー	岐阜保健大学は工学に関する学部を有しないため法令対象外。	
第 49 条の 3	ー	岐阜保健大学は工学に関する学部を有しないため法令対象外。	
第 49 条の 4	ー	岐阜保健大学は工学に関する学部を有しないため法令対象外。	
第 50 条	ー	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 51 条	ー	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 52 条	ー	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 53 条	ー	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 54 条	ー	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 55 条	ー	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 56 条	ー	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 56 条の 2	ー	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	

岐阜保健大学

第 56 条の 3	－	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 56 条の 4	－	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 56 条の 5	－	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 56 条の 6	－	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 56 条の 7	－	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 56 条の 8	－	岐阜保健大学は国際連携学科を有しないため法令対象外。	
第 57 条	○	岐阜保健大学は毎年度自己点検評価書を作成し、教育課程の見直しをはじめ、教育課程改善の成果を大学ホームページにて情報公開している。	2-1 2-2
第 58 条	－	岐阜保健大学は外国に学部、学科を設置していないため法令対象外。	
第 59 条	－	岐阜保健大学は外国に学部、学科を設置していないため法令対象外。	
第 61 条	－	岐阜保健大学は新たに大学を設置する計画はないため法令対象外。	

専門職大学設置基準 該当せず

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			
第 2 条			
第 3 条			
第 4 条			
第 5 条			
第 6 条			
第 7 条			
第 8 条			
第 9 条			
第 10 条			
第 11 条			
第 12 条			
第 13 条			
第 14 条			

第 15 条			
第 16 条			
第 17 条			
第 18 条			
第 19 条			
第 20 条			
第 21 条			
第 22 条			
第 23 条			
第 24 条			
第 25 条			
第 26 条			
第 27 条			
第 28 条			
第 29 条			
第 30 条			
第 31 条			
第 32 条			
第 33 条			
第 34 条			
第 35 条			
第 36 条			
第 37 条			
第 38 条			
第 39 条			
第 40 条			
第 41 条			
第 42 条			
第 43 条			
第 44 条			
第 45 条			
第 46 条			
第 47 条			
第 48 条			
第 49 条			
第 50 条			
第 51 条			
第 52 条			

岐阜保健大学

第 53 条			
第 54 条			
第 55 条			
第 56 条			
第 57 条			
第 58 条			
第 59 条			
第 60 条			
第 61 条			
第 77 条			
第 78 条			

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 35 条に学士の学位授与の要件について定めている。	4-1
第 2 条の 3	—	岐阜保健大学は専門職大学ではないため法令対象外。	
第 10 条	○	学則第 35 条及び学位規程第 2 条に学位授与における適切な専攻分野の名称について定めている。	4-1
第 10 条の 2	—	岐阜保健大学は共同教育課程を有しないため法令対象外。	
第 13 条	○	学則及び学位規程第 5 条に論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し定めており、学則は改定があれば文部科学大臣に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	寄附行為に、理事会（理事）、評議員会（評議員）、監事及び会計監査人の職務等について定め、実施している。また、内部統制システム整備の基本方針を定め、実施している。	6-1
第 27 条	○	寄附行為第 6 9 条に、寄附行為の備え置き等について定め、実施している。	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 7 条に、理事選任機関について定め、実施している。	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 7 条に、理事の選任等を定め、実施している。	6-2
第 31 条	○	寄附行為第 8 条に、理事の資格等について定め、実施している。	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 17 条～第 21 条に、理事会の運営について定め、実施している。また、寄附行為第 37 条に、評議員会への意見聴取について定め、実施している。	2-1 2-3 6-1 6-2

岐阜保健大学

第 37 条	○	寄附行為第 14 条に、理事長の選定をはじめ、代表業務執行理事、業務執行理事等について定め、実施している。また、寄附行為第 15 条に、代表権の制限を定めている。	6-1 6-2
第 39 条	○	寄附行為第 16 条に、理事の報告義務について定め、実施している。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条に、理事会の議事録について定め、実施している。	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 22 条に、監事の専任について定め、評議員会の決議により、選任している。	6-3
第 46 条	○	寄附行為第 23 条に、監事の資格について定め、遵守している。	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 28 条に、監事の職務について定め、実施している。	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 30 条に、監事の調査権限等について定め、実施している。	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 28 条に、監事の職務について定め、実施している。	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 28 条に、監事の職務について定め、実施している。	6-3
第 61 条	○	寄附行為第 32 条に、評議員の選任について定め、実施している。	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 32 条及び第 33 条に、評議員の構成等について定め、実施している。	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 37 条に、評議員会の職務等について定め、実施している。	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 47 条に、評議員会の議事録について定め、実施している。	6-3
第 80 条	○	寄附行為第 50 条に、会計監査人の選出について定め、実施している。	6-3 6-5
第 86 条	○	寄附行為第 55 条に、会計監査人の職務等について定め、実施している。	6-5
第 99 条	○	寄附行為第 57 条に、事業計画及び予算等について定め、実施している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 58 条に、役員及び評議員の報酬について定め、実施している。	6-2 6-3
第 103 条	○	寄附行為 68 条に、事業報告及び決算について定め、実施している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為 68 条に、事業報告及び決算について定め、実施している。	6-2 6-5

岐阜保健大学

第 105 条	○	寄附行為 68 条に、事業報告及び決算について定め、実施している。	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 69 条に、計算書類等及び監査報告の備え置き等について定め、実施している。	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 68 条及び 69 条に、事業報告及び決算並びに財産目録等の備え置き等について定め、実施している。	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 71 条に、寄附行為の変更について定め、実施している。	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 5 条に、会計監査人の配置について定め、実施している。	6-5
第 145 条	○	基準に該当しないため、常勤の監事を配置していない。	6-3
第 146 条	○	寄附行為第 7 条及び第 16 条に、理事の構成及び報告義務について定め、実施している。	6-2
第 148 条	○	寄附行為第 19 条及び第 37 条に、中期的な計画の作成等について定め、実施している。また、内部統制システム整備の基本方針を定め、実施している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 75 条に、情報の公表について定め、実施している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	岐阜保健大学設置の大学院は学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的としている。	1-1
第 100 条	○	岐阜保健大学は看護学研究科看護学専攻（修士課程）を設けている。	1-1
第 102 条	○	大学院での入学基準を、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力がある（修士学位を含む）と認められた者としており、大学案内および大学ホームページに掲載している。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 13 条及び大学院入学試験要項で入学資格について定めている。	3-1
第 156 条	○	大学院学則第 13 条及び大学院入学試験要項で入学資格について定めている。	3-1
第 157 条	－	該当なし。飛び級入学なし。	
第 158 条	－	該当なし。飛び級入学なし。	
第 159 条	－	該当なし。飛び級入学なし。	
第 160 条	－	該当なし。飛び級入学なし。	

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条に教育研究上の目的を明記している。	1-1
第 1 条の 3	○	大学院学則第 13 条及び入学者選抜規程で入学者選抜について定めている。	3-1
第 2 条	○	修士課程、博士課程を置いている。	1-1
第 2 条の 2	－	専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程は置いていない。	
第 3 条	○	大学院学則第 5 条、第 6 条で修士課程について定めている。	1-1
第 4 条	－	博士課程については、設置していないため法令対象外。	
第 5 条	○	大学院学則第 3 条、第 4 条で研究科について定めている。	1-1
第 6 条	○	大学院学則第 4 条で専攻について定めている。	1-1
第 7 条	○	学部に基づき適切に連携している。	1-1
第 7 条の 2	－	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	
第 7 条の 3	－	研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置いていないため、法令対象外。	
第 8 条	○	大学院学則第 45 条で教員組織について定めている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	○	大学院学則第 45 条及び教員等選考規程で定めている。	4-2 5-2

岐阜保健大学

第 9 条の 3	○	岐阜保健大学規程において組織的な研修等について定めている。	4-2 4-3 5-3
第 10 条	○	大学院学則第 4 条で収容定員について定めている。	3-1
第 11 条	○	大学院学則第 24 条で教育課程の編成方針について定めている。	4-2
第 12 条	○	履修規程第 4 条、7 条およびシラバスで授業及び研究指導について定めている。	3-2 4-2
第 13 条	○	履修規程第 7 条で研究指導について定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	履修規程第 3 条で教育方法の特例について定めている。	4-2
第 14 条の 2	○	シラバスに授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示されている。 成績評価は履修規程第 11 条に明示されている。	4-1
第 15 条	○	学則第 28 条に入学前の既修得単位等の認定について定めており、他の大学院の科目の履修単位、読み替え等の大学院設置基準の準用を行っている、	3-1 3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	大学院学則第 31 条及び履修規程第 9 条（別表 3）で修士課程の修了要件について定めている。	4-1
第 17 条	—	博士課程の修了要件については、博士課程を置いていないため、法令対象外。	
第 19 条	○	大学院関連施設等を当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を配置している。	3-5
第 20 条	○	研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	3-5
第 22 条	○	大学院は、学部と図書館や研究施設、研究室、シミュレーション・実習室、演習室等を共用している。	3-5
第 22 条の 2	—	キャンパスが 1 つのため、法令対象外。	
第 22 条の 3	○	毎年度、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	学部を置いているため、法令対象外。	
第 24 条	—	学部を置いているため、法令対象外。	
第 25 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	
第 26 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	
第 27 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	

岐阜保健大学

第 28 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	
第 29 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	
第 30 条	—	通信教育課程を置いていないため、法令対象外。	
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織を置いていないため、法令対象外。	
第 31 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	
第 32 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	
第 33 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	
第 34 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	
第 34 条の 2	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	
第 34 条の 3	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	
第 42 条	—	学識を教授するために必要な能力を培うための機会等について、 本学は博士課程を置いていないため、法令対象外。	
第 43 条	○	経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示については、 大学院シラバスの学生生活において奨学金制度や奨学融資制度を紹介し、 個別相談受付を明示している。	3・4
第 45 条	—	外国に設ける組織について、外国に大学院を設置していないため、 法令対象外。	
第 46 条	—	段階的整備について、新たに大学院を設置していないため、法令対 象外。	

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			
第 2 条			
第 3 条			
第 4 条			
第 5 条			
第 5 条の 2			
第 6 条			
第 6 条の 2			
第 6 条の 3			
第 7 条			
第 8 条			
第 9 条			
第 10 条			
第 11 条			
第 12 条			
第 13 条			

岐阜保健大学

第 14 条			
第 15 条			
第 16 条			
第 17 条			
第 18 条			
第 19 条			
第 20 条			
第 21 条			
第 22 条			
第 23 条			
第 24 条			
第 25 条			
第 26 条			
第 27 条			
第 28 条			
第 29 条			
第 30 条			
第 31 条			
第 32 条			
第 33 条			
第 34 条			
第 42 条			

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 31 条で修士の学位授与の要件について定めている。	4-1
第 4 条	—	本学は、博士課程を置いていないため法令対象外	
第 5 条	○	大学院学則第 33 条～40 条及び大学院学位審査に関する細則で学位の授与に係る審査への協力について定めている。	4-1
第 5 条の 3	—	専門職大学院ではないため法令対象外	
第 12 条	—	本学は、博士課程を置いていないため法令対象外	

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			
第 2 条			

第3条			
第4条			
第5条			
第6条			
第7条			
第8条			
第9条			
第10条			
第11条			
第13条			

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	https://tinyurl.com/d72sh3eu	
【資料 F-2】	大学案内	
	https://www.gifuhoken.ac.jp/about/index.html	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	岐阜保健大学規程 2024	
	令和 7 年度学生便覧第 V 部学則 P69（看護学部）	
	https://tinyurl.com/4va4b7uc	
	令和 7 年度学生便覧第 5 学則 P94（リハビリテーション学部）	
【資料 F-4】	https://tinyurl.com/2zk5356f	
	令和 6 年度教科案内学生便覧第 8 章関係規則 P125（大学院）	
	https://tinyurl.com/26sc5hf3	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	https://www.gifuhoken.ac.jp/admissions/index.html	

岐阜保健大学

【資料 F-5】	学生便覧	
	岐阜保健大学規程 2024	
	令和 7 年度学生便覧（看護学部） https://tinyurl.com/4va4b7uc	
	令和 7 年度学生便覧（リハビリテーション学部） https://tinyurl.com/2zk5356f	
	令和 6 年度教科案内学生便覧（大学院） https://tinyurl.com/26sc5hf3	
【資料 F-6】	大学組織図	
	岐阜保健大学の研究教育の組織図（本文 P13 図 1-1）	
【資料 F-7】	事業計画書	
	令和 6 年度事業計画書 https://tinyurl.com/yfam9x65	
【資料 F-8】	事業報告書	
	令和 5 年度事業報告書 https://tinyurl.com/2duxxffb	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	https://tinyurl.com/vc3bhev2	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	豊田学園、大学ならびに大学院規程一覧	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	大学ホームページ大学案内情報公開 https://www.gifuhoken.ac.jp/about/disclosure.html	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	大学ホームページ大学案内情報公開 https://www.gifuhoken.ac.jp/about/disclosure.html	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	大学ホームページ大学案内情報公開 https://www.gifuhoken.ac.jp/about/disclosure.html	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	大学ホームページ大学案内教育の理念・ポリシー https://www.gifuhoken.ac.jp/about/policies.html	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置に係る設置計画履行状況報告書における指摘事項への履行状況	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	岐阜保健大学ホームページ 教育・教育活動等の情報公開 https://tinyurl.com/2vaypbfi	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	岐阜保健大学教授会規程、岐阜保健大学内部質保証評価会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	令和7年度学生便覧（看護学部） https://tinyurl.com/4va4b7uc 令和7年度学生便覧（リハビリテーション学部） https://tinyurl.com/2zk5356f	
【1-1-b】	入試ガイド（岐阜保健大学ホームページ 入試概要） https://www.gifuhoken.ac.jp/admissions/index.html	
【1-1-c】	岐阜保健大学研究教育の組織図 本文 P13 図 1-1	【F-6】 から抜粋
【1-1-d】	岐阜保健大学内部質保証ポリシーP2	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	岐阜保健大学内部質保証ポリシー	【F-10】 から抜粋
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-2】	岐阜保健大学内部質保証評価会議規程	
内部質保証のための組織図		
【2-1-3】	岐阜保健大学内部質保証システム図 本文 P17 図 2-1	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	岐阜保健大学自己点検・評価委員会規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	自己点検・評価委員会議事録(R5~R7)	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	岐阜保健大学自己点検・評価報告書 2024 https://tinyurl.com/5y7rxj4k	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	自己点検・評価書についての全学へのメール文書	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	岐阜保健大学 IR 委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	令和6年度教員の総合的業績調査報告書	
【2-2-b】	令和3, 4, 5年度教学監査報告書	6年度分は8月実施予定
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	岐阜保健大学学生委員会規程	

岐阜保健大学

学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	学生の意見要望をくみ上げる図 本文中 P23 図 2-2	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-3】	岐阜保健大学運営会議規程、岐阜保健大学内部質保証評価会議規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-4】	学外者の意見要望をくみ上げる図 本文中 P23 図 2-3	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	令和 5 年度～7 年度運営会議・内部質保障評価会議議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	令和 5 年度～7 年度運営会議・内部保障評価会議議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	自己点検・評価書についての全学へのメール文書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルの仕組み 図 2-4	
【2-3-b】	学科・学部・研究科別のプログラムのための PDCA サイクル 図 2-5	
【2-3-c】	学生アンケート充実方策についての報告書（学生委員会）	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	岐阜保健大学ホームページ 教育の理念・ポリシー（看護学部、リハビリテーション学部） https://gifuhoken.ac.jp/about/policies.html 岐阜保健大学ホームページ 概要（大学院） https://gifuhoken.ac.jp/academics/gs_n.html	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	岐阜保健大学入試運営委員会規程	【F-10】 から抜粋
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	岐阜保健大学入試運営委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	学生募集要項（看護学部） 学生募集要項（リハビリテーション学部） 令和 7 年度入試（大学院）	【F-4】 から抜粋
【3-1-b】	教科案内学生便覧 第 1 章看護学研究科の教育理念等 P6（大学院）	【F-5】 から抜粋
【3-1-c】	令和 7 年度入試ガイド P9～18	【F-4】 から抜粋
【3-1-d】	岐阜保健大学大学ホームページ 入試情報 入試結果（看護学部） 岐阜保健大学大学ホームページ 入試情報 入試結果（リハビリテーション学部） 岐阜保健大学大学ホームページ 入試情報 入試結果（大学院）	【F-4】 から抜粋
【3-1-e】	令和 7 年度入試ガイド P21「充実した本学独自の奨学金制度」	【F-4】 から抜粋
【3-1-f】	秋の公開講座案内（岐阜保健大学ホームページ イベント） https://www.gifuhoken.ac.jp/news/2024/09/1011.html	

岐阜保健大学

3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	学生便覧 第Ⅰ部看護学部での学び 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 P8～（看護学部） 学生便覧 第Ⅰ部リハビリテーション学部での学び 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 P8～（リハビリテーション学部）	【F-5】 から抜粋
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	岐阜保健大学内部保証評価会議運用方針	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-3】	令和7年度シラバス（看護学部） 令和7年度シラバス（リハビリテーション学部）	【F-13】 から抜粋
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-4】	岐阜保健大学教授会規程	【F-10】 から抜粋
【3-2-5】	岐阜保健大学教務委員会規程	【F-10】 から抜粋
TA、SA などに関する規則		
【3-2-6】	岐阜保健大学ティーチング・アシスタント（TA）及びチューデント・アシスタント（SA）に関する規則、岐阜保健大学教務委員会規程	【F-10】 から抜粋
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-7】	岐阜保健大学における障がい学生支援に関する指針	【F-5】 から抜粋
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	衛生委員会議事録（心身に関する健康相談から抜粋）	
【3-2-b】	学生面談綴り（看護学部） 学生面談記録綴り（リハビリテーション学部）	
【3-2-c】	国際交流委員会議事録	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	岐阜保健大学国家試験対策委員会規程	【F-10】 から抜粋
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	岐阜保健大学ホームページ カリキュラム（看護学部） https://www.gifuhoken.ac.jp/academics/nursing-c.html 岐阜保健大学ホームページ カリキュラム（リハビリテーション学部理学療法学科） https://www.gifuhoken.ac.jp/academics/physical-c.html 岐阜保健大学ホームページ カリキュラム（リハビリテーション学部作業療法学科） https://www.gifuhoken.ac.jp/academics/occupational-c.html	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	岐阜保健大学就職委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	就職委員会就職報告会、病院ガイダンス（看護学部） 就職委員会施設見学報告書 就職試験報告書綴り（リハビリテーション学部）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	求人情報検索（岐阜保健大学ホームページ 学生ポータル）	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	岐阜保健大学学生委員会規程、 岐阜保健大学内部質保証評価会議運用方針	【F-10】 から抜粋
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	岐阜保健大学学生委員会規程	【F-10】 から抜粋

岐阜保健大学

学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	岐阜保健大学学生委員会規程	【F-10】 から抜粋
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	岐阜保健大学「入学金及び学費減免制度」取り扱い要綱	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	学生便覧 第Ⅳ部学生生活上のルール P39～（看護学部） 学生便覧 第4 学生生活上のルール P58～（リハビリテーション学部） 教科案内学生便覧 第7 章学生生活 P113～（大学院）	【F-5】 から抜粋
【3-4-b】	学生便覧 第Ⅳ部学生生活上のルール P39～（看護学部） 学生便覧 第4 学生生活上のルール P58～（リハビリテーション学部） 教科案内学生便覧 第7 章学生生活 P113～（大学院）	【F-5】 から抜粋
【3-4-c】	学生便覧 第Ⅱ部学生生活 キャリアセンターP33（看護学部） 学生便覧 第2 学生生活 就職活動支援 P53（リハビリテーション学部）	【F-5】 から抜粋
【3-4-d】	令和7 年度入試ガイド「充実した本学独自の奨学金制度」	
【3-4-e】	学納金延納願 https://www.gifuhoken.ac.jp/portal/docs/enno.pdf	
【3-4-f】	学生便覧 第Ⅳ部学生生活上のルール クラブ・サークル・同好会について P48（看護学部） 学生便覧 第4 学生生活上のルール クラブ・サークル・同好会について P65（リハビリテーション学部）	【F-5】 から抜粋
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	岐阜保健大学研究センター利用規則、岐阜保健大学研究室利用ルール、岐阜保健大学研究センターガイドライン	
【3-5-2】	岐阜保健大学 シミュレーションセンター規程	【F-10】 から抜粋
【3-5-3】	情報科学演習室使用ルール	
【3-5-4】	岐阜保健大学サイエンスラボ利用規則	
【3-5-5】	学生便覧 第Ⅴ部学則および諸規程 岐阜保健大学 キャンパス案内図 P103（看護学部） 学生便覧 第6 キャンパスガイド岐阜保健大学キャンパス案内図 P130（リハビリテーション学部） 教科案内学生便覧 第9 章その他 岐阜保健大学キャンパスマップ P147（大学院）	【F-5】 から抜粋
【3-5-6】	学生便覧 第Ⅴ部学則および諸規程 岐阜保健大学図書館利用規則 P93（看護学部） 学生便覧 第5 学則および諸規程 岐阜保健大学図書館利用規則 P121（リハビリテーション学部） 教科案内学生便覧 第7 章学生生活岐阜保健大学図書館利用案内 P122（大学院）	【F-5】 から抜粋
【3-5-7】	学生便覧 第Ⅴ部学則および諸規程 学内 Wi-Fi ネットワーク接続方法 P110（看護学部） 学生便覧 第7 各種アカウント登録方法 P137～（リハビリテーション学部） 教科案内学生便覧 第9 章その他 岐阜保健大学ネットワーク接続方法 P156（大学院）	【F-5】 から抜粋
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-8】	コンピュータ・ネットワーク利用ガイドライン	【F-5】 から抜粋

岐阜保健大学

【3-5-9】	学生便覧 第Ⅴ部学則および諸規程 Glexa へのアクセス方法について P115 (看護学部) 学生便覧 第4 学生生活上のルール P58 (リハビリテーション学部) 教科案内学生便覧 第9章その他 岐阜保健大学メール利用手順 P163 (大学院)	【F-5】 から抜粋
図書館に関する規則		
【3-5-10】	岐阜保健大学図書館規程	
【3-5-11】	図書館利用規則 https://tinyurl.com/24mh6de2	
図書館利用案内		
【3-5-12】	学生便覧 第Ⅳ部学生生活上のルール 岐阜保健大学図書館利用案内 P40 (看護学部) 学生便覧 第4 学生生活上のルール 岐阜保健大学図書館利用案内 P91 (リハビリテーション学部) 教科案内学生便覧 第7章学生生活 岐阜保健大学図書館利用案内 P122 (大学院)	【F-5】 から抜粋
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-13】	本学の耐震状況 59690d720d7a74d4adbd70d48fdf958c39d83fca.pdf	
臨地実務実習施設一覧 (専門職大学のみ)		
	専門職大学を設置していない	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	学生便覧 第Ⅴ部学則および諸規程 岐阜保健大学 キャンパス案内図 P103 (看護学部) 学生便覧 第6 キャンパスガイド 岐阜保健大学キャンパス案内図 P130 (リハビリテーション学部) 教科案内学生便覧 第9章その他 岐阜保健大学キャンパスマップ P148 (大学院)	【F-5】 から抜粋
【3-5-b】	学生便覧 第Ⅴ部学則および諸規程 岐阜保健大学 キャンパス案内図 P103 (看護学部) 学生便覧 第6 キャンパスガイド 岐阜保健大学キャンパス案内図 P130 (リハビリテーション学部) 教科案内学生便覧 第9章その他 岐阜保健大学キャンパスマップ P148 (大学院)	【F-5】 から抜粋
【3-5-c】	学生便覧 第Ⅴ部学則および諸規程 学内 Wi-Fi ネットワーク接続方法 P110 (看護学部) 学生便覧 第7 各種アカウント登録方法 P137～ (リハビリテーション学部) 教科案内学生便覧 第9章その他 岐阜保健大学ネットワーク接続方法 P156 (大学院)	【F-5】 から抜粋

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	岐阜保健大学ホームページ 大学案内 (看護学部) https://www.gifuhoken.ac.jp/about/policies.html 岐阜保健大学ホームページ 大学案内 (リハビリテーション学部) https://www.gifuhoken.ac.jp/about/policies.html 岐阜保健大学ホームページ 大学院 看護学研究科 (大学院) https://www.gifuhoken.ac.jp/academics/gs_n.html	

岐阜保健大学

ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	岐阜保健大学内部質保証評価会議運用方針	【F-10】 から抜粋
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	学生便覧 第Ⅰ部看護学部での学び 看護学部看護学科の教育目的・教育目標・3つのポリシーP5（看護学部） https://tinyurl.com/y8msnzdy 学生便覧 第Ⅰ部リハビリテーション学部での学び 養成人材像（教育目的）・養成する能力（教育目標）・3つのポリシーP4（リハビリテーション学部） https://tinyurl.com/3zv776mh 教科案内学生便覧 第Ⅰ章看護学研究科の教育理念等 看護学研究科の3つのポリシーP6（大学院） https://tinyurl.com/26sc5hf3	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-4】	岐阜保健大学学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-5】	岐阜保健大学学則	【F-5】 から抜粋
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-6】	岐阜保健大学教授会規程、岐阜保健大学教務委員会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
	専門職大学を設置していない	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	学生便覧 第Ⅰ部看護学部での学び 看護学部看護学科の教育目的・教育目標・3つのポリシーP5（看護学部） https://tinyurl.com/y8msnzdy 学生便覧 第Ⅰ部リハビリテーション学部での学び 養成人材像（教育目的）・養成する能力（教育目標）・3つのポリシーP4（リハビリテーション学部） https://tinyurl.com/3zv776mh 教科案内学生便覧 第Ⅰ章看護学研究科の教育理念等 看護学研究科の3つのポリシーP6（大学院） https://tinyurl.com/26sc5hf3	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	岐阜保健大学内部質保証評価会議規程、 岐阜保健大学内部質保証評価会議運用方針	【F-10】 から抜粋
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	学生便覧 第Ⅰ部看護学部での学び 看護学部看護学科の教育目的・教育目標・3つのポリシーP5（看護学部） https://tinyurl.com/y8msnzdy 学生便覧 第Ⅰ部リハビリテーション学部での学び 養成人材像（教育目的）・養成する能力（教育目標）・3つのポリシーP4（リハビリテーション学部） https://tinyurl.com/3zv776mh 教科案内学生便覧 第Ⅰ章看護学研究科の教育理念等 看護学研究科の3つのポリシーP6（大学院） https://tinyurl.com/26sc5hf3	

岐阜保健大学

教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-4】	学生便覧 第Ⅰ部看護学部での学び 本学部の理念、教育目的、教育目標、教育課程の関連 P12（看護学部） https://tinyurl.com/y8msnzdy 学生便覧 第Ⅰ部リハビリテーション学部での学び 本学部の養成人材像とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの関連図 P18（リハビリテーション学部） https://tinyurl.com/3zv776mh 教科案内学生便覧 第Ⅰ章看護学研究科の教育理念等 看護学研究科の3つのポリシーP6（大学院） https://tinyurl.com/26sc5hf3	
履修に関する規則		
【4-2-5】	岐阜保健大学履修規程	【F-10】から抜粋
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-6】	岐阜保健大学内部質保証評価会議規程	【F-10】から抜粋
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-7】	シラバス作成マニュアル（看護学部） シラバス作成マニュアル（リハビリテーション学部）	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-8】	岐阜保健大学教務委員会規程、岐阜保健大学内部質保証評価会議運用方針	【F-10】から抜粋
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
	専門職大学を設置していない	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
	専門職大学を設置していない	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	令和7年度シラバス（看護学部） 令和7年度シラバス（リハビリテーション学部） 令和6年度教科案内学生便覧（大学院）	【F-13】から抜粋
【4-2-b】	ガイダンス要項（看護学部） ガイダンス要項（リハビリテーション学部）	
【4-2-c】	大学院（ガイダンス資料）	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	令和7年度シラバス（看護学部） 令和7年度シラバス（リハビリテーション学部） 令和6年度教科案内学生便覧（大学院）	【F-13】から抜粋
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	学生便覧 第Ⅰ部看護学部での学び 本学部の理念、教育目的、教育目標、教育課程の関連 P12（看護学部） https://tinyurl.com/y8msnzdy 学生便覧 第Ⅰ部リハビリテーション学部での学び 本学部の養成人材像とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの関連図 P18（リハビリテーション学部） https://tinyurl.com/3zv776mh 教科案内学生便覧 第Ⅰ章看護学研究科の教育理念等 看護学研究科の3つのポリシーP6（大学院） https://tinyurl.com/26sc5hf3	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	岐阜保健大学内部質保証評価会議運用方針	【F-10】から抜粋
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	岐阜保健大学内部質保証評価会議規程	

岐阜保健大学

学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	授業評価アンケート 国試対策評価アンケート（看護学部） 授業アンケート（リハビリテーション学部）	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	教務委員会議事録、国試対策委員会議事録（看護学部） 教務委員会議事録、国試対策委員会資料（リハビリテーション学部） 大学院看護学研究教務委員会議事録（大学院）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	シラバス作成マニュアル（看護学部） シラバス作成マニュアル（リハビリテーション学部）	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	大学の意思決定に関する組織図 本文中 P75 図 5-1	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	岐阜保健大学運営会議規程	【F-10】 から抜粋
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	学校法人豊田学園組織規程	【F-10】 から抜粋
教授会に関する規則		
【5-1-4】	岐阜保健大学教授会規程	【F-10】 から抜粋
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	教授会の開催日時・議案一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-6】	岐阜保健大学学則、岐阜保健大学大学院学則	【F-10】 から抜粋
事務局組織図		
【5-1-7】	事務局組織図 図 5-2	
事務分掌に関する規則		
【5-1-8】	学校法人豊田学園組織規程	【F-10】 から抜粋
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-9】	岐阜保健大学運営会議規程	【F-10】 から抜粋
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
	専門職大学を設置していない	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
	専門職大学を設置していない	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	岐阜保健大学大学院研究科委員会規程	【F-10】 から抜粋
【5-1-b】	岐阜保健大学大学院学位規程	【F-10】 から抜粋
【5-1-c】	岐阜保健大学ガバナンスコード P7 bb03bff53c7c522fdf19b9d159a5a5328a9d1b8d.pdf	
【5-1-d】	岐阜保健大学副学長に関する内規	【F-10】 から抜粋
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	岐阜保健大学教員資格審査委員会規程・岐阜保健大学教員資格審査内規	【F-10】 から抜粋

岐阜保健大学

教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-2】	岐阜保健大学運営会議規程	【F-10】 から抜粋
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FD の方針・計画		
【5-3-1】	岐阜保健大学内部質保証評価会議運営方針	【F-10】 から抜粋
FD の実施報告書		
【5-3-2】	FD・SD 研修会案内、資料・参加者数・アンケート結果（FD・SD 委員会議事録）	
SD の方針・計画		
【5-3-3】	岐阜保健大学 FD・SD 委員会規程、学校法人豊田学園教職員研修規程、学校法人豊田学園スタッフ・デベロップメント推進規程	【F-10】 から抜粋
SD の実施報告書		
【5-3-4】	FD・SD 研修会案内、資料・参加者数・アンケート結果（FD・SD 委員会議事録）	【5-3-2】 から抜粋
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	教員の総合的業績調査	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	中期計画書 P5 https://tinyurl.com/ms53nyzr	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	学校法人豊田学園における学術研究倫理に関するガイドライン、岐阜保健大学研究倫理委員会規程	【F-10】 から抜粋
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	岐阜保健大学研究費取扱規程、岐阜保健大学科学研究費に関する規程、岐阜保健大学科学研究費補助金等経理事務取扱要領	【F-10】 から抜粋
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	岐阜保健大学研究費取扱規程	【F-10】 から抜粋
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-6】	岐阜保健大学研究費取扱規程	【F-10】 から抜粋
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	FD・SD 研修会案内および資料、研究費公募の案内メール一覧	【5-3-2】 から抜粋
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	外部資金応募・獲得の実績一覧	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人豊田学園コンプライアンス推進規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	学校法人豊田学園情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-3】	岐阜保健大学大学ホームページ 情報公開 https://www.gifuhoken.ac.jp/about/disclosure.html	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-4】	岐阜保健大学大学ホームページ 情報公開 https://www.gifuhoken.ac.jp/about/disclosure.html	

岐阜保健大学

内部統制システムの基本方針		
【6-1-5】	学校法人豊田学園 内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-6】	内部統制の組織図 図 6-1	
内部統制に関する規則		
【6-1-7】	学校法人豊田学園 内部統制システム整備の基本方針	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-8】	学校法人豊田学園ハラスメント防止規程, 岐阜保健大学ハラスメント防止委員会規程, 岐阜保健大学ハラスメント防止ガイドライン	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-9】	豊田学園個人情報保護規則、岐阜保健大学個人情報保護規則	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-10】	岐阜保健大学危機管理に関する基本方針	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-11】	危機管理マニュアル（学生）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	岐阜保健大学 SDGs 宣言	
【6-1-b】	岐阜保健大学における障がい学生支援に関するする指針	
【6-1-c】	学校法人豊田学園防犯・防災規程	
【6-1-d】	岐阜保健大学衛生委員会規程	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図 図 6-2	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	予算：各年 3 月に開催の理事会の議事録、決算：各年 5 月に開催の理事会の議事録	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-3】	学校法人豊田学園寄附行為	【F-10】 から抜粋
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-4】	令和 7 年 6 月に開催の評議員会の議事録、令和 7 年 6 月に開催の理事会の議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-5】	中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-6】	理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	中期計画	
【6-2-b】	令和 7 年度事業計画書 https://tinyurl.com/3azn8sev	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	令和 7 年 6 月に開催の評議員会の議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	令和 7 年 6 月に開催の評議員会の議事録	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	予算：各年 3 月に開催の評議員会の議事録、決算：各年 5 月に開催の評議員会の議事録	

監事監査に関する規則		
【6-3-4】	学校法人豊田学園監事監査規程、学校法人豊田学園監事監査ガイドライン	
監事監査計画書		
【6-3-5】	令和5年度監事監査計画書、令和6年度監事監査計画書、令和7年度監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	岐阜保健大学ガバナンスコード P4 https://tinyurl.com/3xfb7dnf	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	中期計画 https://tinyurl.com/ms53nyzr	
財務計画書		
【6-4-2】	中期計画書 https://tinyurl.com/ms53nyzr	
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	科研費、寄付金	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	豊田学園資産運用規程	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人豊田学園経理規程	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-2】	学校法人豊田学園寄附行為	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-3】	各年度の独立監査人の監査報告書	

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 研究センターを活用した地域との連携		
【A-1-1】	岐阜保健大学研究センター規程	
【A-1-2】	岐阜保健大学研究センター委員会規程	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。